

同外二十三件(西村英一君紹介)(第三二七三号)
同外十四件(橋本龍太郎君紹介)(第三二七四号)
同外八十三件(古川丈吉君紹介)(第三二七五号)
同外十八件(塩川正十郎君紹介)(第三二七六号)
同外三十八件(武藤嘉文君紹介)(第三二七七号)
同外四件(村山達雄君紹介)(第三二七八号)
同(加藤常太郎君紹介)(第三三〇三号)
同(渡海元三郎君紹介)(第三三〇四号)
同外十九件(西岡武夫君紹介)(第三三〇五号)
同(藤本孝雄君紹介)(第三三〇六号)
同外二十四件(小川半次君紹介)(第三三三八号)
同(大坪保雄君紹介)(第三三三九号)
同外二件(金丸信君紹介)(第三三四〇号)
同(木野晴夫君紹介)(第三三四一号)
同(佐藤洋之助君紹介)(第三三四二号)
同外二件(瀬戸山三男君紹介)(第三三四三号)
同外四件(田中龍夫君紹介)(第三三四四号)
同(田中正巳君紹介)(第三三四五号)
同(丹羽喬四郎君紹介)(第三三四六号)
同外十一件(中曾根康弘君紹介)(第三三四七号)
同外四十四件(古内広雄君紹介)(第三三四八号)
同外六件(水田三喜男君紹介)(第三三四九号)
同外十二件(森田重次郎君紹介)(第三三五〇号)
退職教職員の恩給、年金のスライド制実現等に関する請願(金子一平君紹介)(第三二七九号)
同外一件(塩川正十郎君紹介)(第三二八〇号)
同(細田吉藏君紹介)(第三三五七号)
行政機関の職員の定員に関する法律案反対等に関する請願外二件(井手以誠君紹介)(第三三〇七号)
同(枝村要作君紹介)(第三三〇八号)
同(太田一夫君紹介)(第三三〇九号)
同外二件(川村継義君紹介)(第三三一〇号)
同(佐野憲治君紹介)(第三三一一号)
同(古川喜一君紹介)(第三三一二号)
同(八木一男君紹介)(第三三一二号)
婦人少年室廃止反対等に関する請願外二件(板川正吾君紹介)(第三三二四号)
同(只松祐治君紹介)(第三三二五号)

同(畑和君紹介)(第三三一六号)
同(平岡忠次郎君紹介)(第三三一七号)
同(倉成正君紹介)(第三三五五号)
同(山本幸一君紹介)(第三三五六号)
靖国神社国家管理反対に関する請願(田代文久君紹介)(第三三五一号)
同(谷口善太郎君紹介)(第三三五二号)
同(林百郎君紹介)(第三三五三号)
同(松本善明君紹介)(第三三五四号)
は本委員会に付託された。

四月七日
行政機關の職員の定員に関する法律案等反対に
関する陳情書（吹田市泉町自治労大阪府衛星都
市連合職員労働組合執行委員長榎原一夫外五
名）（第二一八号）
靖国神社国家管理反対に関する陳情書外五件
（名古屋市北区長田町四の八五藤原チヨ外二十
七名）（第二一九号）
同外十九件（東京都文京区本駒込三の一八の二
二奥山義子外九十四名）（第三一九号）
靖国神社国家護持の立法化反対に関する陳情書
外二件（名古屋市守山区大森二二八二の二川添
勉外二十六名）（第二二〇号）
同（岡山市小野田町五五筒井徳光外十一名）（第
三一八号）
同和对策審議会答申の完全実施等に関する陳情
書（近江八幡市議会議長石井紋治）（第二七七号）
行政改革の推進に関する陳情書（宮崎県市議会
議長会長宮崎市議会議長奥野弁吉）（第二七八
号）
婦人少年室廃止反対に関する陳情書外二十一件
（神戸市長田区前原町一の七五増田美代子外三
百十五名）（第三一五号）
自衛隊機墜落事故による被災者の補償等に関す
る陳情書（金沢市丸の内一一金沢大学教育学
部浅井喜久雄外三十二名）（第三一六号）
靖国神社の国家護持に関する陳情書（富良野市
東鳥沼室崎清平）（第三一七号）

同和对策特別措置法の早期制定に関する陳情書
(広島県双三郡古全町議会議長新谷漸)(第三二〇号)
は本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件
行政機關の職員に關する法律案（内閣提出第一號）

○藤田委員長 これより会議を開きます。
行政機関の職員の定員に関する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。大出俊君。

○大出委員 総理にお出かけいただいたわけですが、長い懸案である総定員法の関係でございまして、時間もございませういたしますから、できるだけ端的に承りたいし、また端的にお答えをいただきたい、こう思うわけです。

昨年、総理みずからの御発議である一省一局制限問題等と関連をいたしまして機構と定員の問題の論議をしたことがございますが、そこで私、冒頭に昨年申し上げたことを繰り返しておきますけれども、機構並びに定員の管理という問題について学者の論説を当時あげまして、人を減らすというものの考え方をとおりにするならば、まずやらなければならぬことは、仕事の配分というのはい体どうなるんだ、人事院なんかも職階制その他で職制という扱いをやっておりますけれども、単位は係でございまして、その係の守備範囲、その人を入れてみると仕事はここからこまでということがきまる、そこに恒常的な職というものの考え方が生まれて仕事の配分が明らかになる、隣と職との関係が出てくる、まず、これが大前提だ、これは行政理論の一つの筋道であります。

さてその次に問題になるのが、行政機構全体の機構というものは一体どう合理的にあるべきかという問題、それが次にきまってくる、その上で行

政の規模に見合う人の配置、定員管理というのは一体どうなるかという順序があり、段階があるという事です。だから、その趣旨に沿ってひとつつこれを御検討いただいて末端の職場から積み上げていただいて、機構というものはこうなる、その中の職というポストは恒常的な職という意味で何人の人が要るのか、それが仕事の繁閑の度合いに応じた国民への行政サービスが合理的になっていくという理屈になるのだが、そういう意味の行政の改革というものが先に出来ないで、人の話が先にくるのは困るじゃないか。一省一局削減というのはショック療法であることはわかるけれども、去年きめたばかりの、早川さんが一生懸命力説した労働省の安全衛生局がなくなったり、総理みずからが御発議になっておる中央青少年局がなくなったり、選挙の問題がやかましくなっておるのに選挙局がなくなつたのでは、ショック療法という意味はわかりますけれども、合理的ではないのじゃないか。理屈がないとおっしゃったからその意味で申し上げる。

今回の総定員法というものをながめてみますと、機構というものには触れてない。要するに、定員管理の面でいままでも各省別に設置法で定めておつたのを、一括して総定員五十万六千五百七十一名というものをほんときめて、その範圍で政令で各省きめていくという、つまりそれは背景の三九年五%というものがあるからという理屈になっておる。これは本末転倒になっておると私は思つておるが、その筋について私は去年論議をしたが、総理は同感だとおっしゃつた。その点についてどうお考えか、その点をまず承りたい。

○佐藤内閣総理大臣　これは大出君もずいぶん勉強していらつしやるので、むしろ私のほうがしろうとかわからぬが、今回提案して御審議をいただいておるのは、これは確かに政府とすれば画期的な法律で、ひとつ思ひ切つて行政の簡素化をしよう、それには仕事のほうからくる場合もあるんだ、どうもなかなか理屈が多くて仕事の面からなかなか片づかない。この前シヨック療法したその

経験からも、相当われわれが思い切つて定員を減らすんだ、仕事の簡素化をやるんだ、これは両々相まってやらざるを得ないのじゃないか。それが国民も期待するところだろう。

そこで、いま言われた点については私も全く理論的にはお説のとおりだと思ふ。しかし、これはやはり実施していく。それから日本の場合に、どうも政府の責任、政府の悪口はよくいふ言つておりますが、国民からもやはり政府をたよるといふものが相当多い。ことに目につくのはいろいろな届け出事項というものがあつて、一体それはどれだけあつて利用されておるのか。民間ではよくいふ苦勞して届け出書類をつくつておる。しかし、それがあとで使われてないといふことはよくいふんむだだ。さらに認可事項あるいは許可事項、本来民間にまかせていいことではないか。そういう仕事があるからどうしてもそれを処理する人が要る、国民が高い税を払う、こういうことになる。

本末の前後から言へば、仕事を整理して、そしてひまができて、それからいよいよ機構が簡素化される、これが筋だろつと思ふ。しかし、ある程度ショック療法をやらないと、いままでのような考え方ではなかなか思い切つた改革はできないのではないか。これはよくいふ議論のあるところだと思ふ。思ひますが、それを実は承知してぜひ御協力を得てこれに乗り出さなければならなくなつておるのではないか、それが一つの考え方でありまふ。

ただ、そういう場合に一番問題になりますのは、あとでお尋ねがあるだらうと思ふのだが、出血整理になる、そういうことは避けなければならぬ。また配置転換も、本人の意思を聞かないでどんどん強制的に配置していく、そういうわけにもいかない。そういうことを考えると、最初まず一つの余裕を持つて、そしてそのたまりをつくつておいて、実際に必要なほうにそれを分けていく。また人員不補充で新規採用しないことによつて、やむを得ず新しくつなぐという意味では新しい人を採用しなければならぬが、なるべ

く不補充の原則でやつていきたい。それをするためには一とおりのブルが要る。そのブルをいま考えよう、こういうことでその定員法、それから先の定員の割り振りは政令でやろう、こういうことなんだ。これは理屈をいへばまさしくお説のとおりでございます。しかしながら私はどうもこの際に思い切つてやらなければならぬ事柄があるのだらう、その目的のためにはいままでの慣習を破つて、そして弊害を生じないような方法で目的を達したい、これがいま御審議をいただいておる現状でございます。

○大出委員　いま最後に総理がおっしゃつたのは、弊害を生じないようにといふことをおっしゃつた。それから総理みずからがやろうとなさつておることが理論的にいうと筋ではないといふことを御存じである。この二点について、その結果どういふことが起こるかという点を立証しておきたいのです。

機構というものが要らないままに人だけが減つた場合にどうなるかといふと、依然として仕事はあるのですから、職場に何が起るかといふと労働強化が起こる。もちろん仕事の繁閑の度合いといふのは一律ではありません。ありませんけれども、ひまのところだけ人がやめていくのではない。欠員不補充になるのではない。仕事の忙しいうところでもやめれば欠員不補充なんだ。そうなるかどうかといふところは大きな労働強化が出てくるわけでありまして、現に起こつておる。それから三十九年五年、五年、六年といふことで進んで、四十四年、五年、六年といふことで進んでいく。つまり仕事のほうを考えると人だけ減らさうとするから、いきなりかなをにかけて忙しかつても何でも減らしてしまおうといふふうに各省がやりになる。これは行政管理局にはおわかりにならぬと思ふ。まかしているのですから。大ワタを協議をしてきめてあとは各省にまかしている。

そこで出てきておる現状を申し上げます。たくさん申し上げておるひまがありませんから幾つか申し上げますが、まず一つは、運輸省関係に起

こつておる。これは総理、お答えいただくにたい面もありまふようから後刻運輸大臣においでをいただいて——前に運輸次官でやりになつても、現在おわかりにならぬと思ふ。

そこでまず一つは、海運局関係に出張所が至るところにございまして。ここにあるだけでも二十二の出張所、これが一人局、一人官署ですから、三十九年五年の關係でなくなる。これは何をやつているところだといふと、つまり漁船の船員であるとかこういう方々が船員手帳をもらつたり何かを記載をする、この方々、船員の雇入れとか、雇いどめといつて雇うのをやめる。それからその届け出の受け付け、船員手帳への記入、これはみんな僻地にあるわけだ。たとえば小樽に本局がある。ところが浦河に出張所がある。漁港です。本局までわざわざ行かなければならぬからといふのでそこに出張所を置いてあるわけですから、こういうところを切るべきじゃないのです。

ところが市町村を指定いたしまして、その市町村にやらせるからといふことで今度やめさせてしまふ。二十二カ所の出張所がなくなる。そうするとさあこの人は市町村に行く、届け出る、しろうとです。それから間違ひ、間違ひと本局の小樽では照会をして全部やり直さなければならぬ。また届け出に行くほうもしろうとに届けたつてわからぬといふことですから、わざわざ小樽まで出かけていかなければならぬ。現にありますが、こういうところにかんをかけるのは困るのです。幾ら五割削減といつても、一番末端の一番必要なところをなぜこういうことをするかといふ点。機構のほうをそのままにしておいて人を減らすと声がかかるからこういうことになる。これは私は非常に困つたことだと思ふ。あるべきではないです、これは。

もう一つ申し上げまふ。地方自治法の附則八条に基づいて定員、地方事務官でございまして、これは行管もワタに入つてないとおっしゃつておつたが、各省段階で調べてみると、みなワタに入つて五割削減になつておる。これは私どもやかましく言つてまいりまして、年々人がふえつたつある。と

ころがいままで欠員不補充ですから、たとえば四十一年に百五名増員した。これは陸運事務所でございまして。ところがこの中でも実数は九十三しかふえてない。何だと思つて聞いてみた欠員不補充だけ落ちておる。これが四十二年百三。やはり欠員不補充で落ちておるから九十三。四十四年の計画は六十五名ふえておりますけれども、三年五割の減、四十四年度分といふことで六十五名定員上ふえるはずですが三十名しかふえてない。ここに明確に四十四年度は五割削減と書いてある。そういうことになるとただでさえたといふんな陸運事務所、これはもうここで申し上げるまでもない。そこへもつてきて、いま陸運事務所の關係がどうなつておるかといふと、一言言います

が、私はここに表を持っておりますが、部外の運輸業界の業者の団体から定員外職員と称する者に陸運事務所に来てもらつて、そこに机を置いておる。車検登録に行きますと机がある。女の事務員が事務をとつておる。その人の給料は何とか号俸をもらつておるのです。政府が払つておるのではない。そこへ机を置いておる。山のようにはありません。これは私が求めた資料から神奈川県だけ書いてないのかもしれない。神奈川県だけは書いてませんが、ほかにはないところはない。大阪なんかたいへんです。これをやりますと、幾ら忙しいからといつて官庁の人間じゃない人間を官庁の中に入れておいて——私が行つてみればすぐわかる、服装が違ふのだから。これは外郭団体でもない、民間の業者団体です。そうすると、新免交付の場合でも、陸運汚職じゃないけれども、業者団体にこれといわれればやむを得ぬ、そのかわり幾ら幾ら持つてこいといふことがでさう上がる。年じゅう事務員を借りて使つておるのですからこれはしょうがないです。そういうことになつておるのに三年五割といつてかんなをかけて、六十五名せつかくそろばん上はじかれてふえるといふのには三十人、こういうばかなことが、総理、あるべきではないのです。これは、これから私は運輸大臣

にお聞きしなければいかぬだろうと思いますが、例をあげておる。間違いない例です。

もう一つ、二つ申し上げます。大阪の気象台、この気象観測をやっておるところで観測課員という測候所で調べておる人は四人しかいない。東京は二人ですが、実情は違ふ。部屋の関係でいまして二人落とすというのです。そうなりますと、天気予報を出すためにやっておりますのは、二十四時間勤務で、二十四時間の交代制でやっておりますのは一時間おきにやっておりますのです。だから二十四回。ところがこれを落としますから何と八回しかできない。三、八、二十四、つまり三時間おきになる。いまだたでさえ天気予報は当たらずといつて大騒ぎをしておる世の中に、こういうところにかんなをかけちゃつて五割削減だからといつて減らす。だから一時間ごとの観測が三時間おきになる。気象学者に聞いてみると三十分おきにやらなければだめだと言つておる。それを現に一時間のものを五割削減でかんなをかけて三時間おきになったというになると、当たらずな天気予報がますます当たらず。リーダー観測その他でもそうなのです。みなそういうところにしわが寄つてしまふ。これは放任できませんよ。時間がありませんからあまりあげられませんが、これは私は、あとから御出席をいただくに都合のいいように、委員長、いま運輸省に限つてものを言つた。あまり方々の省を出しますと、大臣全部並べなければいけませんから。運輸省だけを申し上げてもこういうことになる。これは総理控でお願いです。だから理論的にいって、私の理論をお認めになつておられる。やむを得ないから逆だとおっしゃる。人員のほうからやるのだとおっしゃる。機構のほうはそのまま人のほうを減らす。それが末端にいくと弱いほうにしわが寄せられる。企画部門はふえておるところがある。法務省みたいな一般の行政職はほとんど減つて、検事さんはわんざとふやしておるのが四十四年度。検察官をふやしておるわけです。これもやはり一般の行政事務、国民への行政サービスの面からいえば

逆ですよ。そこに労働強化が起こる。国民への行政サービスの低下が起こる。この現実をどうお考えになるか、それもショック療法の過程でやむを得ぬとおっしゃるのかどうかを承りたいのです。

○佐藤内閣総理大臣 私はいま最初言われた労働強化の問題、またひまなところに過剰人員がでる、これが問題なんですね。いまの定員法なら、省内においての繁閑を見まして、そして各局の間にそういう問題が起こらないようにすることはできる。どうもしかし、一省内の局部等との間の定員の融通でなくて、ただいま問題になりますのは、政府全体としてやはり人員の融通をつけるというところが必要である。それは非常にひまな役所——ひまな役所があるはずはないのですが、しかし仕事の変化によりましていふんでてくるのです。だから、そういうところが、また非常に仕事の量がふえる、そういうところが、やはり本人も了承して納得づくで転勤する、こういうことができると、国民にあまり迷惑をかけなくて済むのじゃないか。いま運輸省の関係でお話になつた——私が運輸省にいたのが戦前、ちょうど戦争ともによした、その時の仕事のしぶりといまの仕事のしぶりは同じなんです。これはど官庁というところはほかのところなんです。そういう進歩のないところの問題があるのです。そして定員を五割ずつ抛出しようという、何でもかんでも、忙しかろうが、新しいところで力を入れなければならぬと考えるが、そんなことにおかまいなしに平均して五割抛出だ、そういう間違つたことを直そう、今度政令でひとつあなばいして、いこうというのであります。気象観測などはこれから最も大事なこと、そういうところで人を減らしていいわけはないのです。海運局のまた下の事務所、そういうところで定員のわずかなものはもうそれより以上減らしようがない、そういうようなところまで無理やり——これは少し管轄範囲を拡大するということではあるが、それはどの程度できるか知りませんが、未端の現場を減らす、そういうわけのものじゃないのです。

ただ、いまの車検の事務になると、これは思い切つて車検というものをもう民間に移したらいいいじゃないか、こうまでいわれてる。これあたりはむしろ役所としてもそういう意味で新しい方向に仕事を持つていくというのが一つの方法じゃないかと思ふのです。これも無理やりに地方事務官までもうける、そうじゃなく、本省から出かけていって、そして地方事務所に——そんな仕事をしている、こういうところにこそ改革が要るのじゃないか、こういふところにこそ改革が要るのじゃないか、こういふところにこそ改革が要るのじゃないか、今日も役立つような、そんな状態ではないか。大出君は、もう古いことだから、たぶん知らぬだらうけれども、そうでない、同じことをいまもやられておる。それはど官庁の仕事というものは融通がきかない、固定化している。硬直化している。そういうところに私はメスを入れたいのです。

いま言われるとおり、それじゃ最初が機構をそのままにしてと言われるが、まず理屈からいへば、仕事を整理して、仕事がひまになつて、そして定員化していくのが筋だと思ひます。しかし、やはりそういうことをいっている、二十年も三十年も同じような機構が続くだろう。やはり仕事のしぶりを考えてもらいたい。それにはやはりショック療法で、これから三年のうちに五割減らすのだ、その目標でひとつふうしようじゃないか、ひとつ考えて、そういう課題を出すほうが早いのです。もちろんそうなつてくると、いままでも行政管理局で一局削減の際にも、これは局を減らすのが目標じゃないのだ、仕事を減らすなければだめなんです、こういって指図したのです。仕事を減らして初めて国民の官庁になるのだ。国民がしあわせになるように仕事を減らす。どうもしかし仕事を減らすときに役所の連中が自分たちの都合のいいような仕事を減らしたつてだめなんです、目的はどきども国民のお世話をするのだ、これを減らしたら国民が幸ひする。利用しないような届け出事項などはひとつ整理する。もう自由営業でいいじゃないか、そんなもの免許事業にする必要はない。こうなつてくるように、国民がしあわせになる方向で事務を整理しよう、ここに目的、ねらいをつけて、そして整理しよう。

だから一時的にはいふぶん強化になる、あるいはひまなところに人間がだぶついていると言われますが、ひまなところに人間がだぶついているれば、それこそ抛出するのモイの一番に出ていく。あそこは多いから、非常に忙しいうちにひとつ定員を振り向けようじゃないか、こういうふうに頭をしょつちゅう働かしてもらつて——こんなものを一様に定員を減らす、そこまでは私も考えていないのです。またショック療法だと申しまして、ひとつその辺は御理解願ひしたいと思います。

○大出委員 これはしかし車検や何かの問題、私はそれをここで質問しておりますから、あらためてここで論じますが、私が例をあげているのは、現に総理が提起しているこの三年間五割、これを実行しようという意味で出している総定員法、この関連において現場で何が起つておるかという例をあげまして、そこまではとおっしゃるのだから、これは明らかに行き過ぎだということになる。こういうことが起つてはいけません。これは間違ひない。これはそういうことを言えませんが、至るところにあるのだから。たとえば運輸省の——これは昔総理が運輸大臣をおやりになつたものだから、そういう気になつたのかも知れません。

もう一つ例をあげますが、三種という飛行場があります。これは北海道なんかにはたくさんあります。地方の三種の飛行場、これはセスナ機とか、ああいふ飛行機が年中飛んでる。冬のうちはなかなかお客さんを運んでいけないから、ピラマシや農薬の散布、観光だとか遊覧飛行をやっている。そういう三種の飛行場の管制官、これがかんなくはじかなくなつてしまつて、これは何をやっていくのかといへば、セスナみたいな飛行機だから、風速とか風がどちから吹いているか知らしてやらないとあぶないですよ。大きな飛行場の滑走路は十本くらいできておりますから、風向きによつてあらかじめ滑走路を使えばいいけ

れども、三種の飛行場の滑走路というものは一本しかなくて、片一方から片一方にしか走れない、そうなる風向きが、かんによってはいへん、なことに。そういう人命にかかわることをやらなければならぬところの管制官は要らない、勘でおりるといわれる、こういうところにかんを付けてしまふようなことをすべきではないと私は思う。至るところにそれがある。だから企画部門であるとか、省内の力の強いところはさておいて、末端のそういう一番困っているところになおしわが寄る、こういうかっこうになりがちなんです、逆の方向でおいでになると。

だから私はここで総理に言いたいのは、私はこの総定員法に幾つかの理屈があつて反対なんです、総理がいま答弁されたことに。それによつて起るいろいろな問題については逆にいくのだから山ほど起るのにはあたりまえだ。いま申し上げたとおり、それによる責任をとことんまで負つてもらなければ困る。そのことによつて起る一切の責任を行政官庁の最高責任者である総理が責任を負う。それが公務員諸君に説得力となつてあらわれるようなところまであなたが考えを提起しなければ、問題は解決しません。そう考えなければならぬのです。臨調の答申でいきますと、まずいっていることは、過員が生じたからといつてそれが出血人員整理につながることはないといつて、臨調の答申は私も内閣委員会にいますから尊重したいが、これも机上プランで、間違ひもたくさんあるから、それを指摘しながら、この趣旨を尊重したいと思つて、私はこの六年間内閣委員会の委員をやつて、そこでいっていることは、あくまでも人員整理に結びつけてはいけないうこととを前提にしている。だからこの点は、いまも総理が明確にされているけれども、当然だろふと思う。

もう一つは、配置転換とここでいま口にされましたが、配置転換といふことについて公務員は身分保障されておりますから、保障されている公務員がほんとうに安心をして——自分の仕事がなく

なつてしまつたらどこかにいかざるを得ないのだ、そういう極端なことも含めて、ほんとうに奥さんや子供さんのことを考えても安心していける、一生かけて自分がやつていくという意味において不遇にならない、そういう前提で安心ができる、だから公務員がそんなに騒がない、そういう体制をいままでにつくつておかなければいけなかつたといつて、臨時行政調査会は、長期にわたる人員計画、配置計画、これがなければいけなかつたのだといつて、これを解決していかねばいけなかつたといつて、しかもあらかじめ公務員諸君とともに十分協議し、話し合ひをして納得し合える形のものに制度化しておかなければいけなかつたんだといつて、全電通の皆さんだつて電電公社の皆さんだつて、あれだけ自動改式がどんどんふえるというときに事前協議制というものをおつくりになつた。協議がととのわなければやらないといふところまで最初におきめになつた。そこまではやはり公務員の身分保障というものを考えて、それを先に出して自動化というものを提起している。ですから本来、この総定員法を出しになるんなら、その前に長期にわたる要員計画、定員配置計画はどうあるべきかといふことをお出しになつて、そこで起るものもろもの、いま例にあげたような事象についてはどう対処なさるかという政府の責任ある立場を先に出して、職員との関係はどうなるかといふことをあわせて出して協議をするならする。田交権の問題、理屈を言

えば切りがありませんが、そういうことは抜いて、長期の展望に立つたからじつくり話し合つて合意を取りつける、そのためにどんな努力も各行政官庁の理事者にさせるといふ、そういう責任ある立場が最初に出て、その上で、この法案を、逆だけれども論議してくれとおしやるなら、私も論議するにやぶさかでない。そういう親切気が総理ないんじや、やはり世の中じゅうが心配して、いろいろな問題が職場で起こつていますが、不安、動揺があるのは無理からぬことだと私は思

う。もうさつき口にされたことだけれども、もう一べん簡単にいまのところを答えおききたいだき

○佐藤内閣総理大臣 いまの仕事のしぶり、私は、先ほど来お答えしたことに、最高責任者としてもちろん責任ある答弁である、またさような意味でお聞き取りをいただいたと思います。そこでせつかくの総定員法、また三年間五割削減、その趣旨がよく徹底しておらないようです。有能な公務員、次官がいる。さらに次官が帰つて局長会議を開く、かように思いますが、もつとそれを徹底させなければならぬ。ただいまの、総定員法には反対だが、実施にあつてこういふことを気をつける、たいへんこまかく御注意をいただいたこと、私はそのとおりだと思ふ。よくこの趣旨が徹底してそれが——どうせ定員を削減するので、それから、それぞれのものは進んでやるといふことはなかなか困難でしょう。それはいまのような定員をかかえて、そうして整理もしないで涼しい顔をしてものをやる、そのほうが仕事は楽でしょう。しかし国民に対する公務員の責任というものを考えると、やはりできるだけ国費はむだにしないように、十分行政効果があがるように努力するのがわれわれの仕事だと思ふ。そういう意味で各省の次官、さらにまた省では幹部会を開きますから、その幹部会を通じて政府の意向をよく徹底し、同時にまたその省の職員の期待にこたえたい、そういうような意味でも下級職員にの気持、意見もよく相談する。もちろん実施にあつてはそういう処置はとられるだらうと思ひます。

机上プランでただ五割だけ減る。毎年一%ちよつとだといつたそんな簡単なもので計画されたらとんでもないことだ、かように思ひます。ただいま御注意を受けましたので、そういう点も十分注意していく。そのときに大事なものは、いまも言われますように本人の意思に反して強制配置転換、これはやらない。実は私、この点も最近私自身が教つたのですが、どうも人、公務員の配置

転換を、本人の意向はまだ聞いておりませんから、それは無理なんです、こういつて私自身が注意された。なるほどいまはそこまできておるのか、それはど気をつけているのだな。本人の意思に反してといふことはまずないだらう。今度は、もう一つは出血整理、これはもう、この時代にこんなものは容易に私はできようとは思ひませんし、またそれこそ、従業員と対決の姿勢で仕事をするとしたら、そんな非能率なことではないのですから、それは効果があがらない。だからその二つは、この際にはつきり明言できるんじゃないかと思ふ。いま私が各省の大臣と話をいたしましても、ただいま出血整理をする、そういうことにはみんな反対であります。さようなことは全然ござい

せん。

○大出委員 この際、人事院の総裁に一言お答えいただきたいのですが、これは総理にお聞きいただきたいので、総裁にわざわざお出かけいただいたのですが、この三年五割といふことが、実際に予算がきまる。今度は総定員法に基づく——これは私は私どもは反対だが、これは意図は、政令で各省の人員をきめようといふ、そうすね。そうすると予算がきまる、政令が出されて何省が何名、こうなる。さてそこから先は、この大ワケは行管との相談できめるにしても、何等級は何名、何等級は何名といふ級別定数は標準職務表に基づいてい

る。これは人事院のはうなんでしょう。そうすると、いまでも国家公務員の平均年齢四十です、ほとんど欠員補充しないのですから。それでしょ

省からおいでになった課長さんが人事院においておられますが、これは人事院のほうに立つてやっておられるのだとは思ふ。しかし定数配算は、各省から出されたものを承認する、承認権がある、承認権がある限りは承認しなければ減ることになる、極端なことを言えば、大体各省が出したものの一割くらいものをやると認めるくらいで済んでいて、全体から見れば数パーセントです。だから、これは何と四等級というふうなところの係長さんまででよいというわけですよ。勤続年数が長いから上げざるを得ない、役付にならぬでも、そこまでいかなくとも、今度はその場合に、五等級だの四等級に手をつけたいへんなことになりまう。五等級減といつてもひっくり返るような騒ぎになる。六等級、七等級一緒に使っているけれども、そういうところが落ちてくるなら、いわく実害というものは少ないでしよう。しかし、もしそこをやりそこなうと、幾ら総理がそう言つたって、現実にはそれは動かない。それが、昭和二十四年に法律で定員法というものをこしらえて、成田知巳委員長が第一号の質問をしておられます。昭和二十四年です。ここで定員法は行政整理のためにつくつたという提案理由をしておられる。齊藤隆夫さんが内閣委員長、そういう時代があった。それでも人は減らない。三十六年に各省設置法に移した。石橋君が質問しておられます。これで減りますか、減らない。なぜかという、この法律のたてまえにかかわらず、片や級別定数その他の規制があるからですよ。予算がある。そこを誤ると、幾らここで出血整理はしないか、総理が言つてもえらいことが職場で起る。そこを誤ると、えらいことが職場で起る。趣旨に従つて十分気をつけるということをややりおっしゃつておいていただかぬと、せつなく角屋さんの質問にもあったが、そこがかみ合っていないと思ふので、お答えいただきたい。

○佐藤達政府委員 いまのお尋ねは実は以前にも実績があるわけで、これをお話しすれば御了解いただけると思ふけれども、御承知のように

給与法の八条では、級別定数について、行政組織に関する法令の趣旨に従ふこと、それからもう一つは「予算の範囲内」ということをうたつておるわけですよ。したがって、予算なりあるいは行政の定員に異動があれば級別定数もその関係では異動を受ける、これは当然のことでありまうけれども、昨年から御承知のように予算上減つてきておるわけですよ。で、その場合にどういう処置をしたかお申しますと、いま御心配の七等級、八等級というふうなところについて、実はこれは定員の削減、欠員不補充ということに要するに新規採用を控えるということにおのずから重点がかつてきますから、理屈として七等級、八等級というふうな若いところで数を減らすのが筋であらうというところで、四十三年度の場合を申しますと、七等級が五百二、八等級が二千八百八十八減つておるわけですよ。そして六等級がわずかに九、それから上はありまへん。そういうことで今後ともまいりたいという気持ちでおるわけでありまう。

○大出委員 あと十分しかありませんが、筋を二つばかり申し上げますが、一つは三十七年の十月十二日の閣議で、つまり欠員不補充をおきめになった。これは総理、前の池田さんのときです。それから、人事院勧告の一月繰り上げ実施を三十九年におやりになつておる。そのとき十月が九月になつた。このときはILOのモース事務局長が来たときです。その政治的関連もあつて、このときに一月繰り上げをされた。お笑ひになつても、中身はこういうことなんです。そのときに閣議が何をきめたかという、給与が一月繰り上がったんだから、ここで人員を押えましようというのを閣議できめた。行政官報にちゃんと載つておる。そこで、このときは池田さんが病院に入院されて、鈴木さんが官房長官でやつたんですから、きつておる。このとき、一般行政職については五〇%まで不補充、ただし五十歳をこえた人については二〇%が不補充、新陳代謝するから、給与単価が下がるからという、それからそのほかの医療、技術、研

究職とかいうのは、人が要るんだから不補充率は一〇%だときめたんですね。これは三十九年です。以来四十二年の総定員法の提案のときまで続いたんです。欠員不補充の形で欠員をたたくさん持つておつたわけですよ。だから、三年五%というけれども、ほんとうは三十九年からの五年なんです。これはもうしるで担当者の方がうなずいておられるけれども、言いかえればそうなんです。そうだとすると、四十二年で閣議の不補充原則というものは切つたんです。切つて総定員法に乗りかえた。してみると、三年五%でなま首が切れる道理がない。切らぬでいい。これは別なんです。ただし運用を間違えると、各省におりていつてかいろいろなことが出てきてしまふわけなんです。そこをどこでだけ申し上げておきたい。

通産省の例でございすが、これは一例です。高齢者の方に、肩をたたいておやめくださいという退職勧奨をやつておられますが、行き過ぎまはなはだしい。今月中にあなは辞表をお出し願いたいというのを課長が言う。就職のあつせんはいたしますからと。行つてみたら半年で切れておしまひになる仕事です。御本人は憤然としておる。庶務課長と組合が交渉すれば、庶務課長は、そういうことを言つた覚えはない。ないというが、担当課長はそう言う。しかも部長がやめるときに、退職する年齢の方へ、私はあしたやめると言ふから言ふんだが、君はもう長くないんだから、やめなければ降格されるぞという話をする。そこまでするおどかしはいけませんよ、まじめに働いた人なんだから。かと思つて、あなたは向こうの課の班長に変わることにになりましたというので、向こうの課の班長にあいさつに行つた。そうしたら、班長さんはちゃんと席に着いておる。君が班長でおれの課へ来ることは話に聞いていないと言ふ。かんかんになつて課長のところへ行く、課長は、君がおれの課から出ることばかりかといふけれども、そこだつたかどつたかといふと記憶はないという。これはいやがらせですよ、総理。こういうふうなことが職場の中でたくさん起

こつておるということをお考えいただかなければ困る。

そこへもつてきて、通産というのはいまむずかしい職場ですが、私は妙なものを入手した。大平会報というのです。大平さんが通産大臣になつたから、これは、人格、識見私も尊敬している方ですから、それを慕つて大平会ができたのかと思つて読んでみた。何のことはない。箱根の大平ゴルフ場のことです。通産官僚の皆さんが民間へ行かれて、みんな名簿をつくつておられる。だれがハズレになつたとか、第三十三回大平会成績表というのがある。池田勝巳はアウト三九、ここにこうある。たくさんあるんです。決して大平正芳さんの大平会じゃない。これをしるかも、事もあるうに忙しい職場の職員に、これを印刷しておれのところへ持つてこいといふことを言う。そんなことをするから私の手元に入るんです。そうでしょう。こんなにあるものをやらせるのですから。そういうことを片ややつていたんでは職場の公務員諸君は信用しませんよ。そうでしょう。だから、幾ら口先で強制配置転換はしない、本人の意思は聞きますとかいふてみたつて、はい、そうですとか言ふた義理じゃないでしよう。そこへ持つてきて、国会が始まるといへば、マイクで庁内へばんと放送して、あしたから国会が始まるからお残りくださいと言ふ。何のたれ兵衛と言われないか、命令されたさえないという権限は出てこない。いなければ課長がいやな顔をするというのである。課長は二年以内にかわる。かわるから、国会答弁の仕事は全部、二十年かかって課長補佐になつた人がやる。そうでしょう。上級甲の人は名簿が全部別扱いです。これは全くの直近上位へぼんぼんと上がつてしまふ。六年で課長補佐になる。優秀な人で二十年も當々としてやつて、やつと課長補佐になるのです。上級甲の試験を受けたときは、わずかにこのくらいの差で落ちた人だつ

てそうなんです。それはあたりまえなんです、年々試験を受ける人が多いのだから。こんな運営しているから、そういうところに例の関税官の汚職が起こるのです。幾ら仕事ができても、まじめにやったら、おれは二十年で課長補佐になったのだからこれ以上はいけないということになれば、そういうところに課長が来て国会答弁を全部書かしておいて、その課長は二年たつたらいなくなる。そういうところに呻吟している方の気になつてもごらんない。補佐で上級甲を通つていない人が幾ら一生懸命やつたつて、それ以上はいけない。夜、官庁やめたら銀座のバーに行つてパーチンをやっている。一つの課で七割もあるところがあつて、冗談じゃないですよ。こういうところを捨てておいて、総定員法でワクをはずして政令ということでお出しになつても、職場の公務員諸君は納得しませんよ。だからその点をしかと総理に、いろんなことが起こるが責任をとつていただけるかと言つてゐる。私は、できればこういう法律は出してもらいたくない。

荒木さんが四日の日に答弁されておつたけれども、私はいづいぶん調べてよくわかつてゐる。いままで内閣委員会で六年間、設置法を扱つてきた。増員が出てくるばかりだとおっしゃる。それがここで停滞するなら、増員を抑えるのだからいいのですよ。逆なんだ。減員が出てこないという。減員が出てこないのは行管の責任なんです。かつ総理の責任なんです。内閣法上、行管には主任の大臣がない。総理大臣が主任の大臣なんだ。だとすると、総理がそういうところは、各省の増員の設置法が出ないようには押さなければならぬ。それでしよう、ふえた人を減らせば出血になるのだから。しかも行管だつて、ときには逆のことをやることもある。郵政省の監政局を二つ減らすといつたときに、行管は行管の監察システムと一致しているものが減つていけば自分のほうの關係もある、断固反対というので、最後まで反対された。総理が最後に松平行管庁長官と小林郵政大臣の間に立つて、金沢監政局に愛媛県の松山の監察

局を一つふやして、総理裁断でこの委員会に提案してきた。それでしよう。だからやはり基本となるべきものは、積み上げ方式で機構というものを考え、仕事を考えて、そうして公務員の数のワクというものを合理的に処理していくということにならなければ無理があるということなんです。

しかし、いまさら言つたつてあなたの意見と一致しませんか、こういう現状を御認識いただいて、総理のあたりのところでひとつほんとうに腹をきめて、公務員諸君がたいへんなことになつてしまつたということになるのだから、この点は私どもは最後まで反対しますが、いまの現状についてどうお感じになつたか、ひとつ御答弁いただきたい。

○佐藤内閣総理大臣 私のこと知らないことも教えていただきました。ただいまのような実態、これはもう不信を買うゆゑなんだと思ひます。

また、いまの汚職があるという点については、何とあらうと私はどうも理解できない。それはどうしても汚職者の責任において処理されねばならぬ、かように思ひますが、しかしとにかく制度そのものについて私どもの目が届いていない、そういうおしかりについては、この上とも勉強することにしつたと思ひます。

○大出委員 これで終わります。三点質問しますが、これはだめ押しですけれども、昭和三十八年の閣議ですでに総定員法というものの方式をきめておられる。これも行政管理局に載つておる。四日の川崎君の質問で、時勢が変わつたのだという。三十六年に設置法に入れたのだから、四十四年までだから八年たつてゐるという伊能さんのおことばが出た。そうじゃない。三十六年に設置法に分かれたのだから、翌々年、一年半足らずの間の三十八年の閣議で総定員方式を進めるといふことをきめておられる。にもかかわらず今日まで用意しなかつたのはなぜか。六年間も十分時間があつたはずだ。ならば、今日こゝまでで総理がこう考えますという御答弁をなさる前に、事前に組合と話をする、合意を取りつける方法はどういう計

画でどうするとか、全部この六年間に立つていなければいけなかつたはずだ。この点の一つ。だから、将来ともに立てなかつたことについてとやかくよりも、その責任という問題はやはりつかまえて、そうあるべき姿というものを慎重にお考えいただきたい。

そこで二つだけ申し上げますが、人事院勧告の取り扱いの問題です。これは保利官房長官の一言をもつてすれば、四十四年度は七月実施という予算ではありません、こゝまでははつきりした。じゃ一体、七月でなければ六月か五月でしかないが、六月、五月というよりもなぜ完全実施をしないかと言つたら、それに対しては一点の曇りもなく完全実施とはこの席で申し上げない、一点の曇りとは何だということでは困る。完全実施をなせおやりにならぬですか。やつていただきたい。この点の一つ。

それから昨年の四党国対委員長会談の席上で一つ条件がついてゐる。何かというと、七月に国会修正をした公務員給与の実施は、国家公務員、地方公務員並びにこれに關係するその他の機関ということが申し合はれてゐる。そうすると、これに關連するその他の機関とは公営企業をさしているのです。これはあらかじめそういう打ち合わせをしておつたわけだ。病院、水道、交通、特に今日六大都市の交通はまだ昨年の給与が実施されてゐない。かくてストライキを二回目を打つてゐるのです。これは筋が通らぬ。せつかく政党政治をやつてゐるのですから、四党間でそうなつてゐるとすれば、やれ四月の十七日にストライキをやるといふような計画があるようだけれども、政治的にこの際公営企業、公営交通についても、理屈はもう自治大臣と保利官房長官に先般二十日の日に十分お話ししてあります。その席で取り上げてありますので、何としても政治的に御配慮を賜りたい。官房長官は私に、あなたの政治的発言の政治的趣旨は感づいておられますから、慎重に關係者と相談いたします。こう答えておられますので、

御発言いただきたい。以上です。

○佐藤内閣総理大臣 事前に組合と十分に話し合はなかつた、そのことはまことに遺憾だ、こういうお話でございます。いままでも私が直接組合の役員諸君と会つた機会がございます。しかし、その多くがあまりこの種の事情については話をしない。一般的情勢を転換さす、その程度の役割りであつた。これはしかし、もつと今日の状況のもとにおいては、それぞれの公務員にしても、公務員の組合の諸君と話が案にできるといふような状態が望ましいことは、これは私もわかります。その他の政府の諸機関等には組合の役員も参加していただいた。しかしどうも審議会その他においてしばしばそれが労使双方の対決の場、対立の場、対決とまでは申しませんが、相当意見が食い違つておる。そのためにまとめることもなかなか困難だ、こういうことです。しかし本来お互いに提携して国民のためのという仕事を、こういう立場でなければならぬと思ひますので、この關係はさらに日にちをかけてでもやはり改善する方向に努力すべきものだ、かように思ひます。これはわれわれのほうはその地位にありますから、むしろ積極的にこちらから組合の諸君にも呼びかける、そういう態度が望ましいだらう。そういう場合に、組合の諸君もいままでの事情にあまりこだわらないで、その辺は虚心たんに話し合つたらいいだらう。

ところでその次に人事院の勧告の問題であります。人事院の勧告の問題は、いまたいへんうまいことを官房長官は言われた。(大出委員「うまいことばなんだよ」と呼ぶ)少しうまい過ぎた……。私にもわからぬが、しかししばしば申し上げますように、人事院の勧告はもう最大に尊重しなければならぬと思ひます。ことしはそういう意味で、月は違ひますが、一応予算にもある程度盛つてあります。問題はこれから一応賃金アップがどんなことできるかという、そこに一つの問題があると思ひます。官房長官が言つたのは、おそらくそんなことで一点の曇りが残つてゐるというのではない

かしらと思ひます。私が心配しているのも実はその点であります。もう長いこと、この完全実施をやれといわれながらそれができてない。私自身扱った人事院勧告にいたしまして、もう四回、五回にもなるでしょう。そうすると、ほんとうに完全実施をする、そういうことでない、皆さん方もなかなか御しんぼうがでないんだらうと思っております。

そこで、この春閣内閣がどういうことになるのか、実はたいへん気をもんでおる。私、一つの心にかかつておる問題である。もちろん、そういう意味から私も私どもは物価の問題と取り組む。また事業の繁栄への努力が行なわれる。これは各会社とも非常に利益が上がっておりますから、そういう状態から見ると、全然利益のない役所とはちよつと違うだらうと思ひますが、どうしても高い春閣内閣になるんじゃないか。大出君のほうがよくその辺は見通しをされるだらうが、実はそこまです非常に心配をしております。しかし、この際はつきり申しますが、とにかく人事院勧告、これはどんなにしても尊重しなければならぬ。政府は一その努力をし、まあ御鞭撻を受けた。また官房長官、行政管理局長官等々とも、人事院勧告が出た際にとくと相談するつもりであります。

そこで、またその他の問題、ただいまここにメモをいたしておりますが、この問題については私十分いきさつを明らかにしておりません。しかし、四党の国対が申し合はせをしたことだし、またそういう立場に立つてこの問題について善処する、これは党の当然の責任だと思ひます。各種の公営事業におきましてはそれぞれの責任、それぞれの立つてゐる地位についてはよく理解をしておいていただきたいと思ひますが、公益事業をやられるがゆゑに遠慮される、こういうようなことがあつてはならない。そういう意味で、待遇も改善しない、責任だけ負ふということでもいかぬと思ひます。だから、その辺はこれから私も善処いたしますし、またそれこそ与野党ともに申し合はせをしたのでありますから、これは共同の責任で十分善処

するということをお約束します。

○大出委員 総理、いまの最後の点です。あれなんですけれども、省と省との間の配置転換というものは、これはおやりいただきたくないのです。たとえば、今度の中には防衛庁のせびろの方々が入つておりますね。そういうふうなところまで影響してきますから、したがって各省間の配置転換というのは、これは厳におやりいただきたくないのです。いかがですか。

○佐藤内閣総理大臣 具体的な問題でいま防衛庁のせびろという話がありました。これは最初から、防衛庁のせびろというのはまだあまりたくさんはいない。各役所から供出もしております。これらの連中が رفتり来たりする、この辺は認めていただく。ただ四級職、五級職、その辺のところについては言われたかと思ひますが、そういうことについては誤解のないようにひとつ努力する、よく気をつけていくということにいたしたいと思ひます。

○大出委員 では終わります。

○藤田委員 浜田光人君から閣内閣の申し出があります。これを許します。浜田光人君。

○浜田委員 時間がありませんから、総理にぜひ質問いたします。

前回以来、本委員会ではいろいろ議論いたしました問題点がございまして、総理に聞きたい。行政の需要または消長によつてこれこれするんだということをしばしば言われますね。それはだれがどこでどのように判断するのか、きめるのか。

○佐藤内閣総理大臣 いまのちよつとお尋ねをつかみかねたのですが、各省で人員を配置する、そういうのの厚薄というか、そういうものをだれが見るか。これは一つは、予算編成のときに一番先にひつかかつてくるのです。これはもう大蔵省は横に見ておりますから、それでその定員が不公平に——バランスの問題、それについて行管の意見を徴したり、あるいはまた、私自身のところまでもくることがある、こういうのがあります。やっぱり一番先に問題になるのは大蔵だと思ひます。

○浜田委員 そうでなくして、各省で人員を何ぼにする、したがって、最初御答弁なさつたように、仕事量をまずどうするかということになるのだ、当面とりあえずここでショック療法としてこれこれをするのだ、こういうふうに言われる。たとえそれがショック療法にしても何にしても、各省でこのように仕事量があるから、この仕事の配置、ポストをどうするか、したがって定員をどうするか、こうなると思ひます。それは少なくとも各省大臣があるいは局長なり官房長なり、その辺でやるのではありませんか。どうですか、その点。

○佐藤内閣総理大臣 最初のお尋ね、ちよつと私聞き間違えたかと思ひますが、各省の官房で各局の人員の適否を考えるわけです。

○浜田委員 そうなりますと、先日の委員会でも出ましたが、大臣は渡り鳥だと言われているのです。その渡り鳥の大臣が官房長や局長をばつと掌握しようと思ひてもなかなかできない。しかもまた、その高級官僚というものが、さつきも大出委員の質問があつたように、かわられる。そうすると、実際実情を把握しておらぬ。おられないから、おられないのですよ。一年前には、どうしても必要なんだ、これは日本経済を救う唯一の方法なんだというところだ。労働省の安全衛生局でもしかり、ところが、一年たつたら、その局を廃止する、というのですよ。こういう状態だから、いろいろでしよう、総理。そういう状態だから、いろいろ各省の高級官僚は、極端に言うなら、もう自分の定年がきた場合の行く先を考えて、ほんとうに部下のことを考えておらぬ。したがって、時間がないからこまかく言いませんが、盛んに高級官僚がいかに下りしていき、こういう問題が今日大きな課題になつてゐる。私が地方へ帰つていろいろ演説会、座談会をやつても、住民の方が、浜田先生、ああいうことでもいいのですか、われわれは何もかにも信用できませんよ。高級官僚がこちらで二千万円、あちらで二千万円というように、渡り歩い

て退職金をもらつたりするようなことをやつておる。ああいうことは何とかできないのですか、こういつて国民から指摘を受ける。これをどうお思ひになりますか、総理。

○佐藤内閣総理大臣 大臣が渡り鳥だ、高級官僚が白ネズミだということ、言うことを聞かない、こういうお話のようでは、だんだん地につけてまいりました。昔の藩閥政治とはよほど違つております。藩閥政治のときだつて大臣はほとんどかわつてゐる。しかし、このごろは、個人の力というよりも、そのうしろだてにある政党というものがしつかりしているからで大臣も仕事ができるのです。大臣はなるほど一年でかわる、しかしながら与党としてがんばつておるので、やっぱり大臣も安閑としておられない。これは社会党が天下を取られたときも、初め、それはいままでそういう経験のない方が来られても、やっぱり官僚というものはよくできてゐるのです。私も長い官僚生活をしましたから、ことに社会党内閣のときに、私も官僚であつた。やっぱり社会党の大臣の言うことはよく聞いた。だから、やっぱり官僚というものは大臣にはつとめるようになってゐるのです。だから、その関係で——いまだにかく渡り鳥だといふ表現、これはやっぱり慎んでいただいたほうがいいんじゃないか。(浜田委員「いや、あなたが任命した大臣がそう言うのだ、渡り鳥だと言つて」と呼ぶ)それはけしからぬですな。とにかくお互い政党政治をや、また議会政治をやる、その立場において、私はやっぱりそういうこととははだりも不適当だと思ひます。まあ季節になつたら帰つていくから渡り鳥とかわかないのです。それがそれはそれでいいのです。

そこで高級官僚が何度も退職金を取る。いわゆる役所からできた特殊会社がある、そういうところの役員になつていく。なるべくその役員を一つだけで、一定の期間経過したらやめていただくというのを普通のたてまえにしている。特別なでいい人、そういう者が甲の公団から乙の公団に

行くとか、こういうようなことはございすけれども、なるべくそういうのは避けたい、これがいまの実際の運用でございす。そういう意味でいろいろ制限をつけた、しかし、制限どおりなかなから守られておられないのが現状でありますから、いま言われるような事態が次々と起こることがないようにして、できるだけ広い範囲で人材が登用されることを私は願っております。

○藤田委員長 浜田委員に申し上げますが、ほかの質疑者の関係もありますから、ここで締めくくって下さい。

○浜田委員 いまの総理の答弁は、昨年三月十二日の本会議での総定員法の私の質問で、天下りはやらないと声を高くして言っておきま、こういう答弁をしておられるのです。ところが、今年でも、すでに二十名から人事院へ伺いを立ててやっております。だから、口で言われても実際実行させなければだめですよ、総理。

これはもう時間ありませんから、あと一点。本委員会で議論された中で、政令定員の問題がございす。この政令定員は、いろいろ議論してみると、この総定員法が通ればいいのです、早く通していただければいいのです、こういう答弁です。そうすると、総理、いま公職選挙法で戸別訪問をしてもいいような改正案を出そうかと、こういうわけておる。ということ、この改正案が国会に出ておたら、地方でも選挙をやったりする、そのときに戸別訪問したら、警察はやっぱりよくりますよ。選挙法違反だといってやります。ところが、これは政令定員でやっております。四月一日から違法行為になっておる。幽霊定員になっておるんだから、これは十六日に給料でも払えば、完全にこの違法行為は法案が審議されておるその中でやってもいいという、こういう考え方なんです。国民は法律を守らなくりますよ。どうですか、この点。

○佐藤内閣総理大臣 いま与党並びに政府として一番困っているのは、政令定員の処置をどうする

かということ。ただいまの総定員法の審議がなかなか難航している、こういうところを実は私も非常に心配をしております。総定員法を何とか早く通していただきたい、成立させていただきたいということを頼んでおりますけれども、それについては政府が抜かった結果じゃないか、あるいはこういうおしかりを受けるかも知れません。おしかりを受けましても、ただいまの状態は、とにかく政令定員というものの根拠がなくなつて、これはたいへんなことだ、これは何とかひとつ通過させてやる、成立させてやる、こういう御協力を皆さん方にも願いたい、そういう意味のほんとうに困った実情を正直に訴えたんだ、かように私は思います。

なお、これは別なことですが、いまの選挙法について云々のお話がありましたが、私は戸別訪問絶対反対だ、こう申し上げておるのでございすが、そういうことを党の意見として最終的な決定はまだしていませんし、いま研究の段階だ、かように御了承いただきたいと思います。

○藤田委員長 あまり時間をとると、公明党がやれなくなりまから……。

○浜田委員 わかつてます。

選挙法の戸別訪問がいいか悪いかという質問じゃないのですよ。そういう法案が出ておつて、その間にやたらあなただけいま総定員法が通ればいいのだ、こう言われる。そういうときに国民が違反行為をしちや取り締まるでしよう、それと同じじゃないですか。だから総定員法については、臨時国会に設置法で出し直してきなさいとわが党の国対の委員長とあなたのほうの国対の委員長が話し合いをしております。それを怠って、今日はいつまでに通していただければ困るのだと国会審議にプレッシャーをかけたワケをはめたりする、こういうことが総理、総裁として許されまうか。たいへん正直な言い方だ、だからそれは違うかも知れぬ、かような答弁もいたしたわけですから、十分の準備もしておらない、そういうことが

責められることは当然だ。しかしながら、いまの状態で政令定員、これがほんとうに根拠を失つておる、そこに私どもの悩みがあるということを正直に申し上げておるのです。御協力願いたいと思ひます。

○藤田委員長 小澤貞孝君。

○小澤貞孝委員 この総定員法に関連して、この際総理から行政改革に対する基本的な考え方と、今後の推進の具体的な方針、こういうものについてまず第一にお尋ねしたいと思ひます。

たいへんな費用と歳月を要して、例の佐藤さんの臨時行政調査会、これが答申を出してあるはしがきの冒頭にこういうことを書いておられるわけです。

「調査会の専門委員で経理に詳しいN君が推算したところによると、約一兆円がムダに使われている」ということである。余剰人員に払っている賃金、無意味な補助金、ムダな陳情行政などに要する費用、許認可などで民間の受ける損害、時間のロスなど、これらいろいろを合計すると一兆円に達するのだ。私と同じ臨時調査会のO氏も約五千億円と推定していた。私は一兆円と五千億円の間に実際の数字だとみる。つまりこれは七千五百億ぐらいは損害をしておられるのだ、これはしるがきの冒頭に書いておられるわけです。私もこまかいことや、むだな賃金や、いろいろ合計をしてみると、こういう推定もあながち当たらないとはいえない、こういうふうに考えます。最近では社会経済構造がたいへん変わってきた。技術革新も進んで、お月さまに月々月々着陸しようという時期になったり、それからまた国際化が激しくなったり、産業構造も激しく変わっている。こういう中において、お役所の仕事が変わるどうも民間の産業経済の発展にプレッシャーをかけているような面があるんではなからうか、こういうふうに私はいつも考へておるわけです。昔は確かに政治家や高級官僚がリードする社会でありました。いま私は、高度産業社会になったら民間の産業人、これがいろいろの推進役になっている、こういうぐあいに

見れるわけでありま。それをむだな、非能率な行政をやっておれば、産業社会の発展にプレッシャーをかける、こういう理解の上に立つので、やはり無理や何かのない行政改革というものは積極的に進めなさいいけない、こういうふうに考えますので、この総定員法もその中の一つであらうという理解に立つて、行政改革にどういうふうに積極的に竜頭蛇尾にならないように取り組んでいくか、こういうことをまず冒頭に総理にお尋ねしておきたいと思ひます。

○佐藤内閣総理大臣 とにかく政府は一体何をするとおるのか、これは申すまでもなく国民のためにそのつとめをする、奉公する、いわゆる国民の利益のためにものを考えていく、それが産業の発展であらうが個人の生活の向上であらうが、いずれにしても国民中心に行動しなければいけない。実は私、前の木村君に行政機構の改革あるいは行政改革上どういうことを考えたらいいの、それぞれの役所にはそれぞれの主張があるのだらう、しかし国民の立場ということになつてものごとを考えると、各省の権限争いなどおのずから解決する問題だ、共通の目的はそこにある、そういう立場に立つていまの行政のあり方を考えてみようじゃないか、こう言つて木村君と相談したのです。ところが、日本の場合には特別に他と別なところのもの、いわゆる口に民主主義を唱へ、そうしてどこまでも主権は在民だ、かように言いながら、どうもいままでのしきたりから役所にたよる。役所は一体どう考へてくれるのか、まず国民がおれはこう考へるといふことよりも、役所はどう考へるだらうか、こういうところにいわゆる役所の持つ一つのインフルエンス、非常な隠れた力がある、かように思ひますが、これを打破してかからないと、真のわれわれが期待するような構造改善はできないのだと思ひます。また行政改革もできないのだと思ひます。

ただいま、佐藤さんやさらに行政調査会委員の方々が一兆円だとかあるいは五千億だとか言われているようですが、一体それはどういうところか

ら出されたものか知りません。私はそんなむだがあるとは思いません。しかし、ものの方を変えてかかれれば確かにむだとして出せる。もういまま問題になります許認可事項あるいは届け出、先ほどもちょっと触れましたが、十分使われもしないような届け出書類に民間は困っている。

また許可、認可事項、何でもかんでも許認可にかかる。そういう意味で行動の自由がない、制約されている、これはもうたいへんなことだと思いがすが、そういうことは整理しなければならぬと思ひます。しかし、一方で民間の事業を計画するほうからいえば、やはりお役所で金融をあっせんしてくれ、そういうようなサービスのことはどうも必要だ、それはいきめにくい。ただ民間の力だけの関係で金融ができるということではなしに、役所が公平にものごとを見て判断をしていく、ここに民間もたよれる政府だ、こうなるんだらうと思うのです。

まあいろいろむずかしいことはございますが、問題はどこまでも国民中心、民間中心に役所の仕事を果たしていく、そこへ効果を持っていくようにこれからどうしたらいいの、それを注意すべきだ、かように思ひます。

そういう意味から、どうも日本の場合はお役所の人が多過ぎる、これはみんな指摘されるところであります。だけれども、それではひまな者がいるか、先ほど大出君が言ったように、あまりひまな者は実際にいない。なぜひまな者はいないかというのと、とにかくよい仕事をしてやる、それをみな国民からも要望されておる、かように私は思ひますので、そこを私は実は新しいもの――

もう民間では新しいコンピュータ時代になっている。いま役所では、まあコンピュータをそろばんがわりに使うぐらいのことはするけれども、せんが、どうもあの高いものをそろばんがわりに使うのはいかにももったいない、もっと情報産業というものが確立されてしかるべきだ、それはど世の中が進んでいくときに、いまの役所のしづりはいかにもおそい。これは私は冗談を言うわ

けではありませんが、占領中にアメリカの占領軍が来て仕事をした、わずかな人間でほとんどわれわれがやっておるような仕事をした、しかもそれが非常に早い。これあたりを考えなければならぬい。

どうもお役所には、先ほども実際に仕事をするのはだれか御存じかというお話がございました。いわゆる課長や局長にならない人、そういうところの人が実際の仕事をしているという、こういうのがあらゆる面から批判を受ける。実際に仕事を上げる人なら、またその人をそのままにしておくがゆえにものごとがそこにとまってる、そのために非常に能率が悪い、こういう批判もある。民間の進歩や発達に伴って、役所も変わっていくかなければならぬ面は非常にある。ものの方をとかにかく変えないことには、在来どおりのことを考えていてはこれはいかぬ。私がやめてから三十年たつたいまでも同じような行政が行なわれていた、これではおくれいているといわれても仕方がない、かように思ひます。

○小澤(眞)委員 具体的に御答弁なかつたのですが、国民中心に積極的にやろう、こういう受けとめ方をいたします。しかし、行政改革については古来たいへんな問題だつたと思ひますから、佐藤総理がこれをやれというぐあいには英断をもつてやらなければならぬかな、推進できない、総理の決意いかにかかっている、こういうふうに考えるわけですか。そういうことを要望しておきたいと思ひます。

そこで、総定員法に關連をして、具体的に御質問をいたしたいと思ひますが、私は各省ごとに法律でもって定員をきめておく、各省設置法でやっておくということは、やはりそれなりの意義があつたと思ひます。改革というものはそういう古いものをやめて、新しいものに変えていく、こういうことが改革だと思ひますから、そういう古いものに意義があつたというその意義はなるべく生かしていくやうなぐあいに、新しい改革に進

んでいかなければいけない、こういうふうに考えます。

そこで、私の総定員法に關する第一の危惧は、役人のセクト主義は排除される、こういう積極的な面があると思ひますが、一面、総理に大きな権限が与えられてしまふ、第二点は、先ほど来御質問の第一点であります。第二点は、先ほど来御質問のあるように、弱者いじめになりはしないかという危惧だと思ひます。したがって、こういうものを全然なくしてしまふ、そして新しいものに変わっていく、こういうことはなかなか困難だと思ひますが、その弊害というものを極力少なくしてやっていくかなければいけない、こういうふうに考えますが、実際の法律が通つたあとの運営は、直接關係するところは行政管理局、あるいは大蔵省、総理府、人事院、たぶんこの四つが法律の具体的な執行に關連があるであらう、こういうことを考へます。その四つの省庁が具体的にこれを執行するにどういうやうな方法で実施するか、こういうことです。大蔵省で予算を策定してしまつて、それによつて自動的に定員をきめてしまふ、政令を出せばいい、これでは事務的なことだけになつてしまふから、いま言つた二つの弊害というものをカバーをするためには、關係あるこの四つの省庁というものがどういふふうに通絡をつけてやっていくか、この辺がポイントではなからうか、こう思ひますが、どうですか。

○佐藤内閣総理大臣 そのとおりです。私は各省設置法は各省設置法としてのそれなりの意義を持っています、かように思ひます。しかし今度のもうひとつと變えて、各省間の融通も考えたい、こういうことになつてきておる。いわゆる総定員法、総定員という言い方をしているわけですが、各省間の人員の交代も交流も考へるといふことでありまふ。そこで今度、そうなるも総理は弱い者いじめしないか、あるいは権限が拡大しないか、そういうことであります。しかしこれは総理によるのですが、私はそれほど信用がないのかと思ひて、実は意外に思つておりますが、総理の責任は

責任として必ず皆さんからも、国民からも追及されます。総理が暴力をふるつたり、あるいは独断専行したりすれば、こういう民主主義の時代に、国民は許しつゝおかぬ。このことは私はよく知つておりますので、そういう心配はしないように願ひたい。それよりも、総理にある立場において、総理が国民に果たすべき役割を十二分に果たしたかどうか。どうしたら果たせるか、これを考へていただきたい。私はぜひぶん独断専行のように見えるか知りませんが、そうじゃなくて、なかなか民主的なんですから御理解をいただきたい。これはそういう意味で十分考へます。

そこで、關係の役所、これは四つばかりあげられました。全部がそうだと云へますが、何といつても今度この法律が通れば、各省定員は予算で御審議をいただくことになりまふ。大蔵省はそういう意味で一つの十分氣をつけたところでありまふ。また行政管理局が本来の職分としてこれをやりまふ。また、人事院は人事院として、これはやはり公平な立場から見ると、こういうことでなかなか政府といつたからといって、そうかつてにできないやうな仕組みになつております。

そこで、そういう關係省庁がお互いに集まつて話し合ひをすること、これはただいまでも数回行なわれております。大きな改革の場合には、こういうことを抜きに、一人だけで考へるやうなものではございせん。しかしこれは、常置する委員会が適當なのかどうか、その点はもう少しよく研究させてもらひたい。これはひとつ慎重に扱つてみる、かように御了承いただきたい。どうもいままでは責任のなげから審議会が設置される、こういうことが非常に多いのであります。責任のなげはしたくない、また、いろいろやることによつてどうも責任転嫁される、能率が非常にあがらない、こういうこともございせんから、そういう点はひとつおまかせをいただきたい。

○小澤(眞)委員 総理あれですか、大蔵と行政管理局と人事院と総理府と、この四つが直接關係があると思ひます。いまの御答弁は、運営にあたつ

ては関係省庁のそれなりの機関を常置するかどうかは慎重に検討したい、こういう御答弁であつたと思ひます。これは政令でやるとか、えらいむずかしいことはやらぬと思うのです。執行についてはこの四省庁が十分協力してやれという閣議決定ぐらいいたいて、民主的に運営をする、こういうことはいいですね。

○佐藤内閣総理大臣　ただ、たとえば農林省の定員がどうなるかという場合に、肝心の農林省の意見を聞かないで、ほかできめるといふことになりまふといふいろいろな問題が起きますので、やはりいまのようなところで基本的な問題は考えるが、それから先の実施の段階になれば、やはりそのらの担当も入れないといけないだろう、そこらほうまくやるようにくふうします、こういうことです。

○小澤(貞)委員　時間がないので……。私、予算委員会の一般質問でもお尋ねしましたが、これから民間の意向を大いに反映して、能率の悪い役所の事務というものを減らしていくためには、民間から専任大臣を起用してはどうだろうか、荒木長官がここにいらつしやるが、総理の答弁は、有能な大臣だからまあ荒木さんでいいだろう、こういうような御答弁であつたが、積極的に受け入れるがごとく受け入れざるがごとく答弁であつたと思うのです。しかし、民間の発想で役所の事務を見るというところは非常に大切なことで、能率のいいアメリカ等は、各国へ派遣する大使さへ民間から採用してやつてゐる、こういうことですから、特にこれから事務能率を向上する、あるいはコンピュータだ、情報産業だという時代になれば、将来はそういうものを起用してこういう問題に対処をするというふうな、前向きな考え方がいいかでしょう。

○佐藤内閣総理大臣　もちろんいまの大臣選考は、民間からとつても差しつかえないし、数には制限があるが、ある程度採用はできるのです。吉田内閣時分には、また岸内閣でもそういうことをしたことがあります。しかし、いま限られた大臣

を、党内にもたくさん有能な人がいますので、まず党内のほうに先に目をつけるというのが實際であります。そこで、いま言われますように、民間の方を除外する、こういうような考え方はもちろんございませぬ。有能な方があり、また適材適所に使う、それが国のためになるのだ、かように思います。それは広い範囲で選考する。しかし、いまのところでは党内に、これはもう俊秀雲のごとくなのです。

○小澤(貞)委員　その問題にかかつておるわけにいきませんから……。先ほどの質問の答弁で、あまりはつきりしませんでした。各省間の配置転換といふことはあり得るのがある程度得ないのか、そういうことを御答弁いただきたい。これは、私は役所といふのはどうしてもみな保守的だと思ひます。民間においては北海道で作業しておつた者が今度千葉県へ来てやるということは自由自在にやつておることなんです。なかなか役所の中はたいへん保守的ですから、将来そういうような場合にはこの職員団体と事前に協議する、こういうことはよろしゅうございませうか。その前に私は、公務員法の百八条の五によつて、給与、勤務時間といふようなものについては職員団体は交渉できる、こうなつてゐるのだが、その中に「その他の勤務条件」といふのがあつたわけなんです。ところが将来食糧庁がどうにかなつてしまふやうなところ、いろいろな大きなことがあれば、大量の人が他の省庁に行かなければならぬ、こういうことが起こり得るかもしれないが、これは仮定の問題です。そういうことについてそのことは交渉できるかどうかといふことについては、なかなか法的なことがあると思ひます。それは後ほどひとつ人事院なりあるいは法制局に聞きますが、少なくとも事前にその職員団体について協議する。これは協議といふのは、相談して協議がまとまるもの、単に御相談をする、情報を流す、いろいろの種類があると思ひますが、事前の協議、これはよろしゅうございませう。先ほどそういう御答弁があつたように思ふがどうもはつきりしなかつたの

だけども……。○佐藤内閣総理大臣　各省間にやはり人事異動はある、かように御承知いただきます。いままでのところは一省の内の局、部等の間で相互に人事異動があつたけれども、省をまたがるということはないが、今度は省を越えて定員配置はある、かように御承知いただきたい。それからたびたび申したのですが、本人の意に反して強制転勤はさせない、また出血整理はしない、この二つがあります。いまの組合の問題についてはいろいろの議論があると思ひます。しかし、そういう事柄がいわゆる人事異動、ここまではいい範囲における程度の了承をつけることは円満にいくゆゑんじやないか、私はこのように思ひますので、これは理屈を言ふとなかなかむずかしい問題だ。しかし特殊な、大きな役所の改廃、こういうような問題になれば必ず相談するだろうと思ひます。しかし、あまり個々の問題については一々やかましく組合側からもあまりタッチされたいほうがいいだろう。しかし全然無視して人事異動をやる、本人に相談するといふことで御承知いただくわけばかりができやしないか、大体の方向はわかるのじやないか、かように思ひます。

○小澤(貞)委員　先ほどの質問にちよつと答弁があつたわけですが、いままでわれわれが理解してゐるのも大部分の人が理解してゐるのも、おそくとも四十五年には人事院勧告を完全実施をする。これはみんな常識になつてゐるが、四十五年度に完全実施するといふことは、四十四年度に完全実施を否定する意味ではもちろんありませんが、四十五年にはおそくとも完全実施をする、こういうふうにみんな理解してゐるが、その理解のしかたがまずいかわいいか、どうでしょう、一言……。

○佐藤内閣総理大臣　これは私は先ほど申すように、とにかく完全実施はしたい、こういう気持ちには多分にあるのだ。ただ、いま双方が一体どうなるのか、そこらに非常に無理がかかつてゐる。この辺に一点の曇りがあるのだといふのはそこら

だろうと先ほど申したのですが、私はこの春閣はむしろ民社の方や社会党の方がよく御存じだろう、この辺のところもひとつ全体をにらんで適当なところへおさめるようにしてもらへば、私どもが完全実施がしやすくなるわけですね。しかし問題からいへば、これは高いときに完全実施をするほうが本来の姿だと必ずしも理屈を言われるだろうと思ひます。それはどうも物価その他が上がつてゐるにき、どうして一部だけ公務員だけがしんぼうしなければならぬか、こういう問題がございませう、そこらに悩みがあるのです。悩みがあるだけをおし上げて、直接のお答えにならないと思ひます。それは私も知つておりますがひとつ御了承いただきたいと思ひます。

○小澤(貞)委員　それでは要望だけして終わります。能率を大いにあげてもらひ、あるいは事務量を減らして労働強化にならぬように、あるいは税金を納めてゐる国民の要望にこたえるように行政改革を進めてもらわなければならぬと思ひます。その中において各省庁設置法、こういうものを廃止して総定員法に新しく変わっていくということになれば、過去の法律においてはそれなりの意義があつた点があると思ひます。そういう欠点をできるだけ補いつつ新しいものに進んでいく、こういう方向が正しいと思ひます。それが一点。いま一つは、もつともつと大胆に、事務量を減らすとかそういうことについては積極的に、これは首相の英断にかかつておると思ひますから、改革を進めていただくことを要望して終わりたいと思ひます。

○鈴切委員　鈴切康雄君。時間の関係上、端的に質問をいたしますので、総理も答弁は簡明にお願いしたいと思います。まず総定員法の三年五割削減方式は全体の公務員数をふやさずに行政需要の消長に対処するためのものである、そのようにいわれておりますけれども、これが各省設置法ではできないとする理由

について、総理からその考え方を伺いたいと思います。

○佐藤内閣総理大臣 先ほども小澤君にお答えいたしましたように、総定員法をつくった、各省間にやはり定員の再配置ができる、そういうことをねらっている、かように御了承いただきたいと思ひます。

○鈴切委員 現行の各省設置法方式では減員は行なわれずに増員のみの行なわれ、結局公務員の数はふえる一方だといわれておられるけれども、それは政府の行政上の責任を一方的に国会に押しつけることになると思うが、総理の考え方を伺ひします。

○佐藤内閣総理大臣 鈴切君のたゞいまの端的な御説明で、そのとおりでございますと私もお答えいたします。私も長い官吏生活をやつてきておりますが、新しい仕事をやれば必ず定員を幾ら幾らふやしてくれ、法律が一つ出れば必ずそれを言う。しかし、法律が廃止になったりあるいは仕事の量が減つても、そのほうでは幾ら減らすというようなことは一度も言ったことがない。だから実際は新しいことをやればだんだんふえていく。同時に、実際に国民のほうからいへば、仕事の量が減つておるのだから減らすものもあるだろう。ふえるものもあるが減らすものもあるはずだ。ここに目をつけるのがあたりまえだ。総定員法を設けて政令でこれからはその辺をあんばいしよう、こういうのであります。それが実際に合うゆえんだ、かように実は私は思つておるのであります。

○鈴切委員 現行方式になつてから国会ではむしろ増員に反対したケースのほうが多かったように思ひますが、政府が提案された減員の法案はきわめて少なかった。それが現実であります。今回でも陸上の自衛隊員の六千人増員法案が防衛庁設置法の改正案として出されておるわけでありすが、つまり公務員数がどんどん増加するに至つた根本的な原因というのは、政府が増員をはかつてきたからであつて、実際には国会が増員をはかつてきたものではありません。その気であれば十

分現行法の方式でも定員管理ができる、私はそのように思ひますが、その点について。

○佐藤内閣総理大臣 現行法でももちろんできないことはないのですが、どうも隔靴掻痒の感がする。もつと人事の配置について適切な処置をとりたい。これは中央から直ちに各省に命じ得るという風にしたいのです。

そこでいま自衛官の話が出ておりますが、このほうでは増員をしております。これは明らかに増員しております。これは国防の問題だし、すでに御承知のようにいまの防衛整備計画等から一つの目標がございまして、それまでの定員はふやしていく。これは大事なことで、そうしてまたそれについては各政党からの御意見もよく聞きたい、こういうので、それは総定員法からはずして、別途に御意見を聞く、こういうことにしてありますので、私は、自衛隊がふえたから定員もみ

な右へならえてふやしていけないか、この話は鈴切君のせつかつくお尋ねですが、やや筋が違ひ、かように思ひます。

○鈴切委員 五割の削減の方式は、出血整理をしないための人員削減の方式であるとは先ほどから説明をされております。それはつまり、比較的不必要になつた人員を新たに必要になつたところに配置転換をさせるための、行政需要の消長に対処する苦肉の策といわれておりますけれども、なぜそれが現行設置法ではできないのだからか。つまり政令で行なうとして省別の人員配分の内容をそのまま設置法に盛り込んでくればよいのじゃないか、私はそのように思ひます。今回の方式では個々の省の増員をチェックすることができなくなつてしまふわけですが、これではまさに国会の審議権を制約する結果となると思ひますが、その点について総理の考えを……

○佐藤内閣総理大臣 一番の問題は、国会の審議権、これが今回の措置で狭められたかどうか、大体予算でこういう点を十分見ていく、これが本来の姿ではないかと思ひます。そうして予算の審議については、今後も従前同様であります。ただ、定員

を、いままでは一省の中で、局部の間で配置は大

臣のできることでした。しかし、ある省から他の省へという、そういう問題はきわめてやり方がむずかしいというか、困難になつてゐる。今度はこれが、権限として総理に政令でやれる権限が付与される、こういうことでありますから、その点は改善されると思ひます。今日でも、役所によりましてやはり人員に過不足がございまして、あるところではたいへん忙しい、あるところではそれほど忙しくないというようなところもありまして、その辺のところを勘案する。そこで積極的に首切りのできないこと、整理のできないこと、これもわかつておりますから、そういう意味である一つのプールを各省で持つようにする、そのプールから今度は抽出していく、そういうことになれば各省間の人員配置は必ず公平になりはしないか、これがねらいであります。

○鈴切委員 総理はいま、予算で審議されるからそれでいいんだ、国会で審議するのは、四分の一は予算によつて定員の審議が行なわれるから、それは決して国会軽視ではないというふうな、そういうニュアンスでありますけれども、予算の積算根拠としての定員を国会で明示するのと、定員を国会で審議するのは別問題だと私は思ひます。そこで予算に幾ら定員を示されても、現在の審議の状況から見れば個々の定員の妥当性は実際には不可能ではないか、このように私は思ひます。

それからもう一つは、法律で定めるところと政令で定めることは単に手続だけの問題ではないと私は思ひます。法律は国会であり、立法院に属するものである。それから政令は内閣で行政府に属するものである。法律は手続が複雑であるから政令で行政を行なうとすれば、それは主権は国民に存する、すなわち国会は国権の最高機関と規定した憲法の精神をじゅうりんするものとなる、私はそのように思ひますが、その点について……

○佐藤内閣総理大臣 いま、法律は国会の権限、政令は政府のやることだ、こういうことですが、われわれが政令でするにしても、根拠的な法律がなければ政令だけでやるわけにはいきません。これは申すまでもなく総定員法というものがある、その範囲において政令でやる、これは国会の審議あるいはその扱い方を単純にした、こういうものではございません。ただ法律、また立法院がタッチする範囲は一体どの程度が適当なのか、こういう問題は一つあると思ひます。いまのたてまえなら、一人定員をふやしてもそれが立法事項になる、そういうことはちよつと考えられない。これはこういう話をすると、それは極端な例をとつて言うからだとすぐおしかりを受けるかもしれませんが、極端なことを言えば一人でも二人でもふやせばこれは立法事項だ、そういうことは今日の実情には合わない。しかし総ワクはやはり法律で定めよう。国会を無視して、政府が政令でそれを越してやるわけにはいかない。その点はちゃんと制限があるから、国会軽視にはならない、私はさように思ひます。

○鈴切委員 いま総理が一人増員云々ということをお述べたが、実際にはこちらのほうが増員になつてこちらのほうが減員と、こういうふうなやつとなつてきて一人増員ということになるのであつて、そういうふうな極端なことはまず考えられないと思ひます。

それから今回の提案理由の説明によりまして、行政の簡素化、能率化を推進し、必要最少限の人員で行政を遂行するためには、行政需要の消長に伴う定員の配置転換を各省庁内・各省庁間を通じて強力に行なう必要がある。この総定員法を出したということになつております。一番重要なことは、この行政需要の消長に伴う定員の配置転換というにあると思ひます。総理は、定員管理の基礎となる行政需要の消長について、それが真に国民の要望にこたへるものであるか、いなかの論議をする場所、すなわち少なくとも当委員会に

関する限りでは狭める結果になると思ひます。その点については狭める結果になると思ひます。○佐藤内閣総理大臣 これはしかし、皆さん方が審査したいといへば審査を免れるわけにはまいり

ません。政令でつくったものだろうが、これは政令です。からあなたの方の審査は受けません、さような乱暴なことは言えない。ことに行政庁の仕事が円滑にできるかできないかは、それこそ皆さん方の関心事だと思われ、国民も関心事でございませう。そういう意味から、もちろん審査は御自由だと思ひます。ただ、政府がきめるのが、法律で定めなければならぬのか、法律でなしに、そのとき総体は法律でできた、その範囲内において適当にあらばいすか、これを政府にまかしていただく、こういうのでございまして、私は審査は当然受ける、そのように思ひております。

○鈴切委員 臨調答申では配置転換制度の拡充をうたつておりますが、制度としてはどのようなことを考へておられるのか。真に行政改革を行なうとするならば、臨調答申もしくは行政監視委員会が指摘しておりますところの内閣調整機能の強化方を何ゆゑ本案よりも前に提案をしないかつたか、その点について伺ひます。

○佐藤内閣総理大臣 臨調からいろいろ出たものがございまして、それを一つ一つ実施に移しておるわけでありませう。いまこれをやりますと、先ほどもお答えしたとおりですが、当然各省の権限というものにタッチいたしますので、これは臨調で出してきた意見にも沿つたと思ひます。いま役所の仕事を、もう少し官庁万能というふうなたてまえでなしに、民間の自主的な処理に大部分譲つてしまふべきじゃないかと私は思ひます。そういう意味で、やはり早く一つの方向を示して、そうして各官庁を指導する必要もあつたと思ひます。そういう意味から申しますと、各官庁でいま許可、届け出あるいは各省の共管、ことに共管事項、協議事項、そういうものの一番能率を阻害しておりますから、そういうものにやはり手を染めることになりませう。むしろそのほうを皆さん方からも鞭撻をしていただいて、そういうことをしつかりやれと声をかけていただきたいと思ひます。

○鈴切委員 その場合、必要な部分と不必要な部分の的確な判断が、私はどこでその調整をはかつていくかということとは非常に問題になるのじゃないかと思ひます。同じ省庁間であれば確かにそれは大臣の責任においてなさるべきであらう。しかし省が変つた場合において、その必要である、不必要であるという判断はどこで行なうかということ、これは結局私が申し上げますとおり内閣の調整機能というものが早く提案をされていかなければ、そういうものに対しては結局力関係によつて国民へのサービスが阻害をされてしまふようなきめ方になるというところはもう明らかだと私は思ひます。その点について……

○佐藤内閣総理大臣 ところでいろいろ批判が行なわれる。弱い省は権限を失う。ところがどうも弱い省ほど権限にこだわりまして、話がつかないのです。なかなかそういうところのところが、むしろ強い省のほうが話がよくなるわかつて、もうそいつはまけよう、こういうふうにもなるようです。だから、そこらのところは実際の問題として、必ずしも皆さんがお考えになるようなことではない、かように思ひます。

○鈴切委員 弱い省、強い省といふ言われましたけれども、国民の側から言うならば、私は弱い省も強い省もないと思ひます。そういうふうな総理のもの考へ方でもやつてゐるから、だから強い省にそういうふうなへんばなことが行なわれるのではないかと、まず、そういう総理の考へ方は違つておると私は指摘したい。

それから、強制的な配置転換はしない。つまり本人が納得しなければ配置転換はしないと言官庁長官は答弁をしておりますが、それは総理の方針であるかどうか。

○佐藤内閣総理大臣 先ほど来、配置転換について、私何度もお答えしたとおりであります。

○鈴切委員 本人の意思に反して配置転換はしない、こういうことですが、つまり本人がいやだ、こう言へば強制はしない、こういうことですか。こう言へば強制はしない、こういうことですか。

○鈴切委員 時間がありませんので最後に、退職は、不必要なところのみ発生するとは限らない

と私は思ひます。そこで必要な部門に離職が発生したときにはどうしてもこれは補充しなければならぬのではないかと思ひます。たとえば、医者が必要であるとかすれば、そのところはほかから持つてくることのできないわけでありませうから、そういうふうになくちやならない。としますと、数の上では年々の離職者数の推計はできるだらうけれども、それだけでは割り当ての削減数を満たすことができないかどうかはわからないと思ひます。それでもあなたは、首切りはしない、そのようにはつきりと確約されるかどうか。

○佐藤内閣総理大臣 いまの特選職について、これはいろいろ考へなければならぬ問題があるだらうと思ひます。一般職の場合に原則がある。原則どおり、全部に例外なし、こういうわけのものじゃない。その点は御了承いただきたいと思ひます。は終了いたしました。

次に、小澤貞孝君。

○小澤貞孝委員 先に事務的なことを人事院にお尋ねをいたします。国家公務員法第百八条の五の項ですが、「当局は、登録された職員団体から、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に關し」云々と、こうあります。「その申入れに應ずべき地位に立つものとす。」交渉の申し入れに應ずべき立場に立つものとする、こうあります。つまりこれは、交渉を受ける、交渉をし、こういう義務づけだと思ひます。その中に明記してあるのは、「給与」とか「勤務時間」、そのあとに持つてゐる「その他勤務条件」、こういうのが入つてゐるわけですね。この総定員法に基づいて、先ほど来御答弁のあるように、首切りはいたしません、強制配転はいたしません、そういうふうにはなつておりますから、私がここで心配するようにはなつておりませう。いますけれども、先般もこの委員会でも荒木長官から御答弁がございましたが、もし万が一、将来そういうようなことがあつても、本人の意向を十分尊重してやります、総理も本日そういう御答弁がございました。ただ、これが産業構造が急速に変化してくる中で、大幅に、たとえば、何々省の何々庁の事務が用事がなくなつた、こういう場合が起り得るわけですね。それは具体的な例、たとえば食料法はやめちや困りますけれども、もしやめた、こういうことになりませうと、さて検査員の人などはどう行かうかということが必ず出てくると思ひます。そういうときには、食糧庁なら食糧庁、農林省なら農林省の者が、ほかの省へ大幅に行かなければいけないという事態が出てくるわけですね。そうなつてくると、ここでいう「勤務時間その他の勤務条件に關し」という「その他の勤務条件」に該当するような労働条件の変化だ、こういうふうに理解ができると思ひますので、このことについては交渉に應じなければならぬいかどうか。こういうことの法的なこと、人事院としての見解、それをお聞かせいただきたいと思ひます。

○委員長退席、伊能委員長代理着席。

○島政府委員 公務員法上、勤務条件とは何ぞやというお尋ねでございませうが、一般的には給与であるとか勤務時間であるとか、そういう職員が国に対して勤務を提供するに關していろいろの条件がございませうが、その中で職員が自分の勤務を提供するに關して決心するにあたり、当然考慮の対象となるべき事項がここに勤務条件かと思ひます。

具体的にはどういふものをさすのか。代表的な例としては、国家公務員法に給与であるとか勤務時間、そういうものが書いてあるわけではございませうが、その他いろいろの事項がここに入ると思ひます。御承知と思ひますが、公務法の第八條に団体交渉の対象事項として幾つかの事項が掲げられておりますが、おおむねこの内容が、国家公務員法にいう勤務条件の内容と合致するものと考えられる次第でございませう。

○小澤貞孝委員 私が仮定で申し上げたことについては、交渉の対象になるかどうか。イエスかノーだけでけっこうです。

○島政府委員 先ほどお尋ねの件が、はたしてこ
こにいう交渉事項になるかどうかということでご
ざいます。たとえば、配置がえなら配置がえそ
のものの具体的な処分、AならAというものをど
こそこに配置するについて、そのことについて交
渉したい。そういう場合に、そのこと自体は交渉
事項にはなりませんが、配置がえの基準といいま
すか、一般的な配置がえの基準について交渉した
いということであれば、それは交渉対象事項にな
る、このように申し上げてしかるべきかと思いま
す。

○小澤(貞)委員 きわめて明確にわかりました。
配置がえ等が行なわれた場合に、その人そのもの
でなくて、たとえば採用年齢の若い人から先にや
るとか住宅事情のいい人とか、そういう基準につ
いては交渉の対象になる。明確になったわけで
す。法制局のほう、よろしゅうございますか。

○田中(康)政府委員 ただいま人事院からお答え
申し上げたとおりと私も考えております。その配
置転換の処分そのものは対象にはなりませんけれ
ども、その処分の前提である基準の決定でありま
すとかそういうようなものにつきましては交渉の
対象になる。それが勤務条件に関係してくる部分
について対象になる、こういうことでございま
す。

○小澤(貞)委員 わかりました。

荒木長官、そういうことでございます。そこで
私は、それよりはさらに法的な根拠もありませ
んし、これは労使の信頼関係でもあるならば十分機
能を発揮すると思いますが、そういう問題につ
いて事前に協議する。佐藤総理にも先ほどお尋ね
しました。こういうものは当然これは交渉の対象に
さえるのですから、事前の協議、こういう問題
については当然行なわれてしかるべきだ、こうい
うように理解するわけです。よろしゅうございま
すね。

○荒木国務大臣 そのとおりに考えます。

○小澤(貞)委員 わかりました。私たちが非常に
重要な問題だと考えるのは、その交渉に基準は該

当する、これが一点。それからそういう問題が起
こったときには、その職員団体なり何なりと事
前に協議をする、こういうことは非常に重要なこ
とだと考えておりましたが、いまの御答弁で明確
になりましたので、一歩前進をいたしたいと思
います。

木村副長官、お急ぎのようですから、先に木村
副長官にお尋ねをいたします。

先ほど木村副長官から公務員の天下り等につ
いていろいろ御質問があつて、私も昭和四十二年と
四十三年度のを見ると、四十三年度になればまた
一割だか二割くらい、どうも高級公務員の天下
り、こういうものがふえているようであります。
この点については、人事院にチェックする機能が
あつて、それでも不十分か十分か少しませんが、
チェックをしておるわけです。ところが、まるで
野放しになっている分野があるわけです。このこ
とについては、昨年の予算委員会等で長官であつ
た当時お尋ねをしたわけですが、今日にお
いても依然としてそれが続いております。た
とえば、これは決算委員会に出された資料であ
り資料がなさそうなんです、特殊法人役員名簿
一覧表、これはずいぶん分厚いもので、月給、前
歴まで書いてあるわけです。これをだんだん拾つ
ていってみると、ずいぶん高級公務員がこの特殊
法人に天下つておる。それはどこまでもチェック
することなく天下つておる、こういう実態だ
と思ひます。そこで、その一つの具体的な例として、
専売公社について、たくさんあります中でお尋ね
して、これは資料をいただいておりますので、こ
ういう状況であるという御回答さいただけばい
いわけですが、昨年私が質問したときには十六
人、昭和四十一年九月に新井喜一さんが本社総務
理事からネオフィルター工業株式会社社長に行
くまで約十五、六人、二、三年間の間にいずれも専
売公社と関係あるところへ天下つておるわけ
です。たとえば最後に申し上げました、どうい
う人か知りませんが、新井喜一、当時専売公社の本
社総務理事からネオフィルター工業株式会社社長、

それは「わかば」というたばこの紙フィルターを
一〇〇%、つくったものを全部専売公社へ納めて
いるところの会社の社長になっていった。こうい
うようなことで、当時の水田大蔵大臣が何か、弊
害があるがごときことを御答弁いただいて、その
とき木村副長官は、これは国家公務員にはちゃん
とした法律があつて、国家公務員法百三条だつた
と思ひますが、あるが、こういう法人からよそへ
行くのには何もいふから、これも検討しなければ
いけない、こういう御答弁だつたと思ひます。そ
の後幾らか前進したかと思つて調べてみると、全
然前進していない。たつた一年間の間に、きのう出
していただいた専売公社からの資料によると――
これはひとつ専売公社でお答えいただきたいと思
ひます。

まず、武蔵という人、これは本社総務理事から
電源開発株式会社、四十二年五月、安房理事が四
十二年六月に三条機械製作所へ、それから同じく
四十二年六月に鋼持監事が財団法人専売弘済会理
事長に、それから飯塚英夫という人が四十三年一
月、これは本社総務理事から日本製鋼株式会社
に、それから三代川理事、これは大日本セロファ
ン株式会社常務取締役、龍本忠男、これは四十三
年二月、専売公社の監事から国家公務員共済組合
連合会理事に、山口龍夫、これは本社の総務理事
から四十三年八月、大阪フィルター工業株式会
社取締役社長に、それから本社総務理事の星子大
四、四十三年十一月星子大は貿易株式会社専務取締
役、それから杉二郎、四十四年三月ですからつい
先月、本社総務理事から東京大学教授に。一年間
の間に九人ということ、前の私の調査よりは
ピッチが上がつて、専売公社から関係の諸会社
に天下つていくというケースが逆になつてきてい
るわけです。先ほど木村副長官が国家公務員か何
かのやつもふえてくるじゃないかと問われたけれ
ども、こういう公社から民間への天下りがまたふ
えてくる、こういう実態であります。

○福永説明員 お答えいたします。
ただいま御指摘ありました数につきましてはそ
のとおりでございますが、公社の業務に直接関係
ございましてところへいわけゆる天下りと申しま
す。行かれた方は、そのうち五名でございます
して、たとえば電源開発なり、あるいは東京大学
の教授になられた方は、もともとそういうことを
やっておいでになつたのであります。必ずしも公
社の天下りが業界に対してふえたというふうには
考えておりません。またフィルター会社とかある
いは貿易会社につきましては、前回あるいはお答
えしたかと思ひますが、公社だけが買つて
おるたばこの先へつけるフィルターあるいは葉た
ばこでございます。それに対する技術、経験を
買われて行かれた方で、この御指摘のありまし
たように慎重に配慮してやつたわけございま
す。

○小澤(貞)委員 ついでですから、専売公社にこ
れだけ聞いておきます。三条機械製作所は公社へ
五〇%納入している。その三条機械製作所のつ
くったものが五〇%納入されている、その常務
取締役工場長に行つておるわけです。あるいは日
本製鋼、これはそこでつくったものの三割は専
売公社へ納入している。それから日本セロファン
は、これは少ないようで、一割か二割のよう
です。ところが大阪フィルター、これは九割が専
売公社へ納入をしておる。星子大は貿易株式会
社に至つては一〇〇%。こういうところへ専売公
社の役員がそれぞれ常務あるいは社長、こういう
うにして就任をしているわけです。こういう形で
専売公社の資材発注なり何なりというものが公
正にでき得るとは、われわれは客観的に考えない
わけですか。去年も一覽表でずいぶん質問したわ
けですが、またことはピッチを上げて多くなつて
いるわけですか。だから、いまの納入の状況はそ
れでいいですか。それだけひとつ……

○福永説明員 ただいま御指摘のありましたフ
ィルター会社あるいは葉たばこにつきましては、現
在はかの会社でやるといふわけにもまいりませ

ので、そこでやっておるわけですが、フルター会社につきましては、前に社長さんが急におなくなりになったために、適当な方がおられなくてそうだったわけでございます。またほかの会社につきましては、五〇%あるいは三〇%という納入率でございますが、これはだんだん競争会社もできつつあるわけです。将来そういう心配あるいは現在そのために公社の事業上マイナスにならないように十分配慮いたしておるつもりでございます。

○小澤(眞)委員 また事務的にお願いします。専売公社の就業規則、専売公社の何とか法にはこういうものを規制する何ものもない。昔はあったのだけれども、なくなった、こういうように理解してありますが、それでよろしゅうございますか。

○福永説明員 規則上はございません。

○小澤(眞)委員 そこで木村官房副長官にお尋ねいたします。

いま専売公社の役員の一覧表を拜見すると、東海林総裁は旭電化工業株式会社の会長から来た方、兼任しているのか知りませんが、その人が民間人であつて、あとは一人もなし。副総裁が大蔵省関税局長から始まって、さつき言つた武樋さんは大蔵省の東京国税局長云々というぐあい、あとはおそろく、よくは調べてませんが、ほとんど全部の者が高級役人が専売公社へ行つてゐるというように理解できるわけです。その専売公社から民間へはまた何の就業規則の制約もなく行つてゐるわけです。つまりこのことは、国家公務員は、直接行く場合には人事院規則の百三条によつて人事院で審査してやつてゐるけれども、こつちの法人のほう、公社、公団、こういう方面については無審査で出かけていって、そして二年か何かの制約期間を過ぎれば、それと密接な関係がある民間へこれまた就業規則の何の制約もなく行つてゐる。それだから、要するに国家公務員法百三条というものはまるで全然抜け穴の大きなパイプがあいてしまつてゐる、こういうかっこうだと思ひます。どうでしょう。昨年の質問のとき

も、これはもう電電公社から何か山のごとくある、そういう状況になつてゐるわけです。昨年の質問のとき、当時の長官は、これについては規制を加える、基準をつくらなければいけない、こういうふうに御答弁になつてゐるはずですが、時間の関係で議事録全部を読みませんけれども、「部内的にある基準を設けて、そういう弊害を除去するのが適切であらう、こう考へております。」木村国務大臣の答弁はこういうふうになつております。これはどうでしょう。これは私は非常に重要な問題だと思つてゐる。電電公社が昨年例に取り上げましたけれども、電電公社が発注してゐるところの工事あるいは資材、そういうところに非常に大ぜいの人が行つてゐるわけです。あるいはその他の法人、一々あげませんが、みんなそういう状態になつてゐるわけです。ここの逃げ道といひますか抜け穴といひますものを、国家公務員が直接民間へ行くのを人事院で審査するのと同じ方途を講じなければいけない。これはもうゆるがせにできない問題だ、こういうふうに考へるわけです。

○木村(俊)政府委員 いまおあげになりました政府関係機関、これはもちろん国家公務員法は適用されませんので、したがつて人事院規則による私企業との隔離規制は行なわれておりません。これは事実そのとおりでございます。しかしながら、一方考へまして、公団、公社、事業団いづれも政府関係機関としての性格を持つております。またその役員、職員は、収賄罪その他刑事罰を受けることになつておりますから、そういう公務員に準ずる立場ということで規定されております点から見ましても、やはり全然これを野放しにしていい、無承認のままですつていいかどうかといふことは一つの問題点ではあるかと思ひます。したがひまして、昨年の予算委員会でも小澤委員にお答えしましたときは、この点について何らか部内で、そういう政府関係機関の部内で一定の基準を設けてある規制をするのが適当ではないか、これはひとつ今後政府部内で慎重に検討しますというお答えをいたしております。その後いろいろその公

社、公団の監督をいたします各省庁の次官あるいは人事課長とも相談をいたしまして、政府からこれを強制する、あるいは法令上の措置をすることはないが、ただ部内でそういう基準を設けて、弊害を起さないようにやるべきではないかという行政指導をするように人事課長会議でも指示しております。そういう点で、いま仰せのとおり全然これは野放しであることがはたして適当かどうかといふことは、また立法論として将来検討を要する問題であらうかと考へます。

○小澤(眞)委員 専売公社の総務部長さんに聞くが、大蔵省から何かそういうことについての注意、いま木村副長官の言われたような行政指導なり注意なりありましたか、具体的に。

○福永説明員 前回の国会のときにも御質問があり、また大蔵省のほうからも言われておりますので、われわれそういう話がありました場合には、個々についてそのほうが適当かどうかという点につきましては十分部内で協議いたしましてきめております。別に規則というものをつくつておりませんけれども、個々にはやつております。

○小澤(眞)委員 副長官の言われるのは、ある程度基準を設けるということ、つまり就業規則なり何なり昔は専売公社にあつたわけですね。直接関係するところには何年間か行つてはいけないうような、ちやうど国家公務員法と同じようなそういうものをつくらせるように、就業規則を直させるように指導する、これが正しいことだと私は思つてゐる。ところがいまの専売当局の御答弁だと、一人一人の例についてこの人はどうだろうかという相談を受けたつて、時の大蔵大臣なり何なりが、それはまずいかなあとは言へつたないと思つたのです。やはり規則をきちつとつくるということが必要だと思つたのですが、どうでしょう。

○木村(俊)政府委員 今後はそこまで指導すべきだと思ひますが、現在のところまだそこまで至つておりません。

○小澤(眞)委員 それじゃ、副長官の御答弁がありましてので終わりたいと思ひますけれども、こ

の何十だか何百だかある特殊法人、これは一つもそういう規制はないわけですね。それで膨大な資材、工事量の発注をやつてゐる。そういうところに平気で行つてゐるわけです。

この鉄道建設公団なんといふところも、ちよつと拾ひ上げてみるとやはり同じです。自分のところで発注してゐるところの土建会社へ、たとえば三井共同建設コンサルタントの副社長、清水建設の常務取締役、ブルドーザー工事の顧問、こういうぐあいに日本鉄道建設公団、ここから行つてゐるわけです。ここには国鉄から行つてゐるわけですね。そこにはまた運輸省から行つてゐるわけですね。うまくすると、先ほどだれか言つたやうに、回つていくうちにちやんとできてゐるわけですね。だから、そういうところの就業規則にちやんと基準を設けて、国家公務員と同じようにやめてから二年、五年間、その前に就業してゐたところと直接関係のあつたところに行つてはいけないう、こういう基準を具体的ににつくらせて指導すべきだ。そういうようにいま副長官から御答弁ありましたから、それでよろしゅうございますか。

○木村(俊)政府委員 ただ、一般の公務員がいわゆる天下りする場合とちよん性格が違つております。ことに一般公務員とすれば、その監督行政の立場で監督と被監督者という立場にあります。が、この公社、公団、事業団になりますと、いわば現業的な仕事をこなしてゐるわけで、そこに一般的な行政監督の関係はございません。そういう意味において多少性格が違つておりますので、一般公務員と同じような規制のしかたがはたして適当かどうかといふことは検討を要することであらうと思ひますが、何らかの自主的な規制を設けていくといふことは、これは今後大いに検討すべき問題であらうと思ひます。

○小澤(眞)委員 自主的な規制といふことだけでは、実施できなかったから一年経過後にまた再び木村副長官に来ていただいてこういう質問をしてゐるわけです。昨年は電電公社から国鉄から例を一人一人あげて、公社、公団の天下り弊害がある、

何らかの基準を設けなければいけない、こう答弁されたが、その後はさらにピッチを上げて「どうもどこを見てそのようです。ピッチを上げて、特殊法人から直接関係のある民間へ天下つて、例が多いので、これが指導だけで定めなければならぬ法律を単独立法つくってもよろしい、何とか方法は講じられる、こう考えるから、もっと積極的な御答弁をいただかないと、さつきいいと思つたらまたどうも副長官の答弁はあと戻りしちやいそうなので、どうでしょう。」

○木村(俊)政府委員 これを法令その他で規制することの適、不適ということはまだ検討を要する問題であると思いますが、単なる部内の自主的規制のみならず、政府においては一定の基準と申しますかそういうものを与え、それに基づいての自主規制ということ、その点は必要だと思ひます。

○小澤(貞)委員 わかりました。ひとつさように御指導をお願いしたいと思います。

お尋ねします。木村副長官にお願いします。この法律が通った場合に、ことし政令で定める各省庁機関別の定員の総合計は幾らになるか。この法律は五十万六千五百七十一人とこうなつておりますが、この法律が通ったあと直ちに政令が出ると思ひますが、各省各機関別の政令で定められた定員の総合計、これは幾らになるかということですが。

○荒木(国務)大臣 お尋ねの点は私から申し上げさせていただきますが、この法律案を御決定いただきましたあとに出るであろう政令、その定員の総数は、予算で御審議いただいております予算定員そのものでございます。

○小澤(貞)委員 これは、事務当局、長官の答弁はちょっと違つてゐるのじゃないかと思ひわけです。五十万六千何がしの、政令でトータルそうなりますか、各省庁。

○荒木(国務)大臣 先ほど抽象的に申し上げましたが、定員の実数を申し上げますと五十万四千四百六十六人ということになります。

○小澤(貞)委員 ことし定員を五十万六千五百七

十一人、この法律が通った直後に出される政令はトータルで五十万四千四百六十六人、こういうことになって、その間約二千人ばかりの差があるわけですが、これは私、どういうことでこうなるかというところがちょっと疑問なんです。しかしこういうことを積み重ねていくと、法律で定めた五十万六千五百七十一人、来年の政令はさらに五十万六千九百何になるかもしれない、再来年の政令は四十九万何になるかもしれないというふうなぐあいに、これは推定されるわけですが、ことし法律でできたとなにに二千四百人ばかり少ない政令が出る、こういうわけなんです。そうすると、来年になるとまたさらにこれが二千人なり五千人なり少なくなると、五十万を割るというふうなことになるていくわけですが、そういうぐあいにこの政令というものは想定されているわけでしょうか。できたとなにに出すものがさうだというのですから。

○荒木(国務)大臣 そうではございませんで、御審議中の法案が五十万六千何がしという数字が出ておりますのは総ワクでございまして、それ以上に国会の御審議を経ないでかつてにふやすことは許さないぞという歯どめでございまして、法律案に書いてあります実数は、ところで、先刻申し上げた五十万四千何がし、二千名余りの誤差があるのだからそれは一体何だ、そういう調子でいけば五十万六千何がしの法律案そのものに具体的に書いてあるものが、かつてに變動するであろうような御懸念でございましてけれども、それはあくまでも許されません。最高限は五十万六千何がし以上に出てはいけません。

(伊能委員長代理退席、委員長着席)

実数は、御決定いただいた予算定員そのまゝが当面政令定員に相なるわけではございまして、もし本年度内に各省庁それぞれ自身に配置転換を行ないましたり、あるいは各省庁間の配置転換を行ないました場合、プラス、マイナスがそこに出ましようけれども、その取捨を予算で適切な運用をするというものは、あくまでも予算でおきめ願つた予算定員以内でやるのが原則でございまして、もし万一

特に緊急を要する重要なものが、配置転換ではまかなえない、保留定員ではまかなえない、予算定員でまかなえないとしますれば、いま御指摘になりました二千名何がしの範囲内においては、実員としてそれを活用することを許してやるといふ国会の御決定をいただく意味合いでございまして、最高限度五十万六千以上は絶対まかりならぬという歯どめのその範囲内では、予算定員と歯どめの間の二千名の範囲内においては、予備費もしくは相互流用費目として予算上国会で御決定いただいた範囲内、緊急のところには増員することがあります。来年度、四十五年度予算には、そういう年度内で取捨いたしましたものが予算折衝である程度の変動はあり得ると思ひますが、そのことを考慮しましたものが国会で御決定いただく。それにしても、五十万六千以内でなければ法律違反である、そういう運用に相なるわけではござい

違つた状況になつていくと思ひます。一体どこにそういう運営のめどというものがあつたのでしょうか。

○小澤(貞)委員 わかりました。そうすると、この法律の五十万六千何がしで通つたその最初の年が五十万四千、二千何百人足りないわけですが、この考へ方でも、二年か三年後には四十万何がしになるかもしれないと思ひます。そうすると、われわれは国会で五十万六千というものが上限かもしれないけれども、法律ではきめた、そういうことは了承しておる。しかし二、三年たつてみたら何だ十万も違つていたじゃないかということになると、これはきめた人員というものは法律の精神と違つたことが政令で行なわれていた、こういうふうに理解できるわけですが。これは人員が非常に食い違つてきて、それ以下またはそれ以上——五十万六千以下が伸びたのだしなつた。以上にならなければならぬ必然性ができた、こういう場合には当然この法律は改正提案をする、そのめどはどこにあるのでしょうか。一割とか五割とか何を基準にして、その次のときに特に少なくなつてきた場合——多い場合には一名たりとも法律改正をしなければならぬと思ひますが、少なくとも少なくなつた場合には、法律できめた精神と

あり、国会を通じて御了解をいただいたそのものがあつて、初めて出血整理しないでも有効活用ができる、配置転換もできるということではございまして、もし事情が許します限りは、さらにそれが五十万四千が五十万三千五百でやれるものならばやりたいという努力をして、国民の御要望に沿いたいということではあり得るわけではござい

とて最高限度は押えているが、最低限度は具体的に法律上押えていないから、もう減りに減つて労働強化になりはせぬか、いろいろな御懸念が概念的にはあり得ると思ひますけれども、それはおのずから行政サービスそのものが国民の目に触れるわけですから、また国会の行政御監督の過程におきましてはつきりするわけですから、そういう際にはむしろ必要以上の減員というものはやるべきじゃないし、やりませんという御信頼をいただいて最高限度を押えていただく、こういう運営が適切じゃなからうかという構想になつておるわけではござい

さしより三年間に五割の保留定員をもちたいというのは、各省庁の責任者が自分の省庁内においてはこれくらいの保留定員をい

○小澤(貞)委員 たとえば許認可事務については、すでにやったもの、いま提案されているもの等あるわけです。あるいは報告事務もそうなんです。だから、これは一体どれだけ許認可事務を減らそうとしておるか。その総ワケ等現在まで減らした量、あるいは報告事務においてもそうです。

○荒木国務大臣 お答え申し上げます。

に關係法律として御提案申し上げておるわけでありま。補助金につきましては、第一次計画の方針に基づきまして、四十四年度に四百七十七件、廃止、統合した金額は金額としてはわずかでござい。約百五十四億、電子計算機につきま。昨年の八月三十日に利用促進についての閣議決定をいたしまして、それぞれ関係省庁が努力中でございます。

○小澤(員)委員 私は仕事を減らしていかなければどうしてもいけないと思うのです。ところがいま許可の量は一万一千八百八十八件あるそうです。それから報告が約七千五百件。だから許可と報告でざっと二万件近いものがある。こういうものを具体的に減らしていかなければいけない。あるような量の増加という問題が出てくるわけ。事務量を減らしていかなければいけない、こう思うのです。それでいま長官から答弁がないが、事務当局から聞くところによると、一割何分とか、減らすような予定になってまいりました。こう言うのですけれども、これはひとつ長官に私は積極的に提言をするわけですが、どうでしょう。各省ごとに、たとえば通産省なら通産省に許可件数が千件あったとします。おまえのところはふうしてひとつ二割来年までに減らす案を持つてこい。今度は厚生省なら厚生省に二千件、さういう事務があったとします。それもまた三割なら三割減らしてこい、さういう案を持つてこい。これは何といひましようか、総定員が五十万六千にきまつたのだが、許可の総数というものは、あるいは報告総数というものをひとつ頭下しにきめてしまつて、一万一千もあるのですよ。それを何とかして七千なら七千にしよう、六千なら六千にしようとか頭からきめてしまつて、各省庁にそれを割り当てる、協力させる、こういうようなことでもない限りは、いま何とか整理しますと言っているのを見ると、これは整理しても、遊んでいるのと同じようなものを整理しても事務量は具体的に減らぬと思う。ちやうど総定員法案をつくつたのと同じように総認可量、総報告量、こ

ういうものをひとつ行管できめて各省庁に割り当てる、そしてその実施を検討する、さういうようなぐあいに積極的にやらないと、なかなかその許可事務、報告事務、これは削減されていかないと思う。どうでしょう。

○荒木国務大臣 御意見は私も同感でございます。その心意気をもって私以前から行管ではやつてはおりますもの、現実にはなかなか壁が厚くて成果が遅々としてあがらない。さういうことを嘆いておるのが率直な気持ちでございます。それは各省庁ごとに行政の必要性から法律でもって国会で御決定いただきました法の根拠に基づく許可がすべてでございますから、その許可をそれ自身も要求しないのじゃないかという国民側からの要望と、行政担当側の各省庁の国民に行政サービスをよくしようと思つておる、まじめな気持ちではございますが、なかなか硬直化したような主張が、相対立するわけでございます。それを行政管理局におきまして、国民の側に立ちながら各関係省庁をいねね折伏せねばならないというところに手間どる原因がござい。そこで、内閣を申し上げ過ぎますけれどもお許しをいただきますが、伊能理事がいらつしやいますけれども、与党におきましても、国民の要望を何とか関係省庁の法律改正ということに結びつけてもらへるやうにしようと思つて役をせよといながら、やつとこき、今日、その数字を合わせましたけれども、遅々としておりますが、総計はある程度の成果をおさめつづつあるという経過を事実上はとるわけでございます。だからめんどくさいからやめよというわけでは毛頭ありませんので、今後も総力をあげて国民の要望にこたへるべく全力を傾けたい、こう申し上げるほかにはござい。ませんが、総定員法もある意味においてはこれと関係があるかと思つております。と申しま。すのは、許可事務を法律を改正してやるとなれば、その許可事務が減少せざるを得ない。定員が成立しました定員が減少せざるを得ない。定員が減ることは所管大臣は不名誉と感ずる。事務次官

も不名誉と感ずる。局長、課長もまたさうだ。軟弱外交のせしりを免れない。評判が悪くなるおそれがあるというところでセクショナリズムの半面はたくましいですけれども、他の半面は国民の要望とびつたりしない。ほんとうの行政サービスあるいは行政需要という角度から冷静に見ました場合にびつたりしないという悩みがあるわけでございます。総定員法を御決定いただきましたれば、各省庁の大臣も、次官も、局長も、課長も、国民的な立場で最大能力をあげ、できれば一人でも、少ない員数でもなおかつ行政サービスを落とさないでやつていこうという一般的な心がまえが凍結するはずでございますから、いままでの基本的な硬直した役人根性がいゆる民主的に国民本位という気持ちに転向するよすがになる。その御利益は私は相当なものだと評価しております。

トのほうが高くなる、簡単に言つてさういうことだと思ひます。この最も悪いのはいわゆる稟議制度です。これは臨調の答申でも出ているわけ。判こをべたべた押すような稟議の制度はやめなさいということも一つの項目だと思ひます。これは私は法律を改正しなくても、何をしなくても、直ちに実施でき、国民に奉仕でき、能率があがつて、事務量が減る。決定の様式とコミュニケーションを変えなさいと、さういふふうに出ているわけ。この稟議書というのは、おまえのところは見ない、われのところは見せないというふうなコミュニケーションの役に立つて歩いていて、決定事務は減るのだといっている。だから決定の機能とコミュニケーションの機能を変えなさい、さういふふうに出ておりますから、さういふ簡単なことはすぐできるのではないか、さう思ひます。どうでしょう。

○小澤(員)委員 これは私予算委員会の総括質問のときにもやりましたけれども、役所の仕事の一番非能率的な例として去年出ておりましたが、「くたびる書類の旅」として、百万円の補助金をもらうのに判こが五百九個つてありました。これは山梨県庁の例であります。これは日本生産本部の倉庫経営指導部長のところに調べたのであります。それからその上の農林省は幾つづいていくか。県庁から市町村に行つていくが、判こは幾つづいてあるか。さういふことを調べてみたら、大体百万円の補助金をもらうのに、農林省からそのまた出先を通つて県庁に行つて、県庁の中を通つて県庁の出先、市町村、さういふところを旅をした間に千五百個判こをついて、百万円の補助金をもらつた。民間だと、判こを一つづつの十分間それを見てつづかならば、一分間十円かかるとすれば、それは百円かかる。たばこを買いに、娘に行つてこいといつて四十円か五十円やつてピースを買いにやらせれば、往復で五分ばかりかかれれば、一分間四円なら、四、五の二十円たばこ買いにかかっているのだ。さういふ感覚で民間人は仕事をし、能率をあげている。ところが千五百個の判こをついていく。補助金の単価より判このコス

○小澤(員)委員 だんだん本会議の時間も参りま。したし、まだたくさんありますけれども、最後に一つだけ。要は、やはり事務を機械化する、コンピュータ化する、それはやらなければならぬ。つま

り働く人一人当たりの資本装備率を高める、そして能率をあげる。もう一つは、片方においては仕事をどんどん減らしていく、そういうことをやっていかなければならないと思います。それには要するをふりつてやっていかなければならない、こう考えます。またそういうようにして進めていけば、職員の方にもそのことについては御理解いただけるのではないかと、こういうように私は考えるわけです。ところが、私、きのうちょっと帰って見せていただいたのだけれども、こういう陳情書が私のところに来ておりました。「人件費をおさえて軍事費と独占資本のためにできるだけ多くの国家資金を引き出す」とか「国家行政機構の軍国主義的反動的再編成を行うために、各省に配置する定員は、今後は国会の審議と議決を得ることなく」やるとか、あるいは「総定員法は、首切り、強引配転、労働強化をもたす」まあ全部読まないといくわからないかもしれませんが、そういう文句が使われて、これは国家公務員労働組合共済会の名前で出ているのですが、これは実は荒木長官あるいは佐藤総理、みんなそういうところの配下の人だと思えます。長官がここで声を大にして国民に訴えるより先に、自分の部下に、自分のところにつとめている職員になぜ理解を得ることができないか。自分のところの職員の理解を得られないようなものがどうして国民に理解を得られるか、私はその原因は二つあると思えます。

一つは、各省庁の人事を担当する者あるいはそういうことに当たる者、それが課長を集めあるいは課長補佐を集め、総定員法というものはこういうものだ、そういう説明というものが行なわれていますか、縦のコミュニケーションというものはできていますか。そういうことができないで、一億の国民に理解しろ理解しろといったって理解できぬです。皆さん方の使っている部下においては、これは首切りのものだ、軍国主義のものだ、こう思い込んでいる、五十万近い人がそう思い込んでいる。どうでしょう。そういうことはだれが悪いかというと、やはり管理職が悪いのです。これを直さない限りは、国民に理解しろ理解しろといったってだめなことだと思う。人事管理について、これはもうあたたい、血の通った、ちゃんとコミュニケーションを通して、さつきから労使協議ということをして私が強調するのはそのことなのです。労使協議というものは、お互いに信頼関係が確立する中で機能を発揮すると思います。だからそれには管理者側が、政府側が積極的に話し合いをする、理解を求める、こういう努力が末端の管理者まで浸透していない、こういうことだと思えます。これは長官にえらいしかつても、どうも長官だけの責任じゃないかもしれませんが、これはどうでしょう。

○荒木国務大臣 私もある程度しかれる立場にはあるかとは思いますが。ただ私は、一般的に申し上げれば、実は私のところにもお読み上げになったものはたくさん来ております。来ておりますが、それに一つ一つはききでも出して回答したいという気持ちにはございますけれども、とてもじゃない、印刷して出したのでは真意が伝わらぬ、自分で書くには時間がないものですから、なまけてはいたらかしてしまいますけれども、恐縮はしております。

ただ私は、そのこともあり得ると思うのですが、国会を通じて、先刻来野党の皆さん方から、公の場で、公の御質問に対して総理以下お答え申し上げているように、首切りなんか絶対いたしません、本人の意思に反した強制配転など望みません、ともいえるだけ能率をあげて行政サービスの向上をはかり、合理的に国民の要望にこたえたいということではないかとあります。そのことをやるについては、定員制度としてはこの考え方のほうがなま首を切らないで合理化するという唯一といってもいい内容を持っておるのだということが、国会を通じて、手紙やほかをくださった方にもわかるはずで、初めてそれが正式な考えとしておわかりいただけるはずだという意味において、私は国会の御審議こそが何よりも雄弁に、何よりも有力にPRをしていただく効果があるのではないかと、それをもってお答えにすることのほうが早道だ、こういうふうに考えて実は返事を出さぬでおるような次第でございます。

○小澤(真)委員 終わろうと思ったのですが、荒木長官がそういうお考えでは、これは私、直らぬと思うのです。長官、政府が直接公務員を使っているわけでしょう。その間は労使関係があるわけです。労使関係という関係にあるわけです。使う者、使われる者、そうして使われる人に直接、間接関係のあることについて、何で理解を求める努力をしないか、こういうことなんです。国会を通じて言うことは、直接の公務員でなくとも国民全般がわかっていて、それはいいのです。しかし働かまじょう、金を払いまじょう、そういうところにかへ賃金をやります、私はそれで働きます、そういう関係の中にあるわけなんです。私は労使は鏡だとしょっちゅう思っています。労働組合の姿勢というものは、経営者の姿勢をそのまま反映していると思います。また経営者も組合の考え方によって考え方が変わる。その意味においては労使は鏡だと思えます。だから、その鏡である双方に反映し合わなければならぬ。長官以下が使っている公務員がこういう感覚しか持たないということ、これはマスコミュニケーション——一つのコミュニケーションに支配されて、いろいろのコミュニケーションによってそれを理解するという立場にないからで、やはり使っている人々に、各省庁の局長であろうと課長であろうと、これがどういふものであるかぐらひは、自分の使っている部下に説明できる体制、つまり人事管理の管理体制——この行政改革の中にも、公務員制度の中にそのことをよくよくうたてておるわけです。人事に対する管理体制ができていないために、こういうような不信感を持つ労使関係になつていっているのではないかと、こういうふうに考えるわけです。これは私の意見ですが、それについてさっきの長官の答弁は、これはそういう感覚で労使関係を律したので

は、とうていいつまでたってもこういう悪循環は直らぬと思うのです。もつと自分の部下と話し合う、局長に指示する、それを局長は課長に、課長は課長補佐なり何なりに、幾らでも役所の中でコミュニケーションをはかる必要があるわけですが、そういうルートが詰まっている、こういうふうに私は考えるのですが、どうでしょう。

○荒木国務大臣 まあ政府内部の労使関係という課題についての心がまえをおさしたいといった意味においてはわかります。わかりますが、この法案それ自身を自分の部下にあるいは職員団体に、行管は行管庁長官が、各省庁は各省庁の長官がというがごとく、PRする立場でここに法律を御決定いただく前にこれ言いますことはいかがであるかと思いましたが申し上げたので、御決定いただいた後に運用上職員団体の考えもあるいは個人個人の意見も、先ほど来法制局ないしは人事院からお答え申し上げたような人間的な気持ちをもつて具体的に対処していくということは、これは当然のことであり、法律をまだ御審議中に、きまつていないときにあれこれだ役所の立場で公の立場におきまして言いますことは御遠慮申し上げることがエチケットにかなうのじゃないか。ただ、個人的にはがきをもらったりなんかしますものには、先刻申し上げたようにできるならば実はこういう趣旨ですと返事を出したかったが、出してはいけませんけれども、それとこれは、御質問とはちょっと別問題だと思ってお答えしたにすぎないことを、ひとつ御了承をいただきたいと思えます。

○小澤(真)委員 それでは時間ですから、私質問を終わりたいと思えます。長官のそう言うのも一理あるかと思いますが、私は、労使間の問題というものを、もう少しやはり課長なり管理職に当たる者が積極的に取り組んで、労使の間のパイプというものがつながるようなことを、特に政府関係の管理者と職員との間というものは十分に果たさなければならぬ、こういうふうに思いますから、それだけは希望しておいて、質問を終わります。

○藤田委員長 本会議散会後直ちに再開することとし、暫時休憩いたします。

午後一時三十二分休憩

午後四時三十一分開議

○藤田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

行政機関の職員に定員に関する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。鈴切康雄君。

○鈴切委員 きょうは初め行管長官のほうに質問を申し上げてから、それから総括に入りたいと、そのように実は思っておったのでありますけれども、総理大臣の御都合等がありまして、先に総括に入ってしまったわけでありまして、そこで総理大臣からいろいろ答弁をお聞きいたしましたけれども、非常に時間的に制約をされたということで、きめのこまかい点まで話がいったいないわけでありまして、そういう点について行管長官は担当大臣でありますので、総定員法を審議するにあたって、きょうは慎重審議、時間は無制限でございますので、ひとつそういうことできめのこまかい御答弁をお願いしたいと思っております。

まず、本案の要旨は、公務員数の抑制をはかるため、各省を通ずる定員の総数の最高限度を法定し、各省別の定員は政令で定めることとし、定員配置を合理的、弾力的に行ない得るようになしうとするのだというわけでありまして、現行制度ではなぜこれができないのか。先ほどは、総理大臣は前に言ったからということで略されたわけでありまして、あらためてここで行管長官にそのことを伺いいたします。

○荒木国務大臣 お答え申し上げます。

御案内のように、極端に申せば、事務官、技官といった一人の増員を御審議願うにしましても、それぞれの省庁設置法の改正という形でまいるわけでございますが、このこと自体、省庁ごとの国会の御審議のお立場からはそれなりの意味がむろんあったと思えますけれども、実際は、御案内の

とおり、各法律ともそれぞれの省庁の担当で立案をし、関係機関ともむろん相談をいたしますものの、そうして閣議決定を経まして御提案を申し上げるということでございます。と、かくその省本位のものの考え方がそのままでは申し上げませんけれども、と、かく片寄りがちである。さらに言いかえれば、増員にしましても、減員はほとんどございせんけれども、現在の公務員数から申せば、午前中も総理からもお話が出ましたように、この前の御質疑にもお答えいたしましたように、全体としては比較的閑散なところがある。あるところでは一人でも増員しなければならぬということで御提案申し上げますけれども、もし他のところにはまたまた自然減耗の定員があったとしますれば、それを活用することによって全体的には合理的な、さらに言いかえれば、より少ない経費で行政目的にかなう措置がとり得るわけでございます。理論上は別といたしまして、実際問題としてはなかなかそれが容易でない、そういうことから、国会の御審議ということとさきさ矛盾するようではございせんけれども、国会が総括的に予算を通じて御審議願うと同時に、その途中におきましても、行政調査権の作用としての御監督も願ひ得るであろう、そのことが結果的には全体としての時に応じての弾力的な合理的な運営、定員の活用ができるであろうという意味合いでございます。

○鈴切委員 行政の体質改善の第一歩であるということについては、各省別の定員を政令で定めることにすれば、法律の改正の手續を要しないだけ確かに弾力的だといえ言えると思うのですが、しかし、その場合でも前提となるものは、やはり何といつても必要な部門とそれから必要でなくなった部門との的確な判断であるわけですが、その的確な判断というのはどのように調整して判断をされるか、その点について伺います。

○荒木国務大臣 それは、一つには法律に基づきまして、そのときどきに定員を弾力的な行政需要に應ずる立法がなされることが通例だと存じま

す。ですから、それに定員して人員が必要であれば、それ相応の人員を配置するということが一般的な課題であらうとは思いますが、年度内におきましても、緊急の必要のために増員を必要とするという場合が起きようかと思ひます。その場合に、単に一、二の法律を御審議願うために臨時国会を開くということも実際問題として困難な事態もあるかと想像しますが、そういう場合に、この法律を御決定いただければ、政令でもって全体としての余裕定員を、留保定員を活用して応急的に措置ができるということもございませうし、そういう意味において、合理的に弾力的に行政需要に定員するという対策として、まずこれが一つの課題であらう。同時に、午前中もたいへん妙なことを申し上げましたけれども、セクショナリズムはいいことではございせんけれども、人間的な、本能的な、あるいは明治以来の一種の定着した公務員、役人の通性としてくらくらに硬直的な考えがあることは事実でございまして、そういう局部的な立場でなしに、総合的に常に判断しながら定員の合理的な配置をするという意味合いにおいて、いわばセクショナリズムの一面は、商売熱心と申しますか、おれのところでやってみせるというふうな考えがなければなりませんけれども、ただ、それが硬直的に作用しますれば、総合判断のもとにおける国民的な行政需要に定員を合理的な行政サービスというものは困難であるということも指摘し得るかと思ひます。そういう意味で、いわばやむを得ざる必要悪的なセクショナリズム、これを通じて打開していくという効果も相当高く評価していただければいいか。かようなことを総合判断いたしますれば、行政改革の一つの大前提としての一つの課題、そういうこと有意義であらうかと存ずる次第でございます。

○鈴切委員 要するに、政令で弾力的な配置をするということでありまして、その定員について各省庁におけるそのコントロールする場所、これははたしてどこで行なわれるか。先

ほど、何かチェックするところは、結局は大蔵省がチェックをするようなことをお話しになつておつたわけでありまして、大蔵省だけにそれをまかして、はたして適正な弾力的な配置、しかも国民のサービスに寄与するところの定員管理ができるかどうか、その点について伺ひます。

○荒木国務大臣 チェックする機関としては、いま御指摘の大蔵省も、国民の税金をいかに合理的に配分するかという意味合いにおいてチェック機関の作用をいたすと思う。また行政管理局も、先ほど来申し上げるような考え方に立ちまして、お金の面では満足できるとかにはいたしてしましても、全体的に見て定員の配置あるいは仕事の繁閑などというものが、それだけでいいかどうかという立場に立つてチェックをすべき責任を負うものと存ずるのであります。同時にまた人事管理の面から申し上げますならば、総理府の床次大臣の担当分野にいたしましての歯ごたえ的な考慮も払われるのが当然でございまして、さらに人事院の、中立的な考え方から立つての意見等もあり得るかと思ひます。それらを十分に勘案しまして、最後には閣議で行政府としての、国会を通じて、国民に対する責任を負うということでもって国会に御提案申し上げ、予算を通じてまた十分に御審議願う、そういう段取りでチェックと申しますか、何が緩急轻重、何がそうであるかという点は、以上申し上げたような段階を通じて国民には責任が果たせるものと存じます。

○鈴切委員 臨調答申並びに行政監理委員会の指摘等によりますと、こういうふうな定員の管理等についてはやはりそれを、内閣の調整機能を強化することによってそういうことが果たされるのではないかと伺ひます。答申が出ておるわけでありまして、いま行管長官がいろいろの各省をおあげになりまして、持っているわけでありまして、いざこざという定員管理等の問題になりますと、やはりそれなりの臨調答申の線に沿つた内閣の調整機能の場所がでなければならないんじゃないかと思ひますが、そ

の点について行管長官はどのようにお考えになりますか。

○荒木国務大臣 臨調の答申には、内閣制度それ自身も御指摘のような角度から再検討を加えて、もっとしつかりした体制にすべきではないかと申し上げ得るような答申もござります。内閣総理大臣は、各省大臣、国務大臣は、理由を付することなく大根の葉っぱのごとく首をちよん切る権限まで与えられておる。それくらい権限は憲法上与えられてはいるけれども、そのスタッフとして何かしら補佐官とでもいべきものを置いたらどうだということも、御指摘のいまの総定員法に基づくとこの定員の調整、緩急軽重の判断につきましても、専門的なものでもしおって補佐するならば、現在よりもベターであろうという意味の勧告も御承知のとおりあるわけでありまして、できることならば、そういう制度も整備しつつこの法案が運営されることが望ましいと存じますけれども、実際上これが容易なことではないもので、今後の検討にまたざるを得ないことは遺憾に存じます。しかしながら、行政府全体といたしまして国会を通じて総理大臣が最終的には責任を負う、内閣全体で責任を負うという課題として受けとめざるを得ない、また受けとめねばならない問題だと思っております。ですから、むろんいままでも予算審議等を通じて、あるいは法案そのものも各省設置法として閣議で決定して御提案は申し上げておりますものの、先刻御披露しましたような実際上の、何と申しますか、思うにまかせない事由もござりますので、なかなかあきたらぬ点があるわけであり、そのことが解消できるであろうという手段をお与えいただきまして、さらに一そうの国民に対する責任感に立ちまして判断に誤りなきを期するというのが、閣議を通じての総理大臣を頂点とする政府側の責任であらうか、そのような敢断な気持ちで、あくまでも国会を通じて責任を負うという考えに立つてこの運営に当たるといふ御説はごもっともとは思いますが、

現実それが間に合いませんので、またこの必要性も行政改革上はぜひ必要な課題でもござりますので、御審議をお願いして、こういう段階でござります。

○鈴切委員 もちろん内閣総理大臣が最高の責任を負うことは、これはあたりまえのことでありまして、けれども先ほど申された各省の大臣、すなわち国務大臣は各省の大臣までやはり兼務しておるといふ方が多いわけでありまして。そうしますと、結局そこではいろいろ考えられた定員のコントロールというものは、やはりどうしても自分の田に水を引くというふうな傾向にもおちいりやすいということには目に見えて明らかであります。しかも、内閣の調整機能の強化ということを臨調は非常に強く言っているわけでありまして。当然、そういう観点からいいますと、総定員法が出る前に、そういうふうな機能を強化した上においていろいろやりくり検討されていかなければならない筋合いのものではないか、私はこういふふうに思うのですが、その点について大臣……

○荒木国務大臣 筋合いと申しますか、願わくばそうあつてほしいという意味においては私も同感でござります。ただ問題は、臨調の答申を全部一挙に消化できる課題ばかりでもないでございまして、いわば戸口から攻め落とすようなやり方で徐々にいままで前進してまいりました。さらにそれを卒頭一歩を進める意味においても、何としてジョナリズムの弊害という不便さ、そのことを少なくとも解消していただく、そうして公務員がただ自分のところだけを中心に馬車馬のごとく考へるという見解をもう少し開いて、全体を考へながら協力すべきは協力するといふふうな気持ちになつてもらうためにこれを御決定いただいて、また並行的に臨調の答申等も、そういうやりやすさを加えていただくことによつてより一そう推進でき、御期待にこたえる方向へ一歩一歩前進できると思ふ次第であります。

○鈴切委員 やりやすさを云々というわけであり

ますけれども、そうではなくて、私は筋道がそういう状態でもなくちゃならぬのじゃないかと思つてです。政府みずから国民生活上どうしても増員が必要な部門、そのように政府が主張しておりまして、たところの国立病院の看護婦の定員はどのようになつておりましたか。その点について厚生省の方、どういふふうな状態ですか。どれくらい要求をされて、そしてどれだけの状態になつたか。現在の状況はどういふ状態であるかということ。

○松尾政府委員 看護婦につきましては、国立病院、療養所についてはいづゆる夜勤体制の改善、こういう目的のために約七百名の増員を要求いたしました。四十四年度におきましては二百六十一名がその目的のために認められております。そのほかに前年から引き続きいづゆる新生児の看護、赤ちゃんでござりますが、この看護のための増員が七十人、それから重症心身障害児あるいは筋ジストロフィー患者という手のかかる病棟の子供さんの看護というための増員が百十ということにござります。合計いたしました、新年度におきます国立病院、療養所の増員は四百四十一名というふうになつております。

○鈴切委員 国立病院並びに療養所は全国で約三百カ所、この看護婦の増員はいま聞きしましたとおりわずか二百六十一名、厚生省の要求は七百名でその約三七％で、考えてみますと一病院一人にも満たないという状態でありまして。昭和四十年の五月、人事院が看護婦の一人深夜勤務をやめて、一カ月間の夜勤は八日以内に制限するといふ判定を下された。厚生省はこの判定に基づいて向こう三カ年で約二千二百名の増員方針を立て、初年度として七百名の増員をされたと思つております。厚生省当局の方針は、私どもの考え方からいふならば不十分であるけれども、それよりもなお大幅に削られてゐる。医療上の、しかも人命にも影響する重大な問題に対して、なぜこのような人員の配分をされたのか、この点についてお伺いたします。

○松尾政府委員 私どもとしましては、そういう

年次計画によつて夜勤の八日制を実施したい、こう考へてまいつたわけでござりますが、結果は、いま御指摘があつたような結果に終わつております。私どもといたしましては、これで必ずしもその目的が十分に達成できるとは考へておりませんが、この目標に対して具体的に第一歩をこしから踏み出してきたということ、それから今後やはり病棟整備その他の中で、できるだけ判定を履行上尊重するよう努力は引き続き続けてまいりたい、こういう気持ちで、結果としてはあの線になつたわけでありまして。

○鈴切委員 行管長官よろしゅうござりますか。いまお聞きになつたとおり、国民の生活には非常に必要欠くべからざる看護婦等の増員に対して、むざむざに削られられておる状態でありまして。そういうふうな削られたという状態は、どこでその考え方が生まれ、どのようにしてそういうふうな状態になつたかということについてお伺いをいたします。

○荒木国務大臣 これは大蔵省の考えもむろんあると思ひますけれども、行管といたしましては、いま厚生省からお答え申したようなその趣旨が、これこそ国民的立場に立つて必要な行政であることとの理解は人並みに持つております。要求をある程度削減いたしました結果にはなつておりますが、その理由は、必要がないということではないに、実際上定員を増加いたしましたも、看護婦の養成能力がこれに間に合わないという現実の面をとらえまして、必要なときには、本法を御決定いただければ、るる申し上げておりましたようなやり方で、留保定員の活用によつてその目的を果たせるように協力する心組みでおるわけでありまして。

○鈴切委員 いま行管長官は、そのようにして前向きに今後考へていきたいとお話してありますが、結局そこで削減されたのは、大蔵省のチェックのもとに削減をされたつたということですから。すなわち大蔵省だけにその問題をまかしておれば全部、国民にサービスされる、すなわち大衆福祉に関する問題等は非常に削減が行なわ

れるということでもあります。そういう点について私はいま行管長官に、大蔵省だけにそういうもののチェックをまかせるといふのでなくして、内閣の機能をさらに強大にして、そしてそこで定員管理というものに對してあらゆる点から検討をしてなされなければならないではないか、そのように申し上げたわけでございます。

で、問題は直接法律が政令委任にあるのではなくして、私は必要な部門の増員と不必要になった部門との原因の妥当な判断が、いまま申し上げましたように、どこでできるかということだと思えます。たとえて言うならば、公害についてはますます人命尊重の上から重要度を増しておる現在でありますけれども、厚生省所管の公害担当官の増員はどのようになっているでしょうか、その点について……

○武蔵(瑞)政府委員 今年度十二名の要求がございましたけれども、それにつきましては一名の増員も見られなかったのでございます。

○鈴切委員 いま公害担当官十二名の増員もけられてしまった。わずかに十数名ほどの公害担当職員が、どうしてこれはふやせないのか。公害対策予算がわずかに七億四千万円。厚生省予算の〇・〇八%。公害対策の軽視というのは、しよせんは人命尊重の政治とは逆行するものである、行政需要に即応できない国民不在の行政だと私は思うのであります。そういう点について行管長官、全部切られてしまったということですが、どうしてこういうことがあえてなされるか。それをコントロールするということの意味において、私は行管長官ももつと目を通すべきではなかったかと思うのですが、その点について……

○荒木国務大臣 予算上あるいは定員上の増加という形はとっておりませんが、内部のこれこそ配置転換によりまして十六名を転用するというところで、十六名だけが認められておる実情でございます。

○鈴切委員 十六名増員された——いまあなたは公害担当官は全部切られてしまったというお

話だったのですが、その点について……

○武蔵(瑞)政府委員 私が申し上げましたのは本年度の新規の増員の分でありまして、たゞいま行管長官がお話しになりましたのは、現在私どもでは十八名の定員がございまして、そのほかに省内のやりくりで十六名の応援を求めている。その事実をお述べになったと思います。

○鈴切委員 法務省の法務局関係の登記関係事務の実態と増員についてはどのようになっているのでしょうか。その点について……

○新谷政府委員 法務局につきましては登記事件が非常に増加いたしております。これに對処します人員の増加について最も重点的に要求いたしてきたわけでございます。その間のアンバランスを是正する方法といたしましては、人員が必要であることはもちろんでございますけれども、登記所の制度の改善と機械化ということも並行をいたしまして考えておるのでございます。増員分としては、七百九十一名の要求に對してまして、登記関係で百八十五名の増員が認められております。そのほか、制度の改善あるいは機械化等につきましてもかなりの増額を認められました。これらの問題をあわせ遂行することによりまして登記所の現状を打開していきたい、このように考えている次第でございます。

○鈴切委員 登記関係事務の増大ということについては先ほど言われたとおりであります。その内容については今後いろいろ改善しなければならぬ点がある、これはよくわかるわけです。しかし、現実の場合、非常に労働強化になっている。少なくとも昨年十二月に組まれた超勤計画が六十時間から七十時間、支給予定の超勤予算は十時間だけの超勤がなされる、労働強化されている、こういう状態でありまして、要するに法務省の登記関係事務の、すなわち一人庁といわれる職員一人の登記所は全国に何カ所あります。

○新谷政府委員 約三百五十庁くらいあります。

○鈴切委員 通産省の特許事務を処理するための増員についてはどのようになっているのか。

○荒玉政府委員 特許庁長官であります。お答えいたします。

御承知のように特許事務が停滞しておる。出願と処理のアンバランスがございまして、それに対応して、人員の要求は二百三名、仕上がり百名でございます。われわれといたしましては、政府全体の人員その他窮乏な面がございまして、できるだけわれわれの内部の事務を改善いたしますと同時に、それだけではどうしてもやはり審査のおくれというものがございまして、現在本国会に提案しております特許法等の一部改正というものを含めまして事務の改善をはかってまいりたいと存じます。

○鈴切委員 特許業務を処理するために、通産省ではいま言われたとおり二百三名の増員要求をしたが、百一名しか認められなかった。ところが、その未処理件数は、何と約七十万件に近い未処理数があるわけでありまして、それで、しかも審査部においては三年間に四人の自殺者を出している。そういう労働強化になって、強度のノイローゼ等にあえいでいる公務員もいるわけでありまして。こういうふうな非常に国民に密着した部門の増員について、非常にそういうものが大蔵省の時点において削られているという状態において、今後総定員法であるならばどのような状態に変わってくるか、その点について行政管理局長官にお伺いいたします。

○荒木国務大臣 定員に関しては、大蔵省がお金の面で考えます調整機能もございまして、けれども、定員に関する限りは、行政管理局と大蔵省の意見が合致しないものは大蔵省も予算をつけないうけ、つけてはいけないという閣議了解の線に立つて、行政管理局として定員の調整に当たっておるわけでございます。

特許関係につきましては実情、行管としてよく承知をいたしておるのでございますけれども、いま御提案の法案は、もつと簡明に、しかも特許権申請者の利益を害しないやり方で能率をあげる、

こういう制度と申しますが、詳しくは存じませんけれども、そういう制度をあわせ行なうことによつて能率をあげてもらう。したがって、百名ちよつとの増員でしかるべきものであるという判断のもとに増員を決定したと承知いたしております。

○鈴切委員 大蔵省がチェックするばかりでなしに、行政管理局でもそれを一応見た上において、意見が合致しなければこういう増員については賛成をしないということであるならば、なおさら問題が大きくなってくるわけでありまして。そういう観点から、やはりこういうふうな国民に密着した定員管理というものを對しては、私はやはり実情に合った定員というものをのしえていかなくちゃならないじゃないかと思うわけであります。そういう点について、行政管理局長官はさらにその点十分留意をして定員管理に對して当たるといふ必要があるのではないかと、その点についての御所信をお伺いいたします。

○荒木国務大臣 もちろん御指摘のとおりの方を立て、今後より一層の細心の注意を払つて善処すべきものと存するのであります。

○鈴切委員 欠員不補充方式は首切りをしない前提で、いわば減員による一種の内部反省を求める手段であるわけですが、三年間五%の定員削減処置は、現行法のもとでははたしてできないのであるかどうか、その点についてお伺いいたします。

○荒木国務大臣 定員削減とおっしゃいますとびたつとお答えが困難でございますが、三年間五%の各省庁の留保定員を出してもらうというのは、自然減耗を補充しないといふというのが中心の課題となつておるのでございまして、法律で強制的に、あるいは行政措置として強制的にどうするといふ課題でなしに、各省庁内部の繁閑の度合いを省庁の責任者の判断におきまして三年間に五%を目標に、年度ごとに省庁別に比率は違ひますけれども、三年間には五%だけ何とか補充せしめ、留保定員を持ちたいという行政指導、内閣の閣議了解の線に立つて各省庁が自発的に協力しておる、

そのいわば第一年度とでも申し上げるものがいま二千名余りということに相なつておる、こういうことでございます。

○鈴木委員 首切りをしない前提というならば、欠員不補充方式によるほかはないと思うのです。これは現行法でやっているわけでありまして、現行法でも必要な部門への増減は私は可能だ、そのように思うのですが、その点について。

○荒木国務大臣 欠員の不補充だけは可能であることはいま申し上げたとおり、御指摘のとおりでございます。ただ、それをどこへ持っていくか、増員したり減員したりして全体的な調整をとるといふ課題になりますと、各省庁ごとの持ち分は固定しておる定員でございますので、何ともその調整が事実上非常に困難でございます。

〔委員長退席、伊能委員長代理着席〕

絶対不可能とは申し上げかねますけれども、これを総理大臣が絶大な権力をフルに使われるならばいざ知らず、やみくもにやるわけにはいきません意味合いから御推察がつくと思いますが、そういうことで事実上不可能に近い。そこで政令で総括的に、閣議ではそれは大論議になるでございまして、閣議でも、それぞれの立場を主張しながらの切磋琢磨の場において最終決定をするというやり方、それが先ほども御要望になりました国民各位の定員の配置というのを流動的に、適正に、弾力性を持って運用できるということにつながるかどうかと思うのであります。

○鈴木委員 各省内におけるところの要するに定員の管理というのは、それは私は大臣の責任のもとにできるのではないかと思う。だが、今度各省間におけるところの要するに定員の管理ということになると、これは話が別になつてくると思うのです。相対するわけは問題が行なわれたならば、やはり総定員法ではあつてもそんなに弾力的だといふようなことは言えないのじゃないか。その点はどうに思いますか。

○荒木国務大臣 それは、ものの考え方が硬直化し過ぎて理解が困難なせいもあるかとは思いますが、

すが、各省庁別の法律による定員の定め方によりまして、さつきも申し上げましたように、自分のなわ張りという意識過剰になりまして、一たんもらった定員はいつでも放さないといふふうな意識過剰が明治以来続いておると思います。そのことが、増員はあり得ない減員というものは事実上出てこないということもつながるわけでございます。これは国会の御審議のゆえにどうこうでなしに、午前中も申し上げましたが、必要悪と申しますかこれは世界的に指摘されているところではない、ふえん一方だといわれること自体が、国民の立場に立つて望ましいことではないことは明らかでありまして、そのことを、国会を通じての政策関係の法律からも流れ出ましようし、また当面不補充定員がありまことによって応急措置が講じられるというやり方で対処するはかにございませぬわけですが、これはやはり政令で定めるといふ制度をお許しくださいましたほうが、より円滑に遂行できるということをお願いいたします。

○鈴木委員 いままでは、非常に定員についてはふえん一方であるということをおななはおっしゃったわけでありまして、現行方式になつてから国会がむしる増員に反対したケースが非常に多かったわけですが、要するに政府が提案された減員の法案がきわめて少ないというところに大きな問題があるのではないかと、私はこう思うのです。つまり公務員数がどんどん増加するに至つた根本的な原因は、政府が増員をはかつてきたところに大きな問題がある、そのように私は思うのです。実際には国会が増員をはかつてきたのではないわけであつて、その気があれば現行法でも定員の管理は十分にできる、そのように私は思うのですが、その点について伺ひたいです。

○荒木国務大臣 それは概念論としては、お説は私は肯定いたします。ただ実際問題といたしまして、先ほど来申し上げますような事実上の厚い壁があるものでございまして、なかなかそれがで

きないということを率直かつ露骨に申し上げておるわけでありまして、これはむしろ国会のせいではございませぬ。政府側がなぜ減らすべきものはびしと減らすというやり方でやらぬかという御指摘かと思いますが、そのことに政府内部で、セクシヨナリズムを持ち出さざるを得ませんけれども、そのことから事実上なかなか容易でないといふことを申し上げているのでございまして、何も国会にその責めをおつつける、あるいはうるさいからどうだといふことから発したものではむしろございませぬ。事実上の問題といたしましてほとんど不可能に近い。それを可能にする制度をおつくりいただきたい、こういう真意にはかなりませぬ。

○鈴木委員 いま非常に厚い壁がある、そのように言われたわけですが、その厚い壁というのはすなわちセクシヨナリズムの壁であると私は思う。そういう考え方であるならば、これは現行法であつても、政令できめようが、しよせんは一切このセクシヨナリズムによつて閉ざされてしまふのではないか。政府は政令によつて弾力的な定員管理ができる、そのように提案をされても、実際にはそのセクシヨナリズムによつて閉ざされてしまふ、現行法と何ら変わりない、しかもそれ以下になつてしまふというふうな状態になつてしまつたのでは、これは事は問題であると思うのですが、このセクシヨナリズムを打開する、頭の硬直化を変えていくには、行管長官どういふふうなことをしたらいいと思ひますか。

○荒木国務大臣 その点が一番問題の実際上の焦点かと思ひますが、通称総定員法を御決定いただきましたれば、各省庁も自分の省庁内の緩急軽重はもちろんのこと、また自分のところの増員を必要とするという考えを持ちました場合に、他の省庁の留保定員に発したとつてその定員を有効に活用してもええし、したがつてまた自分のほうの關係において留保定員が出ましたものも、よその省庁に活用させるべく協力すべき性格を与えられるわけでございますから、総合的にも

のを判断して、一たんちやうだいに及んだ定員はこでも放さないといふ硬直したけな考えじゃなしに、総合的な判断のもとに、政府全体として行政サービスが適正に、弾力的に、合理的に運営されることに協力しなければならぬという趣旨を、この法案を通じて公務員全体にいわば訓示していただくような作用が期待されると私は思うのでありまして、そういうことを含めて、この法律によつて先ほど来申し上げるような行政改革の方向にも推進役となつて作用してくるでもございませうし、またその時点、時点において、少なくともいままでよりは効果的な、効率的な、弾力的な、合理的な、行政需要にマッチした線に近づけていける手段としてはまことに有効である、かように存するわけでありまして。

○鈴木委員 現行法によつても、運用によつてはそういうことはできるわけでありまして。あなたがおっしゃる、要するにセクシヨナリズムという問題が一番厚い壁であるとするならば、それをもう少しはつきりしなければこういう問題については解決はできないのではないかと、私はそのように思ひます。行管長官は、総定員は弾力的であり、また運用面においても非常にしやすいというふうなことは、これは裏の解釈であつて、ほんとうの姿というものは、やはりどうしてもそのセクシヨナリズムによつてこれが閉ざされてしまふ、そういうおそれが多分にあると思うのですが、それに対して行管長官はどのような決意でそのセクシヨナリズムを排除して、そしてこの運用に当たるか、お伺ひいたします。

○荒木国務大臣 最終的には行政サービスの緩急軽重は、先ほど申し上げましたように、政府側としては閣議で最終的に結論が出る。閣議にまでたどりつくにつぎましては、各省庁ごとにむろんいままでと同じような我田引水的な考えが出ることもございませうけれども、しかしそれが先ほど申し上げましたように、お互いこれこれ融通し合つて、困るときはよその定員をもらへるというふうな相互關係が、総理大臣の指導力のもとに行

政府全体として調整ができます限り、またしなればなりませぬけれども、それによって行なわれまうことが硬直化を防ぐゆえんであり、現行法でもできるはずとおっしゃる、概念的理論的には私は何ら否定申し上げる意思はございませんけれども、実際問題が、これが残念なことには百年間ずっと定着したような実情でございますために、容易でないということを率直に告白申し上げておるような次第でありまして、そういう線にとにかくこの法律を御決定いただきまして、もつと硬直化を柔軟性を持って、ほんとうに必要なところには看護婦さんでも何でも持っていけるというふうな下地をおつくりいただきたい、かように思うわけであります。

○鈴切委員 四十一年の七月、国公共閣代表と賃上げ問題で政府交渉をやった際に、当時の安井総務長官は、人員整理に協力をすれば賃上げも考えると発言されたが、定員管理の具体策とは、財政硬直化打開と人件費負担を軽くするという意図と思われるが、その点のように思われるか。

○荒木国務大臣 これは大蔵大臣からお答えすべきことでございます。責任を持つては申し上げかねますけれども、大蔵省は、一面国民の税金を有効に使いたい、なるべく出し惜しみをしたいという商売でもあらうかと思ひます。これがすべてではございませんで、そういう角度からの予算査定というものが一つの基準であらうかと推察しますが、行政管理庁としましては、そういうお金の問題もさることながら、それは大蔵省まかせでございます。定員というものがもつと柔軟性を持って、かつまた緩急軽重に応じて配分されるということを中心として調整機能を果たす責任官庁かと思ひますが、そういう考え方を立てて行管は行管なりの考えで主張もいたします。価値判断に誤りなきを期する勉強、努力をむろん全員が負わされる責任は重大であるとも思ひますが、同時に、先刻も申し上げました、総理からも申し上げましたように、総理府なりあるいは人事院なりあるいは大蔵省も、いま申しした意味におい

て関連は持ちますけれども、ほんとうに客観、妥当性のあるように、政府の全力を尽くしまして、国会はもちろんのこと、国民も、なるほどいままよりは緩急をわきまえて、軽重を間違わないでばちばちではあるがやってくれるわいと評価してくるようには持っていく責任がある。そのことが、この総定員法の運用上の責任かと私も心得ておるわけでありまして。

○鈴切委員 先ほど、一人の増員といえども法律改正が必要だと言ひ。現行制度では、このようなきめのこまかい定員管理はできないと言つておられますけれども、たしか一人でもそういうことで現行制度では必要であります。欠員と新規増員との差が一人増員というふうな例は、三年間五割の削減計画遂行中にはたしてあるとお思ひになるかどうか、その点について。

○荒木国務大臣 三年間五割、五十万の五割といえ、三年間で二万五千人の留保定員に積算されていくことと思ひますが、それをその範囲でプラス、マイナスを考えながら運営していけばこと足れり、絶対それからはみ出さないといいことは申し上げかねると思ひます。予算の範囲内において運用され、しかも年度途中におきましても予算をはみ出さるを得ない緊急の増員がある場合は、五十万六千対、今度予算御決定いただきました線で一応きまる線が、午前中も申し上げましたように、二千人ばかり少ない五十万四千と相なるわけですが、四十四年度だけを申し上げれば、二千人の留保定員を活用することによって、緩急軽重を考えながら定員の配置が政令で行なわれる可能性が出てくるというわけですが、その二千人だけですべてに足りるかということ、場合によつては断言できない。それは最高限度をこえる二千名以上を事実上必要とすることが出てきますれば、最高限度を次の国会で引き上げていただくという御決定なしには、それはやれない。しかし、なるだけ五割の削減の範囲内の活用によつて、先刻来る申し上げておりますような、国民的立場からの御納得のいくような線に活用して近

づけていくという努力が本則であり、増減一切しないで硬直化していくというのではむろんございませぬ。

どうも話がぐどくなりまして、かえつてお答えになつてないかと思ひますので、そういう考えでございます。

○鈴切委員 ずいぶん脱線をしてるような御答弁でありましたけれども、一名の増員ということでは、要するに切り文句で一名というふうな言われると、国民は非常にそれについての判断を誤るわけでありまして。すなわち、各省間において増員と減員とあるわけですが、その増員、減員、増員、減員ということとずっと繰り返してきて、初めてその差が一名ということであつて、一名ばかりと、そういうふうな増員ということとは、もうほとんど私は考えられないのじゃないか。その点について、そう切り文句だけを出して一名だけだと、こういうふうなことを言われると、そこに非常に誤解を招く点があるので、その点について御答弁をお願いしたい。

○荒木国務大臣 お尋ねを正確に受けとめないような気持ちもいたしました。従来の各省ごとの設置法で定めるといふ現行法のもとにおきましては、事務官、技官の一名といえども法律で御審議願わざるを得ない。今後は、総定員を御決定いただければ、いま例示的におっしゃったことがそれだと思ひますが、あるところではふえ、あるところは減員するといふようなことで調整されて、全体としてはバランスがとれるということを目ざしておるわけですから、たつた一名のために政令を改正してどうだといふふうなことに必ずなると申し上げているんじゃないございませぬので、かれこれ融通し合いながら、全体としては国会でおきめ願つた最高限度の以内で行政需要にこたえていきたい、こういうことを申し上げるつもりでございます。

○鈴切委員 このような例は、かつては外務省のアタッシェ増員にある。過去において自治省一名減員の法案提出があつたことを記憶しております

が、しかし現在では、機構の改正がない場合には附則の改正で処理されているから、現実には一名減といふことは具体的にはないではないか、このように思ひますが、その点について。

○荒木国務大臣 現行の法のもとで一名はおろか、定員を減ずるといふ事例はきわめてまれでしかない、なかつたといふことを先ほど来る申し上げておるわけでございますが、そのこととございまして、いま一名だけのお話はどうかというふうにお答えしたいいか、いままでは減といふものはほとんどない。定まりました定員はそのまゝにして、実際上はひまがありまして、定員が実質的には非常にオーバーストといふおぼしきときでも、それはそれなりにして上積み、上積みと来たことは事実でございます。そういうことはなかなか現行法のもとでは、これこそまた同じことを申し上げておそれ入りますが、お許しをいただきますが、セクシヨナリズムの不幸にして定着したような状態のもとでは、行政需要に応じた増減、特に減といふものは事実上期待できないというのが現状でございます。それととも、総理大臣がなぜほんとうに減らさなければいかぬときには減らせと指導しないかといふことは、概念的には言えますけれども、実際上はさういふにまいらないといふふうなことをする申し上げておるわけでございます。要は、この法律によりまして、繰り返してお願ひだけで申しわけありませんけれども、ほんとうの意味におきまして国民のための弾力的運用、臨調の答申の線に沿ひ得る、かように思ひます。

○鈴切委員 行政需要にマッチした定員配置、きめのこまかい定員管理は現在の法律ではできないといふようなニュアンスを先ほど言われたのです。現在の各省設置法によつて各省の所掌事項を明確にすると同時に、それに必要な人員として規定されている。したがつてこの各省設置法を改正することによつて幾らでもできるのではないか、私はこのように思ひます。政府は総定員法でなければ必要な部門への増員や不必要な部門への減員はできないといふのは、どうしても私はその点が

納得できない問題点ですが、この点についてもう一度。

○荒木国務大臣 理論的にはおしかりを受けようかと思ひますが、お許しをいただいて申し上げますけれども、各省設置法というのは、その省庁の固有の法律みたいに理解され、その中にある定員は、一たんきまつた以上は減員するなどということとは断じて許さない。またそんなことをしたらば、所管大臣も事務次官も局長なども、部下の職員から、なつてないと評価されるというのが、情けないかな実情でございまして、そういうことのために硬直して、内外の諸事情が変転していつておる際に、その現契即応の、国全体、国民全体から見て妥当な定員配分というものがなかなか容易でないということが、先ほど来申し上げていることでありまして、そんな悪い例があらうたら直したらいじやないかという御指摘もむろんあらうかと思ひますけれども、それが何と申しますか大まじめで、百年間定着していることなものですから、容易なことではないというだけでは御理解いただいておると思ひますが、そのことに対応する意味において、特にこの総定員法という構想が臨調でも一応想定されたことも推察いたしまするし、同時にいままでどおりのことでまいりますれば、ほんとうにはつきりやたら増員、減員されるじやないかとおしやいますけれども、減員などをかりにやりますれば、減員のしっぱなしで、それを活用することは困難でございまして、勢い出血整理をしなければ減員することが困難だということに事実問題として結びつくおそれが多分にある。おそくは、ほつておきますれば近い将来においてそういうことに迫り込まれるような、積み重ね、積み重ねのムードを一応ストップしまして、そんなことにならないようにするという意味合いにおいて評価していただきたいとお願ひ申し上げておる次第であります。

○鈴切委員 定員については、従来どおり予算で審議ができるから、定員を法律でなく政令で定めることは国会軽視ではないという判断に立つてお

られるようでありませうけれども、たとえて言うならば、自衛官の場合を考えれば、予算成立、法案は不成立、そこで増員がだめになるといふような可能性があることをどう考えたらいいか。もちろん総定員法では自衛官は現行方式でありますけれども、自衛官以外の防衛庁職員は総定員法の対象となるわけでありませう。また各省について防衛庁と同じことが言えるのではないか。

〔伊能委員長代理退席、委員長着席〕

つまり、予算審議だけでは増員阻止の方法はなくなるということ、その意味では国会の統制を免れることになるのではないか。その点についてお伺ひいたします。

○荒木国務大臣 防衛庁の制服でないせびろは、これは防衛問題そのものでもないうべき本質的な定員ではないと理解いたしまして、総定員法の対象としたしておりますことは御指摘のとおりであります。防衛庁のせびろがあらまつてふえることがあるじやないかという御懸念は、あらしめぢやならないという内閣全体の国会に対する責任の課題として、御非難がないように運用していくということをお信願いただくほかにないと思ひますが、あやまつてそういうことがありますれば、政令を変えろという国会からの御命令に従つて変えざるを得ないということもあり得るでございまして、うし、そういうことにおまかせいただくということとでひとつ御理解をいただきたいと思います。これはひとり防衛庁のせびろに限りません。看護婦さんにしても何にいたしまして、それが不当である場合の行政調査上の国会の御指摘、これはあやまつておりますときには是正すべきことは当然だといふ考え方に立つて運営されていくべきだと心得ております。

○鈴切委員 私はそれを一つの例をとつて申し上げたわけでありませう。そういうことで、予算審議だけでは増員阻止の方法がなくなるといふこと、その意味においては国会の統制を免れることにならぬのではないか。先ほど申しましたことの意味を何かはき違えておられるように思ひので、この点

についても一度。

○荒木国務大臣 一応の最高限度、頭打ちの数字は、午前中申し上げましたように昭和四十二年度末の予算定員、それが五十万六千でございませう。その後この法案の御提案を申し上げて以来、実施上の準備体制に事実上入つたわけでありまして、そういうことから四十三年度約二十名ぐらゐの留保定員がございませうことは何れも申し上げました。いかに増員するといはしても、国会でございませう。きめいただいた最高限度の五十万六千は絶対にこゆべからず。同時に、今年度の予算で御決定いただいた線です。スタートラインの政令はきめられるものと推定をいたしますが、それにプラスアルファの増員をするといはしても、極端に申し上げて二千名以上の増員なんというものは、これは国会で御決定いただいたこの法律に反するわけですから、それ以上の増員はあり得ない。むしろそれ以内で、できるだけこれ融通いたしまして、予算の御決定の線五十万四千の範囲内で年度内も緩急、軽重かれこれ総合いたしまして運営していきたい。そういうことでございませうから、総括的に国会の御決定の線を厳密に守つて、それを最も有効に運営していくという責任が本法律の御決定によつて政府に新たに生ずる、そういう考え方でやつていきたいと存じておるのであります。

○鈴切委員 どうもいまのお話がよくわからないんですが、私はこういうことをいま聞いてゐるのです。たとえば自衛官の場合を考えれば、予算は成立するわけですね。それで法案は不成立という場合が、現行法によるとあるわけですね。それで増員がだめになるといふような可能性もいままではありませう。ところが今度は政令になると、予算審議だけでございませう、そういう点において増員の阻止の方法がなくなるといふこと、その意味においては国会におけるといふ統制を免れるといふことになるのではないか、こういう質問をしてゐるのですよ。どうもその点について行管長官の言われていることはちよつと的が違つてゐるように思ひますが、もう一度。

○荒木国務大臣 ちよつと御質問の点をき違へた傾向がありまして恐縮しました。

制服のほうは、むろん予算が成立してしましても、執行のための法律を御決定いただかなければ執行できない、せびろのほうはそうではないじやないか、その点が、たとえ最大限度今年度内二千名としても、その中でやりくりして増員することがありやせぬだらうかという懸念があるといふお尋ねかと思ひます。それはあり得ると思ひます。あり得ると思ひますけれども、それとて二千名の範囲内で全省庁をまかなう、五十万六千の対象をまかなうわけではございませうから、かりにそうであつたといはしても程度の問題で、それとても政府全体の良識ある判断によつてしかやり得ない。その結果が国会において御批判が出るようなことはやるべきじやないし、万が一やたらばおしかりを受けて訂正をしなければならぬといふ課題として、他の省庁と同じ考え方に立つての善処に御期待をいただくといふ課題かと思ひます。

○鈴切委員 定員を法律で定める制度は、最初は終戦後の首切り整理のためでありました。しかし現行の制度になつてから、以前のような整理が行なわれることはなかつた。しかし本案のように各省別の定員は政令で定めることになるとするならば、いままでよりは首切り整理はるかに簡単にできるような制度になると考えられるわけでありませう。その意味では、各省別の定員を法律でなくして政令で定めるということにするといふことは、国会の統制をゆるめるといふ意味において、やはり国会軽視の因をなすものではないか、その点について。

○荒木国務大臣 結論から先に午前中のように申し上げませう。

首切りはいたしませんし、出血整理をやらないためにこそこれが必要である。総定員法の運営はすべて留保定員の範囲内でやつていく。増員のときこそ、先刻申し上げましたように二千名の留保定員をその増員に振り当てる。プラス、マイナスの調整でまかなえないときに、絶対に必要ならば

二千名の留保定員の範囲内で増員はあり得る。しかし首を切るということは、法案それ自体の実体から申しまして絶対的に得ない。それをチェックする意味においてこの総定員法が意味があるのかと思うのであります。繰り返して申し上げるんですが、現行法でございましてならば、硬直化あるいはセクショナルリズムを引き合いに出さなければいけませんので少ししかかと思ひますけれども、現行法でいくとしますれば、これはどうも人件費増大で何ともならないというときに、いきなり減員しなければならぬという課題が出てきますれば、なま首を切るほかに整理のしようがないということに結びつく意味において、いまの出血整理の関係だけを申し上げれば、この総定員法案こそがなま首を切らない歯どめである、こう私もは理解し、御審議を願つておるつもりでございます。

○鈴木委員 五割削減の閣議決定のときに当時の木村行管長官は、今回の三年計画は欠員不補充によつて実現をはかり、人員整理は行なわれないが、将来第二次削減計画を検討する際には人員整理についても慎重に考慮をしなければならぬだろうと言っているが、これはどういう意味なんですか。

○荒木国務大臣 まあどういう意味か、木村さんここにいらつしやいますけれども、お尋ねしなければわかりませんが、将来にわたつても可能な限り、留保定員五割というものを食い尽くしたというふうなときにどうするかということは、物理的に絶対に起こらないとは断言できないかも知れませんが、その法案の趣旨をふまへていたしていきまふ限りにおいては、当初三年間五割の留保定員でなるべく長くまかなつていく、もしそれが困難であるならば、さらに一割か二割か知りませんが、三年か五年、いろいろの年次割りがございますが、留保定員というものを生み出すことによつて出血整理をやらずに済むように運営していくということこそが本法案の基本の趣旨である。その基本の線を逸脱することは政府

側としては許されにくい趣旨のものだと心得ております。

○鈴木委員 先ほど総理大臣に、最後にちよつと気になることを聞いたわけですが、私が質問したときはこういうふうな質問しました。退職は必要となるのみに発生するとは限りません。で、必要な部門に離職が発生したときはどうしても補充しなければならぬとすると、数の上では年々の離職者の推計はできるだろうが、それだけでは割り当ての削減数を満たすことはできるかどうかからいふのではないかと。それでも首切りはしないとはほんとうに約束できるかと、こういうふうな私が質問したら、総理大臣は、全部に例外なしとは言えないと、そういうふうな言われたわけでありました。そうすると、割り当ての削減数を満たすことはできないというならば、やはり首切りはあり得るということになるわけですか。その点についてもう一度。

○荒木国務大臣 極端な場合を積み重ねれば、物理的な問題として、算術的な問題としてこんなこともあり得るじゃないかという想定は不可能ではないと思ひます。ただし、そういうふうなことになるおそれがあるならば、最高限度の定員を国会を通じて御審議で御決定をいただいて、そして留保定員の幅を上の方に設定することをお願いすることによつて、なま首を切らないでやつていくように行なわなければならないと思ひます、その段階においては。

○鈴木委員 いま行管長官は重ね重ね、もう首切りは絶対やらない、そういう結論でお話しになりましたので、その点は了解をいたします。

ところが、国会軽視の問題でありますけれども、法律で定めることと政令で定めることは、私は単に手続だけの問題ではないと思ひます。法律は国会すなわち立法府に属するし、政令は内閣、行政府。政府が、法律は手続が複雑だから、政令で行政を行なうのだとすれば、それは主権は国民に存するわけでありまして、結局は国権の最高機関と規定している憲法をじゅうりんすることに

なるのではないかと、そのように思ひますが、その点について。

○荒木国務大臣 まあこれはちよつと減らず口めいておそれ入りますが、本法案は御承知のとおり三公社五現業には適用しない。従来どおりだ。従来どおりというところは政令で定めるところであります。憲法論議から申せば、まあ同じような理屈ではないか、こう思ひます。ただ各省庁で、各設置法で定めておりました現行制度のもとで、国会との関連を形式論議で御指摘であるとするならば、法律としての御審議願う機会が遠のくというだけでは、そう言えると思ひます。ですけれども、各省設置法といふ、あるいは総定員法といふ、すべてこれ役人のために法律があるわけではなくて、役人が全体の奉仕者として国民のために奉仕するか、奉仕しやすいか、国民の税金でまかなわれた役人ができれば一人でも少なく済むものなら少なく、しかも能率をあげてサービスをするということが、各省設置法で現行法どおりをやつておりますことも趣旨はそこにあると思ひます。その趣旨が、目的がそうであるならば、よくよく国民に奉仕できるやり方、税金もちよつとでも少なく使えるなり、しかも行政サービスをとさないやり方が期待される法律であるならば、その趣旨がそうである限りにおいて、むしろ憲法の趣旨にかなう最高限度をおきめ願つたやり方のほうがベターじゃないか、私はそう思ひます。

○鈴木委員 予算によつて審議されるから決して国会軽視ではないのだと、先ほどから何回も言われておるわけですが、予算の積算根拠としての定員を国会で論ずるの、定員を国会で審議するのは別問題だ、私はこのように思ひます。予算書に幾ら定員が示されても、現在の審議の状況から見て、個々の定員の妥当性というは実際には不可能に近い、そういうふうになっているわけですから、その点について行管長官はどう思ひますか。

○荒木国務大臣 国権の最高機関としての国会の機能、国民に対する限りにおきましては、予算も

法律にまさるとも劣らない重大な議案であると思ひます。ところでいままでのやり方、現行法のままで予算に提案された予算定員、その予算定員と表裏一体をなして予算関係法案として各省設置法がつつまを合せて御提案申し上げたものを御審議願つておるというわけでございます。法律が否決されれば予算はあつても使えないという意味はございまして、しかしながら政府側から申し上げれば、御提案申した各省設置法の改正案というのは、定員に限り予算定員そのままと表裏をなしておるということでございまして、国会の審議権を實質的に軽く見る、もしくは審議権を侵害するなどの課題ではないのじゃないか、私はかように思ひます。意味において先般来御答弁を申し上げているところでござい

○鈴木委員 法律は要するに国会、立法府に属するのですね。それから政令は内閣、行政府に属するし、政府がたとえ法律が手続が複雑であるからといって、政令で行政を行なうということは、これは主権は国民にあるという憲法の精神から言うならば国会軽視になる、こういうふうには私は判断する。その点についてもう一度。

○荒木国務大臣 どう申し上げたいかと思ひますが、三公社五現業の例を先ほど申し上げました。三公社五現業を対象外にしましたのは、従来からそうであるからそのとおりにしたということと同時に、三公社五現業のように行政需要が非常に多岐にわたらない、極端に申せば、それに善処するために政令でやつたほうが国民本位の行政サービスを提供するのにならうであらう、そういう考え方からの制度かと思ひます。

それと同じではございせんけれども、先ほど来どく申し上げておりますように、現行法よりもたとえ三公社五現業に扱ひ的にいささかでも近づける考え方に立つてこの法律を御決定いただきますことが行政需要に應ずるゆえなんだ、こういうことを申し上げたほうが適切かと思ひます。国会の審議をうるさがるか、国会審議を軽

く見るとか、そういう意図はもういささかもございせん。

○**鈴切委員** 勸奨退職というのは、法律上の根拠はどこにありますか。

○**荒木国務大臣** ちょっと私の守備範囲では受けとめかねますけれども、勸奨というのは法律の根拠という課題ではなからうと思ひます。事実上の問題かと思ひます。

○**鈴切委員** 要するに、政府が五割定員削減方式と相まって、特に婦人層とか高齢者層に退職勧奨を非常にしているような方向になってきておると思ひます。建設省は、ことしの一月、勸奨退職の統一基準をつくりたいという基準の提案を示してきて、年齢は、役付五十八歳、一般職員は六十歳までに退職してほしい。これを受け入れた者に限り退職金五割増しを適用する。断わるのは自由であるけれども、その後やめても五割増しは適用しない。役付は平になつてもらう。断つた人は、体力、能力ともに若い人と一緒にやれる自信があるということになるから、同じようにやつてもらう、年度内にきめて、四十四年から二、三年でやりたい。明らかに、私は、定年制の先行であつて、法律上の根拠がないことをすることは、これは違反ではないかと思ひますが、その点について。

○**荒木国務大臣** 総務長官からお答えしたほうが適切かと思ひますけれども、いま申し上げましたように、事実上の必要性に基づいて、相談づくで勇退をお願いしておるケースはなからうか、こう申し上げるほかに、ちょっと申し上げようがございせん。

○**鈴切委員** 先ほど、政府は不当配転を考へない、こういうふうに言われたわけでありませうけれども、総理は、すなわち、本人がいやと言ひなれば絶対にしない、こういうふうにはつきり言われましたが、そのとおりでございませうか。

○**荒木国務大臣** 私も、そのとおりに理解をいたしております。これとても、人事院総裁ないしは総務長官から申し上げることが、人事そのもので

ございましてから適切かと思ひますが、総理の発言どおりと心得ております。

○**鈴切委員** 定員法が成立しないと行政改革に重大な支障があるようなことを言われておりますけれども、この改正ができないようでは、すべての行政改革は進まないという意味が私はちょっとわからないのです。事務の整理合理化三カ年計画のほうは先行すべきであると思ひますけれども、行政改革の実態についてはどのようになつておるか、その点についてお伺ひします。

○**荒木国務大臣** 行政改革、簡素化、事務の複雑さを簡略にするということでは手数を省くということとは、国民側からも望ましいことであると同時に、国家公務員の立場からも、そういうふうな制度が改善されることによって仕事量が不当に多くなりなないように、あるいはセーブできるようにということがまず行なわれて、しかる上で、行政改革なりあるいはその手段としての作用も期待しております。その総定員法を事後にやるべきじゃないかという御指摘は、理論的には順序はそうだと思います。ただ、いままでやつておりますが、遅々としてなかなか進みませんけれども、歴代の行管長官がいささかの努力は積み重ねて、ある程度の成果はあげておりますが、十全であるとはむろん申し上げられませんが、それをさらに推進するにつきては、この法律を御決定いただくことによつて行政改革、能率向上、簡略化、仕事の負担を軽くするという方向へもつと持っていけるかと思ひます。なぜそれを先にやらなかつたかという御指摘は、おしかりは甘んじて受けなければならぬ。全然努力していないわけではございせんけれども、誇りを持って申し上げるような成果があつていないことはおしかりを受けます。今後さらに努力をすることによつて埋め合わせをしたいと思ひます。

○**鈴切委員** 昭和四十三年の二月二日に、行政改革三カ年計画に関する閣議決定がなされているわけでありまして、その中に、各省庁にその所管行政についての総点検を行なはしめるにあつて、

その基準があらかじめ明らかとされていなければならぬと思はれるということ、いろいろ各省庁の改革計画案の作成要領が出されたようでありませうけれども、はたしてそれが実のあるものが出たかどうか、その点についてお伺ひいたします。

○**荒木国務大臣** 具体的に政府委員から一応申し上げます。

○**河合政府委員** ただいま御質問の点につきまして、各省庁の改革計画案作成要領というものを作成いたしました。これによりまして各省庁から総点検をいただきました結果を六月三十日現在にいたしております。こまかな点につきましては省々ありますが、たとえば許可認可等につきましては、一万一千八百八十八件の許可認可が現在ございまして、そのうち千三百八十三件、約一三〇％の整理を各省庁で計画をいたしております。また、報告類につきましては七百四十九十四件の現在量の報告をいたしまして、そのうちの千五百七十一件の報告の整理統合、簡素化についての各省庁の計画をいたしております。その他、行政事務の委任、移譲につきましては、各省庁から四百二十七件の委任、移譲の計画をいたしております。また、人事、会計事務の簡素化等につきましては計画をいたしておりますが、補助金等の整理につきましては、今回四十四年度予算におきまして、廃止、統合につきまして四百七十七件の廃止、統合が行なわれまして、金額にいたしますと、廃止につきましては百二十八億圓、減額は二十六億圓の整理をいたしております。

特に数量的に把握できます点につきまして、以上のように御報告申し上げます。

○**鈴切委員** いま数量的にあつたのはから申されたわけでありませうけれども、それと同時に、各省庁の改革計画案が、すなわち各省レベルの案の作成と並行して、内閣自身の側においても内閣レベルの改革計画案が作成されなければならぬ。すなわち各省庁の改革案が内閣に提出された後の段階において、それを調整して、政府としての改革計画案を作成するものとされているというが、

その点について、すでにその計画案はできて、それに対して各省庁から出た案と比較してみたときに、私は、はたして各省庁から出されたその計画案というのが、ただ数字の上でなくして実のあるものであるかどうか、その点についてお伺ひいたします。

○**河合政府委員** お答えいたします。

ただいま数量的に把握できるものにつきまして御報告申し上げましたが、そのほかに、行政機構の簡素、能率化、あるいは共管競争事務の整理統合、地方事務官制度の廃止、あるいは電子計算機の利用の促進、また事務の民間委託等につきまして各省庁案をいたしております。その結果につきまして、第一次行政改革案を昨年の十月に閣議決定をいたしております。これによりまして、ただいま、先ほど申し上げました数量的に把握できますものにつきましては、第一次計画案におきまして実施案として決定いたしました。その他の機構、あるいは地方事務官、あるいは電子計算機、あるいは補助金の今後のものにつきましては、方針をいたしまして今後の方針を定めております。

○**鈴切委員** 私は、いまお聞きしているのは、要するに各省庁からいろいろの計画案が出ておる、それは数字的にはわかりました。しかし内容的にはまだあなたが私には話しておりません。ところがそれに伴つて今度内閣のレベル、すなわち行政管理局のほうで作成をしなければならぬ計画案というものがあつたわけですか。それと比べてみた場合に、はたして各省における計画案というものは非常に突のあるものであつたかどうか、これは対照してみればわかると思ひます。先ほど行管局長官がセクシヨナリズムの点において言われたわけでありませうけれども、決して計画案が出されたものはさほど突のあるものではない、そのように私は判断するわけでありませうが、その点についてお伺ひします。

○**河合政府委員** 各省庁それぞれ総点検をされまして、私どもの見ますところでは、もちろん十分

結果どういふ合格の比率になつてゐるかといふと、国立の場合の競争率が八・四人に一人、公立の場合が十四・八人に一人、それから私立が五十八・七人に一人といふ合格率になつております。

そこで今度は、先ほどの名簿から各省が各選びになるわけでありまして。そうすると、五人のうち一人ですから、かりに五人が全部国立大学の人がばかりであれば、それをやめて私立のほうを採ろうとしてもそれは許されません。そこに制度上大きな壁がある。それでは今度私立ばかりがたまたまおつたら、その中から一人を採らなければならぬといふことで、そこに一つのワケがございますけれども、幸いにして、今度は合格者、すなわち名簿の中から各省が御採用になつたそのパーセンテージを見ますと、四十三年の場合は、国立卒業の合格者の中から四六・五四の御採用になつてゐる。公立大学卒業業者の中から三五の御採用してゐる。それから私立大学の合格者の中から四六・九四の御採用になつてゐるわけでありまして、その点からはわれわれとしてはあまりへんばな、ほとんどへんばな措置はないといふふうに立証できると思ひます。

○鈴木委員 それは確かに人事院総裁も言われた点もあると思ひますけれども、さらに私が克明にそれを調べてみますと、昭和四十二年及び四十三年の国立大学の二、三の大学を例にここに取上げて、採用された省庁別について見ますと、東京大学においては、昭和四十二年においては、自治省は十二名、四十三年度は十九名、建設省は二十一名、四十三年度は二十名、労働省は四名、同じく四十三年度四名、郵政省は七名、四十三年度は十名、運輸省は十四名、四十三年度は十七名、通産省は三十五名、同じく四十三年度三十五名、農林省十七名、四十三年度三十一名、厚生省十四名、四十三年度十二名、文部省四名、四十三年度五名、大蔵省二十一名、四十三年度二十四名、法務省四名、四十三年度一名、科学技術庁が四名、四十三年度七名、経済企画庁は二名、四十三年度三名、行管庁はゼロで四十三年度一名、警察

庁は九名、四十三年度十一名、総理府が四十二年度が四名、四十三年度が四名、人事院は四十二年度一名、四十三年度ゼロです。会計検査院は四十二年度が一名の四十三年度がゼロ、こういうふうな傾向になつております。

それから京都大学は、自治省が四十二年度四名で四十三年度一名、建設省は四十二年度九名で四十三年度七名、労働省が四十二年度五名、四十三年度二名、郵政省は四十二年度一名が三名、運輸省が四名の三名、通商産業省が三名の九名、農林省は十四名の五名、厚生省は一名の三名、文部省が五名の四名、大蔵省は三名の六名、法務省がゼロの二、科学技術庁がゼロの二、経済企画庁がゼロの二、北海通庁がゼロの二、行政管理局は二の二、警察庁は二の二、公正取引委員会はゼロの二、こうなつてゐるのですが、その点について間違つてゐるかどうか。

○佐藤(達)政府委員 大体間違つてゐないように拝聴いたしました。

○鈴木委員 大体では困るのです。少なくともあなたの資料から私は抽出したわけでありまして、これは間違ひない、そのように言つていただかなければ困るのです。

○佐藤(達)政府委員 おそらくこれと同じものををお持ちでござりになったのだらうと思ひますが、これを見間違ひさへしなければ間違ひないと思ひます。

○鈴木委員 そのような資料によると、昭和四十二年に採用された省庁には、引き続き昭和四十三年度も同じ出身校から同じ省庁へ採用になつてゐる状況が明確にあらわれてきてゐるわけですね。同じ学校から同じ官庁へ、ほとんど前年と変わらない数で採用されてゐる点については、私は学園を形成してゐるのじゃないか、そう思ふのです。その点について一番初め、要するにこのまづ第一に提示された採用者候補名簿からどのよう

に採用するかについての、私はここに暗にその学園を形成するやうな状態が含まれてゐる採用のしかたをしてゐる、こう思ふのですが、その点についていかがですか。

○佐藤(達)政府委員 それは先ほど申し上げましたように、五人の中から一人選ばなければならぬから、五人が全部同じ大学の人であるかもしれない。その場合においては、そこから採らないと、今度は法律違反になるというきびしいワケがありますから、わがままなことはできないたてまえになつております。と同時に、先ほど御披露いたしましたように、今度は合格者の中から何人採用してゐるかというパーセンテージから申しますと、国立大学よりも私立大学の合格者のほうが多いです。したがつて、大体の観察としては御信頼いただいてよろしいと思ひます。

○鈴木委員 要するに、たとえば五人選ぶときには、いわゆる二十五名の候補者名簿の中から選ぶわけでありまして。それは各省庁にまかせられてゐるわけですね。そうなりますと、結局私がいま申しましたとおり、暗に各省庁においては前年度と同じような比率で、しかも同じような大学卒業業者が採られてゐるという数字は、あなたがちこれは偶然だんといふ、そういう数字ではないのではありませんか、私はそういうように思ひます。そこで、私はそれは納得いかないのです。どうも人事院総裁がそのように言われますが、そこで私は人事院総裁にその点の資料をひとつ提出してもらいたいと思ふのですが、いかがでしょうか。

○岡田政府委員 いま資料のお話でございまして、具体的にどういふ資料でございましょうか。

○鈴木委員 要するに、採用者をそういうふうに残根となるものがあると思ふのです。その資料を提出してもらいたい。

○岡田政府委員 そういたしますと、たとえば大蔵省から十名とりたいといつてきた場合、五十名を提出いたしますが、その提出書の中でございませうか。そういう意味でございませうか。

○鈴木委員 点の順にずつと候補者名簿が出てくるわけですね。その中から選ばれてくるわけですね。けれども、その選ばれる中で、自然と学園的な状態に選ばれてゐる。そういうものが私のいまの資料の中からは少なくとも出てきてゐるわけですから、それについて、その資料をひとつ提出していただいて、みっちりこれは見させていただきたい、こう思ふのですが、いかがですか。

○佐藤(達)政府委員 どうも違法のことが行なわれてゐるという前提ですと、これはたいへんなことになりまして、われわれはいやしくも違法なことがあつてはならないと終始監視しております。そこで、いまの五十人の場合をお考えになつていただくと、先ほど局長から答えましたように、たとえば五、五、二十五と申しましたが、五人グループから一人、次の五人グループから一人です。二十五のびりこのやつを五人ひつさつて採用するといふことはできなくなつてゐるわけですね。したがつて、その点はわれわれも十分監視しておりますし、御信頼いただいて結構であると思ひます。

○鈴木委員 たゞてゐるならば、それでは五人をとるのに五つのグループがあるわけでありまして。その五つのグループから高位順にもし二十五名の名簿の提出者が出たとしても、その中から五人を先にとつてしまつた場合には、あとはとれなくなつてしまふわけですね。そういうことで、そうなりますと、結局はそこで、たとえていうならば東大なら東大がそつくりとその五名に入つてゐる場合には、完全にその省庁のとり方にかんづつては東大の学園ができる、こういうふうになると私は思ふのです。そういう点の懸念等もあるわけですから、その点について。

○佐藤(達)政府委員 結局問題は、各大学の卒業生諸君も大いに奮起していただいて、そしてトップを占めていただければ問題は解消するわけですね。そういう面での御奮起もお願いしたいといふことは、われわれもさういふのはかねがね申し上げております。

○鈴木委員 それは確かに勉強してこいといふのはわかるわけでありまして、たとえたとえ

方によつては一組をとりあるいは二組をとり、三組をとり、四組をとり、五組をとるという方法も許されておるわけであります。そうなりますと、各省庁間においての選択というものは自由であるわけですから、結局そういうことで、いま申し上げたような状態の実績本位のとり方になつていくような傾向は、いま私が申し上げた数字の中にあらわれてきているのじゃないかということで、非常に学閥というものが私は懸念をされるわけであつて、人事院総裁においてはやはりそういう点についてもっと厳重にそういうことをこまかく分析した上においてものをお考えいかなければならぬと思うのですが、最後に所信をお伺いいたします。

○佐藤(達)政府委員 それは一応ごもっともな御指摘ではありますけれども、さて今度は御指摘に應じてそういうことでないようには制度を考えようとなりますと、逆にたいへん大きな弊害が出てくる。したがうして、いま申しましたように、結論は国立大学の人も入り、公立の人もトップクラスに入り、私立の方もトップクラスに入るといふ前提がひとつであるように、これは皆さんの御勉強にまつはかはない。制度は五人の中からいっておる以上は、この五人が全部一つの大学の人で占められていけば、それは何ともしようがない。それを許さないという制度を考えれば、これはまたたいへんな情実の問題に入ってくる。いまの制度は、私はその両面から考えて、まず妥当な制度であらうと考えております。

○鈴切委員 確かに一組において同じ大学の者が入っている。しかし二組には別の者が入っている。三組、四組、五組と、その選択が各省庁間にまかしてあるわけですから、そういう点について、これは確かに高位置でとつていくというところは法のたてまえではあるにしても、その省庁間においては、二組からとると、三組からとると、四組からとると、一組からとると、こういうことも許されているという点においては、自然といふ申し上げた実績の間にいつの間にか学閥ができてい

いうことに対して、もつとも人事院としては分析しながら、そしてその点に留意しなければいけない、その点を私はお伺いしているのです。○佐藤(達)政府委員 それはもうまことにごもっともなことでありまして、かねがね留意もしておりますし、今後也十分留意をいたします。

○藤田委員長 淡谷悠藏君。

○淡谷委員 総務長官と農林大臣に出席を要求してあります。非常に重大な法案の審議でございますので、私も終始この論議の過程を聞いておりましたが、ぜひ床次総務長官及び荒木行政管理局長官にお聞きを願いたいことがあるのであります。

何か総理の答弁でも、行政簡素化のためにこの法案は出すのだということをおっしゃっている。簡素化はけつこうですけれども、どういふふうな簡素化するかが根本の問題だと思つております。ただ簡素化簡素化でいいならば、ムソソリーニのように、あるいは東条軍閥総理のように、佐藤総理が各省を全部兼任したほうが簡素化でありますけれども、これはおそろしい政治では許すべからざることであり、またやつてはならぬことだと思つております。その意味で、この法律と政令の関係、従来われわれ設置法としてやつてまいりました定員の問題を政令でやるというふうにしておるのが今度のこの法案の骨子になつておるのでありますけれども、法律で扱う面を制限して政令で扱う面を拡大するということは、その裏に国会の審議の面を狭めて、官庁で審議をし決定する面を広げるといふことがはつきりうかがわれるのであります。

そうしますと、明らかに国会における立法の権利というものが行政の権利にずつと食われていく。この姿はやはりこの法案の将来にとつて非常に心配すべき動向を示していると思つております。さつき荒木長官は、理論的にあるいは概念的には納得はできるけれども、実際問題としてはそういうふうにかねということを言われておりますので、実は本日は少し実際の例をあげて、大

臣にこの法案に対する再考を促したいと思つてあります。それで農林大臣には、この実例には最もいい案件がございますので、就任早々でまことに御気の毒ではございますけれども、ぜひきょうはしっかりと答えを願いたいと思つてあります。

一つは食糧法に関する例の自主流通米の問題、これなども食糧法という法にはあえて触れないで、施行令の改正を打ち出されているのでありますけれども、これはまたどこか別なところで審議されることになつておりましたから、あるいはきょうは触れないかもしれませんけれども、場合によつては触れたいと思つておりますが、施行令くらいはいいですけれども、私非常に気になりますのは、農地法の施行規則の改正であります。御承知のとおり農地法の施行規則は、農地法ができてからかなり改正したのが多いのでございますけれども、そのおもしろなる改正した条項を、大臣からお聞きしたいと思つてあります。

○中野政府委員 農地法が施行されましたが昭和二十七年でございます。それからあと農業の事情が変わる等いろいろなことがございまして、順次改正しておりますけれども、そのおもしろなるものを申し上げますと、たとえばこの農地の権利移動の制限をしております第三条に基づく施行規則といひましては、たとえば施行規則第三条の第一号、第二号が当初ありましたが、それに対してまして第三号は昭和三十七年、それから第四号は昭和三十八年、第五号は昭和三十九年、第六号は昭和四十一年、第七号は四十二年というふうになつたとはいふ第三号につきましては改正してござい

ます。○淡谷委員 第六号ですね、放牧地その他の取得に関する条文の中の第六号、これはどういふ事情でできたか。

○中野政府委員 第六号は、研究学園都市を茨城県筑波地方につくるということが、昭和三十六年九月に閣議決定になりました。昭和三十八年の九月に場所が筑波地方というふうになりました。

でございます。その内容につきましては、研究学園を、国の試験研究機関あるいは学校等をそこに計画的に移転させるということでもございましたものに対応いたしまして、関係各省から御要請がありまして、この条文をここに入れまして農地の移転の許可除外をいたしたわけでございます。

○淡谷委員 その施行規則は施行令から出ていると思つていますが、施行令の何条の適用によつて、この施行規則を改正されたのか。

○中野政府委員 これは法律の第三条の第一項の第九号によりまして、農地法の第三条によりまして、農地の移動につきましては知事の許可を要するわけでございますけれども、その例外といひまして、一号から八号までございまして、その次の九号に「その他省令で定める場合」、これによつてやつたわけでございます。

○淡谷委員 農林大臣お聞きのとおりで、農地法というのは本来耕作する者に土地を持たせるといふことをたてまえにできておることは、これは農林大臣御承知だと思います。それが前から問題になつておるのですけれども、「その他省令で定める場合」といふような簡単な一項を適用して、大体七号にわたつて施行規則が改正されて、それが、今後幾らでもこの施行規則は改正できて、農地の取得ができるということになります。これはほとんど歯どめがない。これは大臣からお聞きしたいのです。

○中野政府委員 いま御指摘でございますが……。(大臣に答弁を求めておる)と呼び、その他発言する者あり)ちよつと大臣がお答えになる前に、事務的に御説明いたしたいと思つております。

いま申し上げました追加したものにつきましては、法律の趣旨が、農地法で先ほど先生が御指摘のように、農民の農地の移動を守つていくという趣旨でございますから、そういうものに背反するものといふことはやっておりますんで、たとえばどの条項をとりまして、その行為が別のところで

適正な判断をされておる、あるいは監督ができるというものにつぎまして、こういう例外的に許可を除外したわけでございます。

○淡谷委員 この第三条は、「(農地又は採草放牧地の権利移動の制限)」というところにありまして、八号にわたって相当こまかに規定がしてあるのです。この八号のこまかい規定に入らぬものというので、「その他省令で定める場合」という一項がございまして、これは農地法をつくる場合にも相当論議を呼んだのです。この「その他省令で定める場合」というのは、はっきりした基準がある。あくまでも農地法の精神にのっとった、耕作者を主とした移動だというふうに確言をされているのですが、その後の状態を見ますと、この一項をたてにして、どこまでも拡張しようという形があるらしい。こういうことは一体許されますか。

○長谷川国務大臣 お説のように、おそらくどこまでも拡大をしていくという意味ではなくて、この法に許された範囲内においてのみ、これが有効であろうと考えられます。

○淡谷委員 これは、この法においては農地法をさすと思いますが、農地法の根本的な精神は、あくまでも耕作者に農地を保障するたてまえなんだ。これが六号を見ますと、住宅公団、これが筑波学園都市を建設するために作ったものだと思えますけれども、この施行規則の六号をつくる場合に、よった基準となる法律というのは何ですか。明確にお答え願います。

○中野政府委員 先ほどの御答弁で申し上げましたように、政府が閣議で筑波地方に研究学園都市をつくるというのを決定いたしましたものに基づいておるわけでありまして、ただ現実これに入れましたのは、住宅公団が国の学校の施設その他をまとめて区画整理その他をつくっていくということで、一体化した計画をなすということでございます。特例を設けたということでありまして、

○淡谷委員 閣議で決定しただけでは法律になら

ぬのですがね。はっきりした法律に依存しないで、どんな除外例を適用してよるしのですか。これは閣議決定したものは全部やつてよろしい、こういうことですか。

○中野政府委員 閣議決定したら全部いいというわけではございませんで、この場合は場所がきまり、そして総合的な計画を住宅公団でつくりまして、施設をつくる場所、それから圃場にするところ、そういうところをやります関係上、たとえば現在の農地を公団が一応取得しまして、それを国の試験場にまた売り渡すという計画が立っておりますから、そして結果におきましては国の試験場になって、国の試験場がそこで使います圃場になるということでありますので、そういうことをやったわけでありまして、

○淡谷委員 現在その試験場の構想は進んでいるのですか、学園都市の建設はどの程度進んでいるのですか。

○長谷川国務大臣 私のほうの所管ではございませぬけれども、お話を承ると、ある程度進行しているというふうに思います。

○淡谷委員 大臣、これは非常にあぶないのですがね。あなたのほうの所管でやっている仕事でも、農地の所管は農林大臣、だれに頼まれたのか知りませぬけれども、閣議で決定したもののだからといって、こんな例外規定までどんどんつくられたのでは、農地法の精神が死ぬじゃありませんか。どうお考えになりますか。「その他省令で定める」——省令は、これは大臣がやはり責任を負わなければならぬ。省令で定めれば、住宅公団であろうが、空港公団であろうが、どこへでも農地を移動さしかまわぬというものが、一体農地法の精神でしようか。これはあくまでも農政に関する問題ですから、大臣のしっかりとした御答弁を願いたい。

○長谷川国務大臣 先ほどもお話を申し上げましたとおり、どこでもかかってという意味ではございませぬので、場所がどこで、こういう理由でこうだという理由が付けられておりますし、

その範囲内においてのみこれらを許可して、省令で定めて許可をしたということでございますので、どこでもこれから今後かかってに広げていくという解釈は、持っておられないわけでございます。

○淡谷委員 ちょっとそれでは係のほうからお答えください。この第三条の七から七までは、農地法制定当時できていたものはございませぬか。

○中野政府委員 一号と二号でございます。

○淡谷委員 第三号は、「法第八十条第一項の規定による売却に係る農地又は採草放牧地についてその売却を受けた者がその売却に係る目的に供するため法第三十一条の権利を設定し、又は移転する場合」この例外規定を設けたのは、どういう動機だったのですか。

○中野政府委員 昭和三十一年の改正でございますが、第八十条は、国が農地を自作農創設のために買収したわけでございますけれども、自作農創設に使用したわけがございませぬけれども、自作農創設に使用しなくなった場合に、旧所有者に返すという規定がございまして、その場合に、旧所有者がそのものが引き取る場合と、それから旧所有者は買わないけれども、具体的な第三者が公用、公共用あるいは国民生活の安定上使うという場合に、その第三者にその農地が動いていく——現状は農地でありまして、いずれは転用するわけでありまして、その土地が動いていくために、ぜひ必要だということを入れたわけでございます。

○淡谷委員 非常にむずかしい日本の農政の将来を担当しなければならぬ長谷川農林大臣ですから、この問題はじっくりひとつ親身になってお聞き願いたいし、またお答え願いたいと思うので

三の例外規定は、やや農地法の精神に近いものがあるが、四はどうですか。「農林漁業金融公庫が、公庫のための抵当権の目的となつて農地又は採草放牧地を競売法による競売手続により競売し、又は国税徴収法による滞納処分(その他の法令により同法の滞納処分の例による場合を

含む)による公売によって買い受ける場合」——農林漁業金融公庫です。これは、かつて自作農創設維持規則が自作農創設特別措置法に変わったとき、それで取得した土地を担保に入れたという一項があったのを、もしも担保に入れた返さない場合に競売ができるかできないかというところが、本会議の論議になったのです。法的には非常にむずかしい。むずかしいものだから、いろいろ委員会等で審議をした結果、担保に入れた条項は削つてあるのです。ところが、見ますと、農林省は、担保を削つたにもかかわらず、政令で、担保を取り、または取らずしてという、全然法の精神を無視したものをに入れて、その後問題になり、それが農林漁業金融公庫の場合には、競売で落としたのを取ることができるといったような点に、かなりな農地法の歪曲が始まっております。農林大臣、どうお考えになりますか。

○中野政府委員 この問題は、いま先生が御指摘のとおり経過があったわけでございます。ただ、この問題につきましては、当時の農地担保金融のものの考え方としては、こういう公庫に農地を取得させる場合が競売の場合あり得るということにいたしてこれを入れたわけでございますが、当時国会でも問題になりました、非常に慎重に扱うということ、その後これはほとんど動いておりません。わずかに一件か二件の例しかございませぬ。

○淡谷委員 これは総務長官、行政管理局長官お聞き願いたいのですが、すでに国会で問題になり、法律を直したもので、さうと政令には入るようなのが政令の性質なんでありまして。法律とは全然かけ離れたものであつても、政令には盛り込まれ、その政令よりも、私に言わせると、さらに軽く扱われているような施行規則の一項に、国会で問題になつて法律でも削り、しばしば農政上の問題になつて競売の権利を公庫に与えているということが、一体許されるのでしょうか。もし、そういうことが政令で扱えるとするならば、まさに政令の域というものを逸脱した行き

過ぎにはかからないと思う。これはむしろ国会の
権利というものを極端に制限をした、行政府の独
走を思わせるようなものだと思うのです。しか
も、これは施行規則ですよ。施行令でもないん
ですよ。施行令のその他省令で定めるものとい
つたような例外規定をたてにして、こういう重
大な変更まで農地法そのものに加えるとした
ならば、一体これは許されるでしょうか。お答
えを願いたい。

○中野政府委員　ただいま申し上げましたように、当時、農地担保金融を進めるという場合に、国が買収いたしますのが非常にむずかしい。公庫が取得資金を貸しまして、その担保にたんぼを取った場合、やはり落すときはむしろ公庫のほうがいいのではないか。公庫ではそれを悪用するということとは、政府機関でございますし、また農林大臣の監督もございますので、ないというところ、こういうふうになったわけでございます。

○淡谷委員　それは、一体どこできめたのですか。その当時の農林大臣はそのことは知っておるのですか。施行規則なんていうものは、あなた方がつくって、あとで大臣にのませるものではないのですか。もしそういうことがあるならば、農林大臣、あなたは許しますか、省令の責任者として。農地法の精神を逸脱している、自作農創設維持法でさえやらなかったものを、施行規則でこれらを破るなんていうことは、許されますか。これは農林大臣のお考えを聞きたい。

○長谷川国務大臣　　どうも、ずっと以前のことであつたと思いますが、その当時は、おそらく農林省内においては、相当これらの議論があつて、その結果、これならば無理ではないとか、あるいはこれでいくというような結論の上に立つて、かような仕組みができたものだとは私は推察をいたします。

○**淡谷委員** 農林大臣、この放牧地の担保措置に
対する歯どめというものを全然きかないというこ
とが、しばしば農林委員会でも問題になってい
る。おそらく、今度の農地法の問題では問題にな

りますよ。そんなのききなものではないのです。公団は悪いことをしないだろうから、これには賛落を許してもいいなんというような簡単な考えでやつてよろしいと思いますか。これは施行規則でも、施行令でも、省令でも、その他の政令でもはつきり法規に準拠しなければ存在の意味がないのです。

さらにお聞きしますが、その次はどうですか。だんだん今度はいい気になって、別のものになってきているんですよ。この「包括遺贈により法第三條第一項の権利が取得される場合」これをつくった動機をお答え願いたい。

○中野政府委員 この改正規定は、三十九年に改正したわけでございますが、これは法律の第三条の一項七号によりまして「遺産の分割によりこれらの権利が取得される場合」は、許可は要らないということになっているわけであります。遺産の分割ということが法律にありますのに準じまして、包括遺贈の場合もやはり許可が要らないと、同じように扱っていいのではないかという判断をいたしました。改正をしたわけでございます。

○淡谷委員 これらの規則は、国会の審議を経て
いますか、これは経なくてもいいだらうけれど
も。この本法と相当にかけ離れたものがあるので
すけれども、これをつくる場合は、どういう手結
束をとっているのですか。

○中野政府委員 農林大臣の決裁を経て農林省令を出しているわけです。

○淡谷委員 六の筑波学園都市これは一日本住宅公団が国又は試験研究若しくは教育を行なうことを目的として設立された法人で営利を目的としないものの試験研究又は教育に必要な施設の造成及び譲渡を行なうため当該施設の用に供する農地又は採草放牧地を取得する場合」これは、日本住宅公団がこの施行規則の変更によって取得した農地の反別は、どれくらいありますか。

○中野政府委員　ちよつといまここに正確な数字を持ち合わせておりませんが、たしか千ヘクター以内程度だと思っております。

○淡谷委員　これは、この間この委員会の問題になつてゐるのです。大出委員からかなり詳しい質疑がなされてゐますが、その答弁によりますと二千七百八十ヘクタール、完成したときは四千ヘクタールになるだろう。施行規則の一項の改正によつて何千ヘクタールでも公団が取得できるといつたようなことは、一体これは許されますか、農林大臣。あなたの時代ではないだらうけれども、これはだれの時代ですか。場合によっては参考人に来てもらつてもいいと思う。

○中野政府委員　数字を的確に申し上げられませんが、この地域につきましては、国全体としまして、先ほどからも申し上げておりますように、国立の学校なりあるいは農林省の試験場というのがそこに移っている、その全体の計画が立っております。その地域もきまっておりますので、一括してこの計画が適正であるということによりまして、ここではずしたわけでございます。

○淡谷委員 荒木行政管理局長官にお聞きしますが、この学園都市ができた場合に、ここに移っていく官庁はどこですか。これはあなたの所管だろうと思う。

○荒木國務大臣 直接には關係を持たないかと思
いますか……。

○淡谷委員 総務長官 いかでかです。

○床次國務大臣 これは、首都圏整備委員会で管

○渋谷委員 これは閣議決定をしていますね。それはそれぞれ所管の人があるだろうけれども、そ

れでは首都圏整備委員会ですか。それはどこの所管なんですか。

○谷川政府委員　かわつてお答えいたします。移転いたします機関でございますが、具体的にどういふ学校という名前は、私資料を持ってまいつておりませんが、何省の関係がどれくらいあるということだけ申し上げ、御参考に供したいと思ひます。

りましたものは、三十六機関でございます。その内訳でございますが、文部省関係が三機関、科学技術庁関係が三機関、農林省関係が十三機関、厚生省が四機関、通産省が十機関、建設省が三機関でございます。都合三十六。具体的な施設の名前は、私資料を持っておりません。

○淡谷委員　いま総定員法と称する法案の審議ですからかつこうの場所でございますが、各省の移転について、各省から何か意見が出ているのですか。これは総務長官でもけっこう、行政管理庁長官でもけっこうですが、一体移るのですか、移らぬのですか。いつごろそれができるのですか。一般の民間人が移っていくのじゃないのですか。官庁が移っていくのです。学校が移っていくのです。それに対して、総務長官も知らず、行政管理庁の長官も知らぬというのは、一体この筑波学園都市は何なんです。

○床次大臣 先ほど申し上げたように首都圏整備委員会が直接担当しておりまして、これは建設大臣がもっぱら中心となっておる次第であります。これは年次計画をつくりまして、前半年度におきまして半分くらいを移転するという計画になっております。昨日、建設大臣が現地を見てまいりまして、その下準備、受け入れ体制の促進に当たってまいりました。現に移っておるのは、二、三機関でございます。

なお、その状態の進捗しなかつたゆえんは、住宅、道路、下水等の施設がおくれておるためになかなか現実に移りにくいという問題もあつたようでありましたが、今後積極的にそういう職員の施設というものをまず最初にして、そうして研究所あるいは学校等の移転がしやすいように配意しておるといふように承つております。

○**湊谷委員** これはいろいろ係が違ふという一つの逃げ口上もありますけれども、とにかく四千ヘクタールの土地が農林大臣の省令に基づく施行規則の改革で従来とれなかった公団がとれるのですから、一つ間違つたらたいへんな事件が起こると思ふ。一体これらの地価はどれくらいになってい

規定をした以上は、営利を目的としない公団だということ、立証しなければならぬ。それに対しては、大蔵省も農林省もあまりにルーズじゃないですか。これがもし法律であるならば、われわれは問題にしますよ。省令でかつてにやかつてと言つては悪いが、省令でやれば、こういう抜け道があるのです。そうじゃないですか。閣議決定だけで国会の問題にならない。それがい

取得につきましては、空港公団が建設をして、国にといいますか、宮内庁に譲渡をするのだから、農地の許可の除外にしてもいいという申し出がございまして、われわれといたしましては、場所が栃木県の高根沢という土地にきまっていることとでありますし、大体具体的な場所はきまつておりますので、こういう規定を設けまして許可の除外としたわけであります。

○淡谷委員 そこに政令、省令というものの危険性があるんです。閣議決定をして運輸大臣にやらせれば変わるでしょう。変わるの、やはり農地法の内容と相当大きな開きができていますよ。これをいまいやうにできたとする。栃木県の高根沢の新牧場ができたとする。それはいまのまま、運輸省の命令なりあるいは農林省の意向なりで完成した場合には、新牧場になり得ますか。もうすっかりでき上がっているんです。ちゃんと移りますか、どうですか。

○床次國務大臣 これは宮内庁の御料牧場の移転の件であります。大体のことだけ私が知っています。ことについて申し上げますが、成田新空港ができますときに、先ほど御説明申し上げましたように、三里塚の御料牧場の敷地が新空港に必要だということになったわけでありまして、代替地が必要でありますために、いろいろさがしたのであります。が、栃木県に代替地として適当なところがあるというところになりましたので、ただいまの問題になった三里塚の宮内庁の御料地を国有財産に移しまして、そうしてその国有財産を空港公園に譲りまして、そのかわりに、いわゆる建築交換と申しますか、同じ価値のありますものをもって栃木県に必要な施設をいたしまして、そうしてこれを宮内庁に譲渡するという形であります。すでにその手続を了承しまして、予算的には先ほど申しましたように債務負担行為の二十二億というものができておりますが、工事が進捗いたしましたして、そして現在ほとんどできかかっていると私は見ておりますが、ことしの八月にはこれが完成するわけでありまして、そうして完成の際におきまして所有権を移すわけでありまして、その契約は、この年度三月三十一日に譲渡契約を締結いたしまして、いよいよ完成した晩におきましては、所有権の移転を行なうという形になっている次第であります。ただいまのお話の農地法の処置は、この新しい栃木県の土地を取得するにつかましての措置でございます。特に規定を設けまして、いわゆる御料地からさらに新しい御料地を取得するための

手続になつておる。品目から申しますと、やはり農耕地、山林を取得いたしまして、そして新しく草地に並びに圃場をつくつておる次第であります。

○淡谷委員 まだ私の質問の答えにはならないのですが、これは荒木長官、特に御聞き願ひたいのです。省令によつて——省令の改正を行なつた、新しい第七号をつけ加えた、約二十二億の予算もつけて新牧場の工事を始めた。いつの間にか旧牧場は、いま総務長官のお話では、大蔵省に移つた。それでございまして、完成した晩に、省令だけでこれは移れますか。省令だけで交換できますか。できないでしよう。どうですか。

○床次國務大臣 これは別途御審議をいたしたいのであります。宮内庁設置法で御料牧場に関する設置法の改正がありまして、それによりまして新しく設置がきまつてくる。同時に所有権のほうも、先ほど申しましたように、契約をいたしましたので、完成の時期に所有権を移管するという形になります。

○淡谷委員 そこんなんです。最初にやはり法律ができなければだめなんです。法律が通る前に予算もつけて、施行規則まで改正して、そして事実を先行させていって、しゃにむに法律を押し通そうというふうなことは、これは一体民主主義ですか。議会政治ですか。明らかに議会軽視じゃないですか。本委員会でもやっている宮内庁設置法は、まだ上がつておりません。上がるものとしまして、まづ上がつておるところに、このやり方の間違いがある。もしこれをわれわれが上げなかつたならば、この土地は宙に迷うんですよ。どうですか。

○床次國務大臣 ただいまの問題は、すでに二十二億の債務負担行為を国会においてお認めいただいております。したがって、今後そういう措置でもつて、いわゆる宮内庁が持つております三里塚から新しいところに移るといふことは、御了承いただいております。方針につきましては、すでに国会においても十分御審議いただいております。今日におきましては、その手続的のものを完成するに従ひまして実施いたしておりますわけでありまして、今回の宮

内庁の設置法の改正によりまして、はつきりとした受け入れ態勢ができ上がる、かように考えられます。

○淡谷委員 これは総務長官のことばとも思えないです。宮内庁設置法案の審議をする権限は、本委員会にあるのです。あとの支度は全部で上がったから、これを無理やり通せとおっしゃるのですか。省令もちゃんとこのとおり改正をした。予算もつけたし、土地もでき上がったから、法案の審議に対してどういふ異議があるうが、こいう事実先行の前にこの法案はぜひ通せとおっしゃるのですか。

○床次國務大臣 すでに申し上げましたように、この御料牧場の移転につきましては、二十二億の債務負担行為をいたしますときにはおはかりをして、こいう経過でもつて動くということにつきましては、すでに御審議願つておるわけでありまして、その方針に従ひまして、今日手続を進行しておるわけでありまして、もとより国会の御権限ではあります。が、しかし、その内容であります方針は、あらかじめすでに御了承になつておる。その御了承いただきました方針に従つて、手続を進めておるというふうなことを考へております。

○淡谷委員 これは予算を御承認し、債務負担行為を承認したとしても、関係法律が一つでも上がらない限りは、できないのが法治国の常識じゃないですか。予算が通つたつて、法律ができなければ予算の執行もできない。それは、農場はできるでしょう、新牧場はできるでしょう。これを宮内庁に移すわけにいかぬのじゃないですか。もしそれができるならば、われわれはこの法案の審議はやめましょ。宮内庁設置法案の審議をやめてよろしいか。

○床次國務大臣 ちょっと議論が食い違つておるようであります。私は、宮内庁の關係をいたしましては、宮内庁設置法を今日御審議をいただいておりますので、この御審議をお進め願えますならば、予定どおりこれは全部が完了する。ただ、先ほど来御意見がありましたことは、農地法の間

題であると思つております。この点は、別個の問題として、私の申し上げる範圍ではないと思ひます。宮内庁關係のものにつきましては、先ほどの手続によりまして、全部農地その他の権利の移転等につきましては、手続上終りまして、進行しておるわけでありまして。

○淡谷委員 宮内庁設置法案に出てくる問題は、農地の問題なんです。しかもその農地の問題は、「その他省令で定める場合」という短い一語をこにして、七つまでこいう重大な問題を施行規則の改正でやっているのである。あと幾つつかつておしまひだといふ歯止めはないでしよう。いろいろなことができるたびごとに「その他省令で定める場合」といふたら、百も二百もできるじゃありませんか。現に法律よりも長い施行規則ができます。ところが一体歯止めになりませんか。省令といふものはこいうものなんです。それならば、われわれは一体宮内庁設置法案をこで審議をしなかつたならば、あなたの申しやうのように、すでにきまつておりますと云つておるのです。が、このできた新牧場はどうなりますか。これはさっきの学園都市と同じことになります。空港公園がいづれでもこれを所有しておるのです。

○谷川政府委員 取得いたしました新牧場予定地は、これは国会で成立をさせていたいただきました特別会計の所有に属しております。

○淡谷委員 そんなことを聞いておるのじゃないのです。新空港をつくる公園ですね。この公園が施行規則の改正第七号によつて、あそこの農地を取得しておるわけでしょう。公園のものなんです。これを宮内庁の新牧場にしようという制限があつて、持つておる。その宮内庁の新牧場にするために、宮内庁設置法案を通さなければだめなんです。通る通らないをちゃんと見定めてしまつて、どうせ通るものと甘く見て、さつさと仕事をなされた、予算をつけた。もしも法律が通らなかつた場合は、この処置はどうなるかという問題です。通るものとしましては、国会輕視

なんです。通るか通らぬかわからないから、法律の成立を待つてやるのがほんとうじゃないですか。

○床次国務大臣 設置法によりまして、宮内庁といたしましては、正式に御料牧場が決定するわけでございます。したがって、ただいまの諸手続は全部済んでおりますので、最後の申し立て、やはり宮内庁設置法を御審議いただく。したがって、御審議に対して、ひとつ皆さま方の御協力をいただいて、なるべく早く進行してもらいたいと思っております。あとは、所有権移転につきましては、先ほど来申し上げましたように、契約をいたしております、それが完成いたしましたならば、所有権を移転するということになっております。あとは設置法だけの問題でございます。まことに恐縮でございますが、お急ぎをいただいて、円満にそれが実現されますようにお願いいたします。

○淡谷委員 「だけ」とは一体何ですか。設置法案が基礎になってやられた仕事なんでしょう。そのために、農地法の施行規則を改正したのでしょ。仕事も進んでおるのでしょ。仕事をやってしまえば、法律などはどうにもならない甘んじ考えがあなたにある。これは総務長官、怠慢です。そういう精神があるから、今度の総定員法の国会の審議権を奪って、成立に移そうというのです。これがそもそもの政治姿勢として正しくない。あくまでも関係法律案を全部整えて、その上で着手し、予算をつけるのが、ほんとうじゃないですか。もしくは予算をつけても、関係法律案が通るまでは、着工、施工は手をつけないのが正しい常識じゃないですか。どんどん進行させてしまつて、あとは法律一つです、こんなばかな審議がありますか。

○野本説明員 宮内庁法のことについて、事務的に御説明いたします。「あなたはだれだ」と呼ぶ者あり。宮内庁の参事官の野本でございます。「宮内庁が何を言う」と呼び、その他発言する者あり。お答えする前に……。

○伊能委員長代理 静粛に願います。

○野本説明員 宮内庁の牧場は、付属機関ということで、法律に、宮内庁法にその名称、所在地を定めるといふことになっておりまして、新牧場の建設については、これは先ほど大臣その他の方々から御説明いたしましたように、予算を御承認願つて、空港公団法等の規定によつて準備行為をしておるのであります。宮内庁法の改正は、そのすべてが準備ができましたときに、その宮内庁法の改正の御審議を願つて、正式に移るといふことについてお願いするということでございます。

○淡谷委員 もしそういう考え方ではなされたならば、私は根本的に間違ひだと思ふのです。形式的に移るのだ。形式的に移らなければならぬのです。そのための法律案なんです。その形式のうしろには、国会の審議がちゃんと予定されてある。ですから、これがもしどうでもよいならば、ほんとうに私たちの審議をやめますよ、宮内庁のこの法案が通つても通らなくても、既成事実ですから、からどんどん移つてしまふということならば、これはもう憲政はおしまひです。やめます。もしこれが通らなかつた場合は、公団が持っているその土地はどう始末をするかという問題です、通らない場合は。

○野本説明員 法律が通らなければ、もちろん御料牧場を移転することはできない問題でございます。これは宮内庁としては申し上げ得ますが、そのあとの御質問については、ちょっと私から申し上げるのもそぐわないと思ひますので、前段だけお答えいたします。

○淡谷委員 完成した際には宮内庁設置法の一部改正が必要であることはわかつてゐるのですから、完成する前にこの法案を出すべきなんです。これを出しておつて、この法律案を通過して、形式的に整えた上で仕事を進行するのがほんとうです。この法案が通る前に、ちゃんと牧場はできてゐるじゃないですか。建物もできてゐるじゃないですか。公団は、これをどう始末をするのですか。○野本説明員 法律に名称、場所等を明記すると

いうことにつきましては、従来各省とも宮内庁法の場合と同じようなことで、でき上がつて移るといふときに、公に周知させるために法律改正を最後に審議していただくというところでございます。〔発言する者多し〕

○伊能委員長代理 御静粛に願います。

○淡谷委員 現実に宮内庁設置法の一部改正は通つてないのですよ。通つてないのですよ。現実。これが通るものと頭からきめてかかるのがおかしいじゃないか。まだろくに審議してない。これだけ質問やつたばかりです。

○床次国務大臣 ただいまの問題は、先ほど申し上げましたが、この移転計画を実行いたしました場合に、計画の大綱というものにつぎまして御説明を申し上げて、そういう結果、二十二億の債務負担行為が御決議をいただいておりますわけでありす。そのときに御了承いただけてきたもの、その順序に従つて手続を踏んでまいつた。最後のには、それができ上がりますものだから、いよいよ手続的に正式に宮内庁の御料牧場としてこれを認めるといふ段階になつておるのであります。したがつて、皆さま方の御審議をお願いしてゐる。できただけすみやかに御審議をくださらんことを宮内庁としてはお願いを申し上げる次第であります。

○淡谷委員 事実を先行させておいて、あとこの法律一つだから、これも早く通してくれという。これは、これは総務長官の言うことですか。判こつたらどうしますか。九十九まで判こがそろつたら、おまえ一人、いやでも押せということ、一体そんなことができませんか。最後の一つの判こをとつて、初めて契約が成り立つてしょう。これは総務長官の言うことも聞かえない。あなたがそういう考えならば、私はさらに総理でも来てもらうよりしょうがない。

○床次国務大臣 ただいま申し上げましたように、この問題はすでに債務負担行為を四十二年にいたしましたときに御承認をいただいた結果で、今日のように毎年毎年予算を組みながら進行して

おつたわけでありまして、今日まで、建物の建築交換といふことばを使つておりますが、こういう種類の取り扱いは全部この方式によつて行なつておるわけでありまして、いまの最後の設置法の段階になつて実は違ふのだということになりましては、これはなかなか困るわけでありまして、この点はいままでの事情を十分御存じをいただき、御検討いただきます。そして、この設置法をきめていただきますならば、予定どおり進むわけでありまして、この点は皆さま方の御審議にまつわけでありまして。

○淡谷委員 いままでにこういうことが大手を振つて通つていたことが、間違つてゐるのです。法案の審議が終わる前に、さつさと予算をつけてしまつて、あとはもう形式的に法律を通せばいいのだ、宮内庁設置法だけに、そういう態度は私は許されなかつた。現実、この法案が通らなければ、これは移転できないでしょう。できるならばやつてごらんない。できなかつた場合に、いまでもやつた仕事はどうなるのです。空港公団が、いつまでもあの御料牧場の敷地を持つておられますか。農地局どうです。

○中野政府委員 農地局にお尋ねであります。これは先ほど研究学園のときに私は申し上げましたように、もしそういうことがかりにありますれば、そのときに、空港公団というのは本来耕作者でございますので、農地を持つことはよろしくないと思ひます。そのときに考えなければならぬことだと思ひます。

○淡谷委員 持つことが悪かつたら、どこへやるのですか。そのときなんという考えではしょうがないですよ。そんなことをやるから、こんな改正をやるのですよ。だから、こんなかつてな省令改正をやるのです。今度、政令とはそういうふうなあふないものを持っているから、私は言うのです。具体的な例はこうなんです。一体どうなさる。〔いいことをやるのだつたら、どつちが先行したつてかわらない〕「そんなことはない」

と呼び、その他発言する者多し」

○伊能委員長代理 静肅に願います。

○床次国務大臣 今日土地の問題につきまして、すでに申し上げたように、三里塚の代替地としての栃木県の土地を買ってやるわけで、その手続につきましては、すでに農地法の規定によりましてこれが行なわれておる。いま先生方のほうにおきまして、この農地法によりましてこの取得がどうかという御疑念のようでありますが、私どもは、この農地の取得は法律として適法な処置ができてまいったと考えておるわけでありまして、しかし、最後の設置法がでないという場合におきましては、これはやはり宮内庁といたしましては御料牧場を改正することができなくなり

【伊能委員長代理退席、委員長着席】

したがって、今日までの経過ということをお解りいただきまして、ひとつ円満にこの新しい宮内庁御料牧場ができましたように、設置法の御審議をお願いしたいと思っております。しかし、審議ができておれば、それまでの間やはり途中で仕事が終わるというところになるわけですから、そういう過去の事情がずっとありますので、設置法の御審議をいただきたいということでありまして、むしろ問題は農地法の適用いかんという問題にあったのではないかとありますが、その事情はひとつよくおわかりをいただきたいと思います。総務長官の言うことは、私は、その設置法案だけ言うのじゃないのです。その前の六号の項目が、すでに学園都市で同じ失敗を繰り返しているのです。もし、あなたの方の計画したとおり、学校、役所が移らなければ、これまた日本住宅公団がもてあますことになつちやう。省令が先行するところなるというところを、私は言っているのです。単に日本住宅公団あるいは空港公団ばかりじゃない。つまり国会の審議というものを軽視した場合は、こういうふうな欠点が生じ、こういうふうな誤りが生ずるのだということを言っておるのです。われわれ

は、何も宮内庁設置法案を審議しないとは言っていない。あなたの方、審議してもいい。けれども、これは当然通るものという態度をとるから言わないで。法律案が通らなければ、あとのことはできないでしょう。詰まってしまうでしょう。詰まってしまうことを予想しないで、それじゃこの省令の改正をやったのですか。省令を先に作るというところは、明らかに誤りじゃないですか。ほとんど国家の金を動かしておる。最後になるか、やはり法律が臨路になって動きがとれないじゃないですか。そんなことは一体どうなるのです。これは農地法からいって、空港公団がどうしますか、日本住宅公団がどうしますか。

○床次国務大臣 宮内庁の御料牧場に関する限りは、今日までの農地法の手続等によりまして、すでにござらんをいたした方もおありかと思ひますが、ほとんどもう完成しておりますが、少なくとも八月十五日と予定しておりますが、この際におきましては全部完成して、秋までにおきましては大体完全な完成を見えるという状態でありまして、この点は、他の研究都市その他と違っております。宮内庁関係の御料牧場は、関係各方面の非常な御協力によりまして、円満に今日までの仕事を進めてまいっております次第でございます。したがって、あとは設置法の御審議をお願いするという状態になっておるということをお申し上げます。これは他の場合とは著しくその実績において違っておるということをお、あらためて申し上げて、お願いしたいと思ひます。

○淡谷委員 これは、宮内庁の関係はそうでしょうけれども、三里塚の下総牧場をこわしてしまふのは、国際空港をつくるためでしょう。これには大きな抵抗があることは、御承知でしょう。どつちがいいとか悪いとか言いませんよ。したがって、あの空港ができるかできないかは、まだ非常にペンディングな要素が多い。その場合に、一方ではどんどん進んでしまったんだ。宮内庁のほうにも、この間佐美さんの言うことを聞きまして、いやでいやでしようがないのですかと言つて

おる。私も現地を見てきましたけれども、決して完全な牧場じゃありません。機会があつたら申し上げます。ただ、そういうことを、国会の審議も尽くさず、法案もつくらないで、どんどん省令で先行させることが、私は間違いだと思つてゐる。これは間違ひでございますか、間違ひでないですか。いまになったかどうかにもよるが、間違ひではないですか。これはどうですか。――宮内庁の問題じゃないですよ。農地法の問題であり、省令の問題なんです。私の言っているのは、宮内庁の問題に固定してゐるのではないのです。

○中野政府委員 農地法といふ問題との関連につきましては、先ほど申し上げましたように、あるいは総務長官のほうからお答えがございましたように、国の予算として、公団の予算として代替地を造成する予算を組みまして決定をいたし、そういうことを決定いたしました段階で、空港公団が農地を取得することはできませんので、その例外として農地法の省令を直してもらいたいという申し出もございましたし、それに基づきまして、こういうことをやりまして農地法の三つの運用としては間違ひでないというふうにわれわれ判断いたしましたので、そういう例外を設けたわけでありまして。

○淡谷委員 そこが悪いのです。政令ではそういうことになるから、私たちが悪いと言つておるのです。そのために総定員法にも反対しておるのです。それができたために、こういう間違ひになっておるのです。この施行規則の改正が間違ひなんですか。しかも歯どめがないから幾つできるかわからぬですよ。どこから頼まれれば、すぐできるでしょう。例外規定を幾つつけるつもりですか。全部その他でやつてしまふのですか。だから、農地法はさる法だと言つておるのです。施行規則のこの例外規定でさるになつてしまつておるのです。それを認めませんか、認めませんか。

○中野政府委員 ただいまも申し上げましたように、また総務長官からお答えのように、こういう予算措置その他で現在事業が進んでおるわけでございます。その段階で、空港公団が農地の取得ができませんので、それをできるようにいたしましたけれども、それはいま先生御指摘のように、省令が法律を逸脱しておるのではないかと、ううなお話でございしますけれども、少なくとも農地法の三つの一号から八号に準ずるような、農地法の根本にもとらないような省令改正だと、われわれ判断いたしましたのでやつたわけでございます。

○淡谷委員 われわれとしては、これは間違ひだと思ふ。省令といふものは、国会の審議は必要としないでしょう。国会の審議を必要としないことをわれわれ言つておるのです。それはあなたの判断だから、われわれはそういうことは納得できない。それでは万が一宮内庁設置法案が通らなかつた場合に、農地法からいって、空港公団の持つてゐる土地は、どう処分されます。新しい省令をまたつくりますか。

○中野政府委員 本件につきましては、先ほど私もお答え申し上げましたように、現在まだ政府のほうでは、空港公団が代替牧場をつくつてゐるわけでございします。いま直ちに、もし万一そんなとこにどうするかといふところまで具体的なことについては、農林省としては考えられないと思ひます。その牧場が有効に利用される方向といふものも考えなければならぬと思ひますけれども、具体案としてはいま持つておりません。

○淡谷委員 あなたは答弁の責任者らしいからお聞きしますけれども、この第七号を改正した場合、将来これを生かすためには宮内庁設置法案が国会を通ることが必要だということを考えておりましたか。これは考えてやつた規定ですか。

○中野政府委員 先ほど申し上げましたように、最終的には宮内庁の設置法でそこに代替地である高根沢の牧場ができるということを考えておりました。

○淡谷委員 一体、法案の審議というものは、どこで審議するのです。あなたの方が審議するのじゃない

いでしょう。法律が通るだろうという仮定のもとに、これはやったのですな。自分たちが審議もしない法案が、あらかじめ通ることを予想して、そうしてこの省令の改正までやるというのは、少し行き過ぎじゃないですか。そんな調子でいくならば、とても今度の法案はこのままじゃ通りません。みんなやりますよ。現実にはまだこのとおり通っていない。通っていないのに、もう新牧場はできる。万一通らなかったら、一体これはあなただ、どうするのです。法律があることを知っておってこんな改正をやった、その責任は、一体どうなるのです。

○中野政府委員 繰り返すようで恐縮でございますけれども、この省令を改正いたしましたのは、四十二年九月でございます。そのときまでに予算措置その他ができておりましたので、そういう方向で国の方針としてやっておりましたので、この省令を改正したわけでございます。ただ、いま先生御指摘のように、万一という場合どうするかといわれまして、場合には、やはりそのときの段階で、空港公園が牧場を持つことは好ましいことではございませんので、その牧場が有効に使われるかどうか、これは農地局の判断としてよりも、国としての判断ではないかと思っております。

○淡谷委員 いまのように、この省令の改正には、非常に大きな不安もあるし、間違いもある。今後一体その他の条項の改正はどういう手続を踏まれますか。やはり省令でどんどん変えていきま

○長谷川国務大臣 予算というものが先行して設置法があとになったから、それは先に設置法を通して置いて、後に予算というものをつけるべきだという御意見ですか。

○長谷川国務大臣 いままでの国の私が携わってきた例からいきましても、予算審議というものが先行して、その予算というものが皆さん方の審議によって通過した場合に、初めてそれが実施をするという、それが今日までのあり方のように考え

られます。毎年そのように実はやってきております。しかし、御指摘の点につきましては、もしこの設置法が通らなかったというような事態があるとするならば、その時点において良識のある判断の上に立った処置をするよりやむを得ないと思えます。

○淡谷委員 農林大臣……

○伊能委員 委員長……（発言する者、離席する者多く、議場騒然、聴取不能）

○藤田委員長 ……（発言する者多く、聴取不能）……ます。

〔議場騒然〕

○藤田委員長 ……（発言する者多く、聴取不能）

本日は、これにて散会します。

午後七時四十二分散会

〔参照〕

衆議院公報第七十二号（昭和四十四年四月八日）に掲載された四月八日の内閣委員会の議事経過は、次のとおりである。

△内閣委員会（第十三回）

行政機関の職員に関する法律案（内閣提出第一号）

右案は、修正議決した。

〔報告書は附録に掲載〕

第一類第一号

内閣委員会議録第十三号

昭和四十四年四月八日

昭和四十四年十二月二十四日印刷

昭和四十四年十二月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局